

# 「働きたい！」 の 思いを実現 するためには

てんかんのある人の就労マニュアル





# 「働きたい！」 思いを実現 するための手帳

てんかんのある人の就労マニュアル





## 発刊にあたって

社団法人日本てんかん協会では、30年前の創設以来、本部、支部、青年部などの相談活動の一環として、就労に関する相談を行っています。発作による社内の人間関係の悪化、発作を理由にした解雇、失業状態から抜けきれない、毎日行く場所がないなど、深刻な悩みがたくさん寄せられています。

11年前、統合失調症やそううつ病が寛解した方々と共に「精神障害回復者」として、てんかん発作が改善した方々については多くの助成金制度の対象となり、ハローワークや地域障害者職業センターでのサービスを受けられることになりましたので、一定数の方々は一般企業に援護制度を使った就職ができるようになりました。しかし、まだまだ制度の使い方、機関の利用方法がわからず、悩んで相談に来る方が多いというのが実態です。

本書は、てんかん専門医、てんかんを診ている医師、障害者職業カウンセラー、当事者団体役員、経営学の研究者、職業リハビリテーションの研究者が、社団法人日本てんかん協会が行ってきた調査の結果や臨床事例、職業リハビリテーションサービス実践事例を元に協議を重ねて作成した「働きたい！——てんかんのある人の就労——」の実践編として、新たにさまざまな就労経験の事例紹介、ワンポイントアドバイス、社会資源一覧などを加え、本格的なマニュアルとして作成したものです。

本書によって当事者、家族、ハローワークや地域障害者職業センター職員、都道府県障害者雇用促進協会などの職員や医療・教育・福祉の関係機関職員、さらには事業主や一般市民の方々に、てんかんのある人の職業問題と職業相談の糸口を理解し、当事者や家族の相談にお役立ていただければ幸いです。

2004年3月

社団法人日本てんかん協会

## はじめに

てんかんのある人の中では、一般就労を希望している人が大半です。実際に調査をすると発作が抑制されている人は、約60%は働いています。また発作がなお抑制されなくて働いている人が40%もいます。このことはてんかんのある人の中でも、能力と働く場があれば相当働く人たちがいることを示しています。

実際に働く能力のある人が、働く機会が与えられないで、家庭内にとどまっていることは、本人、家族にとって辛くきびしいことであるだけでなく、社会的にも大きな損失でもあります。

最近、診察を通じて、非常に感動的な経験をした二人に出会いました。いずれも10代より外来で治療をしてきた人です。一人は、発作がありながら仕事をしていましたが、うまく継続できずに、少し自暴自棄となり飲酒を続け、ついにはけいれん重積状態になり入院することが3回もありました。両親は失望し、前途を悲観していました。ところが、3回目の入院後、発作がかなり抑制された時、ある人に紹介されて、一人の車いすで生活している人の世話——多くは買い物のときに車いすを押してあげる、散歩に一緒に行くなどを頼まれるようになりました。そのうちに彼は、自分でも人の役に立てることに気づき（たぶん車いすの人にいろいろと教えられた結果でしょう）、もっと自分も役に立ちたいと思うようになります。ピアカウンセラーの勉強をはじめました。そうこうして数年努力し、いまはいろいろな人の世話をしたり、相談を受けるようになっています。このことがさらに彼の病状も改善させ、ほとんど発作がなくなりました。彼はいま、ピアカウンセラーを仕事として自立生活を始めています。

もう一人は、高校卒業後、発作のために家にひきこもり、一度入院もしました。発作自体は回数も少なくなり、軽くなっているにもかかわらず、30歳を越す最近まで閉じこもっていました。職業訓練校、専門学校、大学などに行くように何回すす

めても頑として動きませんでした。父親はすでに定年となり、「もうぎりぎりだ、このままではずるずると行ってしまう」と考えていましたが、逆に本人には「自分の気が向くまで待ちましょう」と外来で言っていたところ、急にコンピューターの講習に行きますと自分から言い出しました。その後、講習を終えたところで、半日ぐらい働いてみたらとすすめたら、自分でアルバイトをさがしてきました。その後は、働くことが楽しくなってきたようで、「お父さんが涙を流して喜んでいるよ」と言うとテレ笑いして、「いやー」と言いながら満更でもない感じでした。

この二人のことから感じたことは、良い時期に、ちょうど本人に合う仕事の機会が与えられたことが大きく、この機会がなければたぶん二人ともひきこもりか社会の落後者として社会的な負担を家族、ひいては社会にかけていただろうと思います。

このようなてんかんのある人たちは、たくさんいます。私はこの21世紀には、てんかんという病名だけでの固定された考え方ではなく、本人の能力に応じた対応ができるようになってほしいと考えています。働きたい人たちに、働く機会を与えてほしい。そのためにこの冊子が利用されることを期待します。

2004年3月

てんかんがある人々の職業相談を円滑に進める事業  
企画委員会委員長 八木和一

---

「働きたーい！」の思いを実現するために——てんかんのある人の就労マニュアル  
目 次

---

発刊にあたって	3
はじめに	4

## 1 てんかんの障害と就労

① てんかんの就労に関する基礎知識	10
① てんかんとは	10
・ミニ用語説明①	13
② てんかんと就労に関するフローチャート	14
③ 「働きたーい！」の実現に向けて	16
② てんかんの障害は発作だけではない——「てんかんと障害」八木和一先生の調査から	25
① はじめに	25
② 実例から	25
③ 発作が障害の中心、でもそれだけでない	30
④ てんかんの障害	33
③ 家族心理とリハビリテーション	34
① 心理社会的問題	34
② てんかんと家族	36
③ てんかんのある人が、主体的に取り組める援助を	37
④ てんかんで使える助成金制度	38
⑤ 小規模作業所・授産施設などの就労先を探すには	39
⑥ 自動車運転免許の取得方法	40
① 道交法が改正されました	40
② 障害者に係る免許の欠格事由の廃止等とは	40
③ どんな人が免許を取れるの？	41
④ 免許取得に関する相談窓口	42
・ミニ用語説明②	48

## 2 てんかんのある人の就労・現状編

① ファンケルスマイル社の場合—社長の哲学と治療に立ち向かう姿勢	50
② 企業はこう考える—事業主調査から	52
③ 当事者の働く現状—社団法人日本てんかん協会の実態調査から	55

## 3 てんかん雇用政策への提言

① 有効な支援策を	66
② 法整備	66
③ 当事者ならびに事業主への支援	68
④ 障害者雇用の総合的な向上をめざして	74

## 4 てんかんのある人の就労・実践編

① 就労へのアドバイス	76
① 仕事にはマッチングが必要です	76
② 箱折り作業が気に入って就労をめざしたが	79
③ 実力本位の外資系会社で	81
④ 作業所で新しい人間関係を築く	84
⑤ てんかん協会のピアカウンセリングを通して	86
⑥ 7年の空白を資格取得とオープンでの仕事探しで克服	89
⑦ ボランティア活動で自信回復	91
⑧ 自営業への関心をもてて	94
② 先輩からのメッセージ	97
① チャレンジ精神—松崎元さんの場合	97
② 心のきずなが救ってくれた—持山拓也さんの場合	99
③ 病気を隠さずに胸をはって生きる—高橋哲郎さんの場合	100

## 5 資料編(社会資源一覧)

① 全国精神障害者地域生活支援センター一覧	104
② 全国障害者就業・生活支援センター一覧	116
③ 全国障害者雇用支援センター一覧	118
④ 全国地域障害者職業センター一覧	119
⑤ 全国精神保健福祉センター一覧	121
⑥ 全国ハローワーク一覧	123
あとがき	138
日本てんかん協会の案内	141
日本てんかん協会「事務局」一覧	144



## 1 てんかんの障害と就労



①

# てんかんの就労に関する基礎知識

## ① てんかんとは

### (1) てんかんの定義

「種々の成因によってもたらされる慢性の脳疾患であって、大脳ニューロンの過剰な発射から由来する反復性の発作（てんかん発作）を主徴とし、それに変異に富んだ臨床ならびに検査所見表出がともなう」（WHOてんかん事典〔和田豊治訳〕）が、定義です。すなわち、大脳の病気です。

### (2) てんかんの原因

原因不明が50%を超えますが、新生児仮死、未熟児出産、難産、頭部外傷、脳炎・髄膜炎など、原因が明らかになっている方もいます。明らかになっている人の原因是、知的障害や自閉症など、他の発達障害の原因と類似しています。



### (3) てんかんの診断

診断は、問診による病状の詳細把握、脳波検査（症状の確定、発現部位の追求）、頭部CTスキャン・MRI（原因の追求、他の疾患の有無確認）などにより行われます。治療にむけた一番大切なプロセスです。ビデオ同時脳波検査（症状と発現部位の検証）を行う場合もあります。

### (4) てんかんの発作

てんかんの発作は、その起こる脳の中の場所によってさまざまな症状を引き起こします。たとえば手先だけがピクピク動くような発作、しびれる発作、意識が一瞬とぎれる発作、動き回る発作、倒れる発作、全身がけいれんする発作などがあります。

どの発作も、条件が悪ければ最終的に全身がけいれんする発作に行き着くことがあります。

### (5) てんかんの薬物治療

診断が確定した後、治療は薬物治療中心に行われます。1日2～4回の服薬を中心とした薬物治療の継続で、8割以上の人の発作は抑制されます。

薬物が体内にどのくらい入っているか調べたり（有効血中濃度測定といいます）、副作用がないか定期的に血液や尿を調べたり、脳波検査を定期的にしながら治療は続けられます。

薬物治療は根気強く、何年も続ける必要があります。途中で薬を飲み忘れたり、自分で勝手に判断して薬をやめたりすると、発作が再発したり、前より悪くなってしまったりします。症状が安定しても薬をやめる時には、主治医の指示をよく聞き、何年も時間をかけて徐々に減らしていくきます。

### (6) てんかんの脳外科治療

薬物治療で発作が抑制されない人の治療手段として、発作の原因となっている部位を切り取る、発作が脳全体に及ばないように左右の脳の間の

連絡を少し遮断するなどの脳外科手術が期待されています。

充分な検査をしてから手術を受け、発作が止まった人の数も年々増えているようです。ただし、現状では、止まりにくい発作がある人すべてに手術ができるわけではないので、今後の医療技術の進歩を待ちたいところです。

#### (7) てんかん発作の救急処置

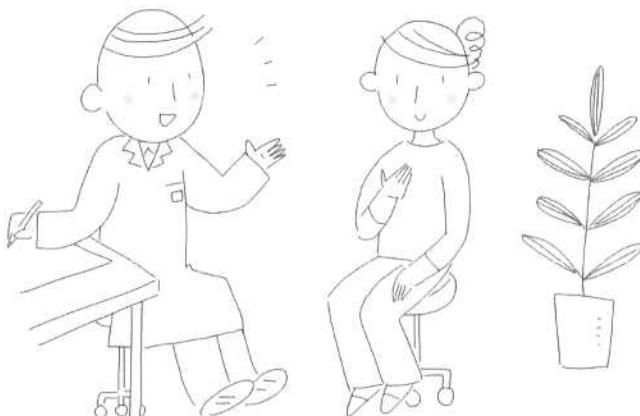
発作でケガなどをしていなければ、安静に寝かせておくことだけで大丈夫です。多くの場合は発作によるケガはありませんので、その程度で大丈夫です。

発作の様子や発作の時間を記録しておいて、本人や家族を通じて主治医に教えていただけすると、治療にも役立ちます。

万一、ケガをすればその対応をしてください。発作中、発作後に嘔吐しそうであれば、ゆっくり頭を横に向けて嘔吐物を取り除くと共に気道を確保し、窒息を防いでください。

また、まれに5分以上発作が続いたり、何回も繰り返し発作が起こる場合は、病院での治療が必要になりますので、救急車を呼んでください。

まずは、落ち着いて発作の状態を観察し、必要な介助をしてください。



## ■ミニ用語説明①

**プログラム** 提供できる内容のこと。たとえば、デイケアプログラムは、デイケアの具体的な内容（メニュー）のこと。そのメニューから個々に必要とされるカリキュラムが構成されます。似た言葉にプランがありますが、プランは計画のことであり、実施していくなかで変更があります。それに対して、プログラムは変更のない決定済みプランと考えてもよいでしょう。

**カリキュラム** 本来は教育用語で教科課程のこと。順序だてて編成した学習内容の計画をカリキュラムと呼びます。社会復帰やリハビリも、（ある意味では）学習であるという考え方から、その人に必要な治療・リハビリテーション・雇用支援のメニューのうち、最適なものを選んで最適な手法として提示され、本人の同意を得て実行されるものをカリキュラムと呼びます。

**プランニング** 計画（プラン）を立てること。

**ジョブコーチ** ジョブ（仕事）のコーチ（指導者）のこと。就労支援者とも呼ばれます。あなたが就労する際、あなたの傍らであなたを支援してくれる守護の天使のような存在です。

この天使は、仕事を覚えるお手伝い、職場でのあなたの代弁、あなたの障害を理解させるための啓発などをしてくれます。あなたが職場で独り立ちできるようになった日から、姿を見せなくなりますが、背後からそっと見守ってくれています。詳しくは78ページを読んでください。

**ソーシャルワーカー** 何らかの社会的援助を必要としている個人や家族に対して、個別的にその問題の解決をお手伝いする福祉の専門職の総称です。ソーシャルケースワーカーとも呼びます。英語略称でSW、またはSCWと表記します。国家資格をもつソーシャルワーカーを社会福祉士と呼びます。

ソーシャルワーカーは、所属や資格によって呼び名が変わりますが、福祉の水先案内人として相談にのってくれるという仕事内容は変わりません。公的機関（福祉事務所や児童相談所など）に所属する場合は、一般的にケースワーカー（CW）と呼び、病院や医療機関に所属する場合はメディカルソーシャルワーカー（MSW）、病院でも精神科の専門職になると精神科ソーシャルワーカー（PSW）と呼ばれます。国家資格をもつ精神科ソーシャルワーカーは、精神保健福祉士と呼ばれます。

**精神保健福祉士** 前項で、精神保健福祉士とは国家資格をもつ精神科ソーシャルワーカーのことだと説明しました。国家資格を得たことで、仕事の内容が拡がったことが特徴です。

PSWは主に精神科病院（もしくは一般病院の精神科）で働いてきましたが、精神保健福祉士は、精神保健福祉センター、保健所、精神障害者社会復帰施設、精神障害者作業所、グループホームなども職域として働き、さまざまな指導や助言、日常生活への適応訓練などを行っています。

**コーディネート** ワイシャツ・ネクタイ・上着・靴……それらが調和するよう、うまく組み合わせるのと同じように、ものごとを調整し、まとめあげること。コーディネーターは、コーディネートを行う人のこと。

**ケアマネージャー** ケア（介護）をマネジメント（管理）する人。介護保険と同時に制度化された専門職で、介護保険のサービスを利用者の希望にもとづいて組み合わせ、適切な介護サービスが受けられるよう市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行ってくれます。

**ピアカウンセラー** ピアとは仲間のこと。当事者のことです。仲間による仲間のためのカウンセリング、これがピアカウンセリングです。それを行う仲間をピアカウンセラーと呼ぶのです。ついでながら、カウンセリングって何でしょう？ カウンセリングとは、あなたの悩みをお聞きし、あなたの心をほぐす相談のことです。同じ立場の人だからこそ理解しあえる、それがピアカウンセリングの魅力であり、強みです。

●ミニ用語説明②は48ページ

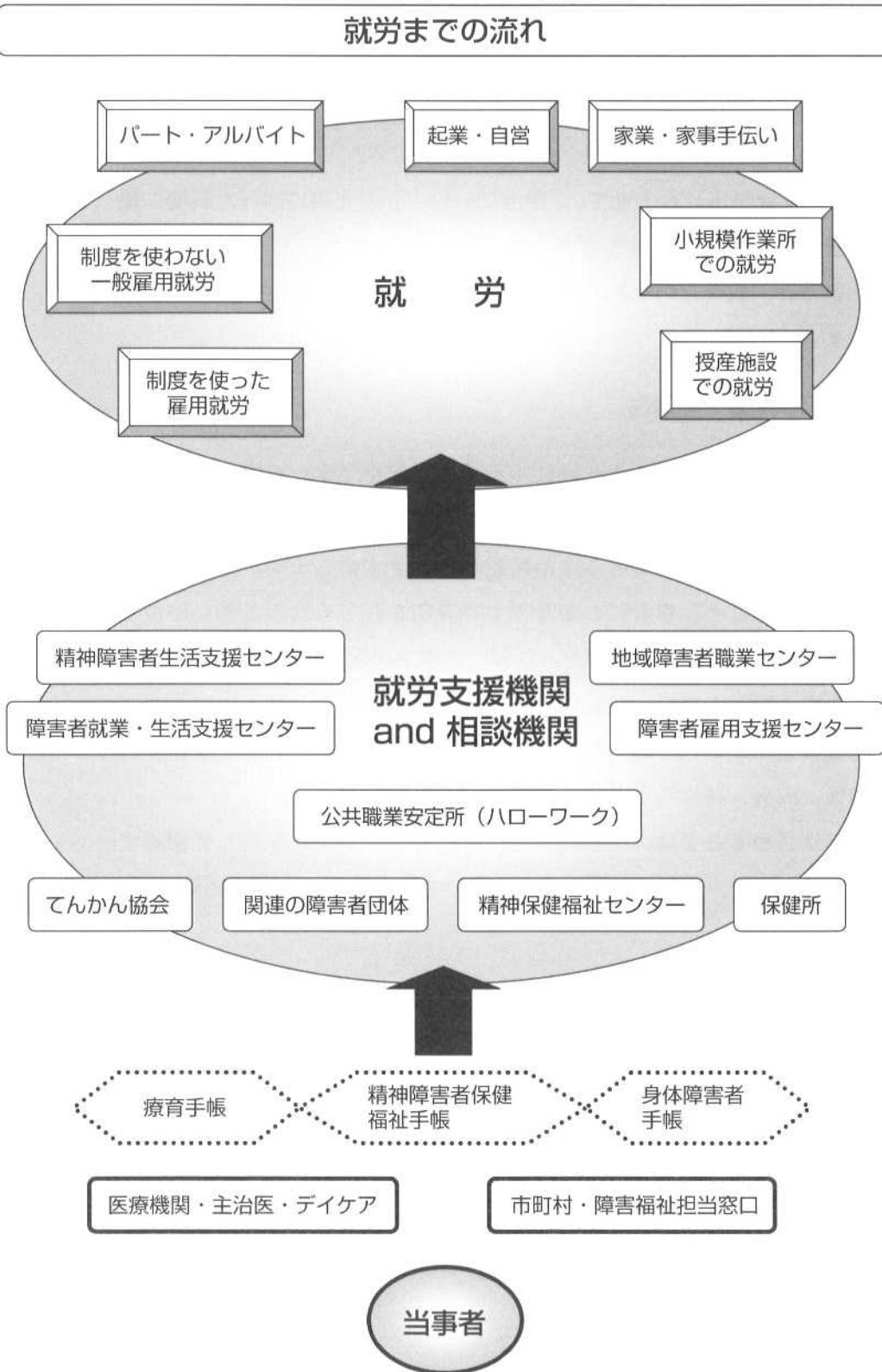
## ② てんかんと就労に関するフローチャート（流れ図）

フローチャートでは、①起業、自営、②制度を使わない一般雇用就労、③家業、家事手伝い、④パート、アルバイト、⑤各種助成金・ジョブコーチ支援を使った雇用就労（制度を使った雇用就労）、⑥小規模作業所での就労、⑦授産施設での就労の7つの働き方を紹介しています。

⑤から⑦の働き方を選ぶ方には、障害があることを証明する手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）が必要になる場合があります。



フローチャート ものごとの流れや処理の手順を図式化したもの。一目で全体のイメージがつかめるので、本書でも就労までの流れを理解していただこうと、フローチャートを活用しながら説明しています。



### ③ 「働きたーい！」の実現に向けて

#### ——機関、制度の使い方

フローチャートに合わせて、「働きたーい！」の実現に向けた制度、機関の使い方を解説してゆきます。

あなたと、あなたの家族の希望を実現するために、お役に立てると思います。

##### (1) 医療機関・主治医

てんかんの治療を進めるために一番重要な存在です。手帳や年金を申請する時の診断書や、てんかんの障害を告知して就職する時の意見書も書いてくれます。信頼できる主治医選びをおすすめします。治療を適切にしてくれること、患者にわかりやすい説明をしてくれること、いつでも受診・相談できることなどが、信頼できる主治医選びのポイントです。

てんかんの方の場合、自分に合った主治医は、家族や友人にも相談して慎重に選ぶといいと思います。小児科、精神科、神経内科、脳神経外科の他、内科、診療所などにかかっている人もいます。

働きはじめることは、生活の大きな変化です。学校を卒業して初めての就職に向けて、または長期入院・治療のあとの就職・再就職の際には、



どんな働き方が望ましいのか、主治医にしっかり相談することをおすすめします。

また、精神科などではデイケアプログラムをもっているところが多くなっています。デイケアは近年充実してきていて、音楽、絵画、スポーツ、パソコン、簡易作業などを、主治医の指示にもとづき治療と日中活動を兼ねて行います。

プログラムは個人によって異なり、1年から3年程度通った後、小規模作業所へ通う、就職をめざすなど、他の進路をめざす方と、継続してデイケアへ通いつづける方がいます。デイケア後の進路は主治医、スタッフと相談して決めます。

### (2) 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳

最近では、精神障害（てんかんも法律上はその中に入ることになっています）がある人への福祉手帳ができて、税制上の優遇措置やバスの運賃、施設利用料、電話料金などの割引も受けられるようになりました。

あわせて知的障害のある人は療育手帳が、身体障害のある人は身体障害者手帳が取得でき、手帳は何種類でも持つことができます。

どの手帳も問い合わせ、申請の窓口は、各市町村の障害福祉課（係）で、必要書類として主治医の診断書などを提出して申請します。

### (3) 小規模作業所

小規模作業所は、全国で約6000か所あります。

通所に向けては、精神障害の作業所の場合、主治医のすすめがあれば、自宅から近隣の作業所を見学し、保健所の担当者などと相談の上で利用を決めてゆくことになります。

心身障害の作業所については、市町村の障害福祉課（係）担当者から情報をもらい、見学と相談の上登録します。

近年は、身体障害・知的障害・精神障害の相互利用ができるところも出てきています。

毎日の就労の場としてのみならず、語らいの場として、育ち合いの場として、その役割は大きいものです。

#### (4) 授産施設

授産施設は、身体障害・知的障害・精神障害、それぞれの福祉法にもとづいて設置されており、小規模作業所ほど数は多くないのですが、就労の場として、一定期間の就労訓練の後に雇用就労をめざす通過施設としての役割を担っています。

身体・知的障害の授産施設は支援費制度が適用されます。

詳しいことは、市町村・障害福祉課（係）へおたずねください。

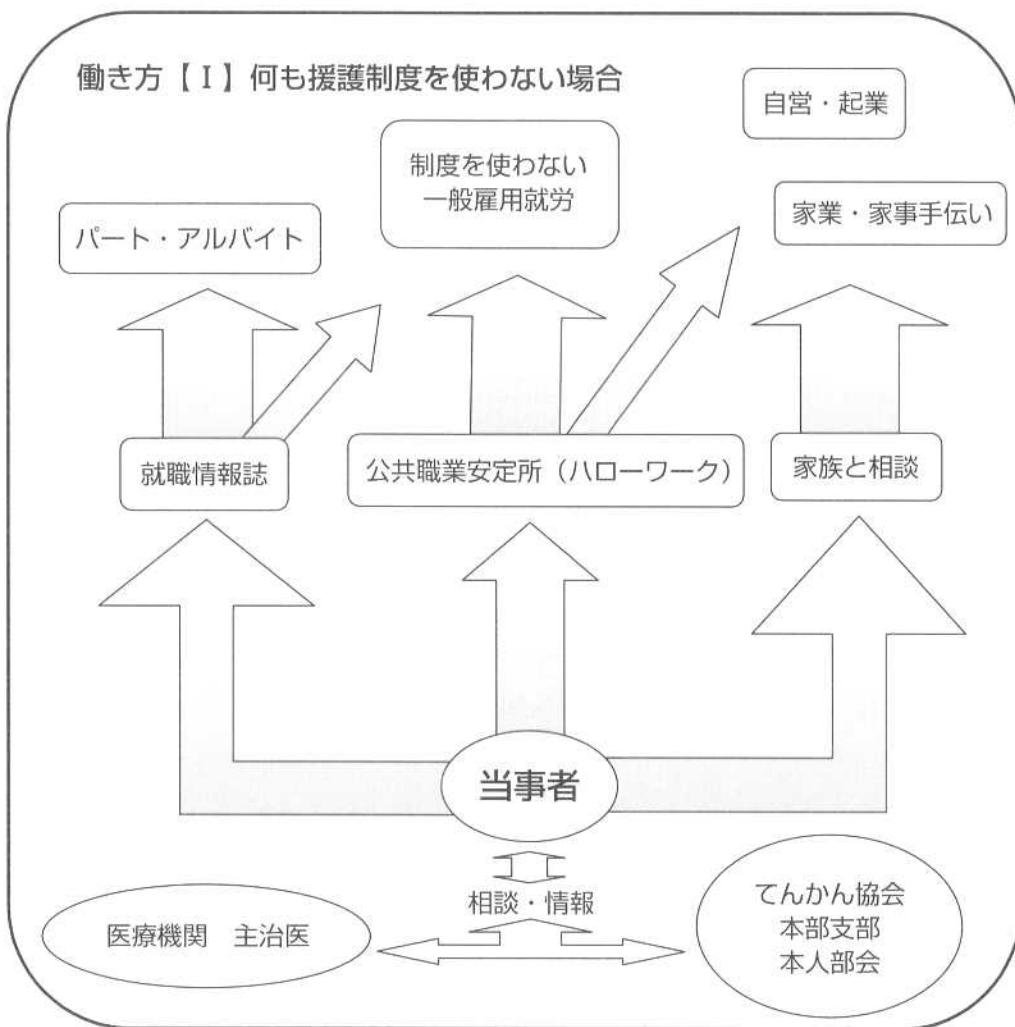
#### (5) 市町村・障害福祉課（係）

これまで述べてきたように、身体・知的・精神の障害者手帳の申請や支援費制度の運営など、障害者福祉に関わるさまざまなことが、都道府県から市町村の窓口に移行しています。

#### (6) 保健所

保健所はこれまで、精神障害者社会適応訓練制度（「職親制度」とも呼ばれる精神障害者の事業所内訓練制度）の窓口、精神保健福祉手帳の申請窓口など、精神障害者の就労支援に深く関わってきました。それらは市町村へ移行することになるようですが、今後も専門機関として市町村へのアドバイスや保健業務全体のコーディネートなど、重要な役割を担っていきます。





手帳をもたず、制度も使わずに一般就労をめざす人も多くあります。それは、多くの場合、病気を告知せずに就労することであり、一般の就労と同様のモデルになります。しかし、てんかんがあるため、医療機関や主治医の意見を尊重したり、家族と相談するケースが大きな比重を占めています。さらに特徴的な点として、当事者同士の情報交換などによって、自らの進路に対する考えを再確認する人が多いことをあげるべきでしょう。社会でひとり頑張って生きてゆくうえで、当事者同士の仲間としての支え合いは大変に有効なのです。

## (7) 精神障害者地域生活支援センター

生活の相談、雇用継続の相談、行き場所の相談など、精神障害者が地域で生きるために必要な要素となるべくたくさん盛り込んだ機能をもつセンターで、全国に約400か所あります。

中には、これから就職に必要なことを学ぶ「就労ゼミ」のカリキュラムをもったセンターやジョブコーチが配置されているセンターもあり、今後の地域生活支援の、まさに核となるセンターです。

利用には、センターごとの取り決めがあるようですので、主治医、かかりつけの病院におたずねください。

## (8) 精神保健福祉センター

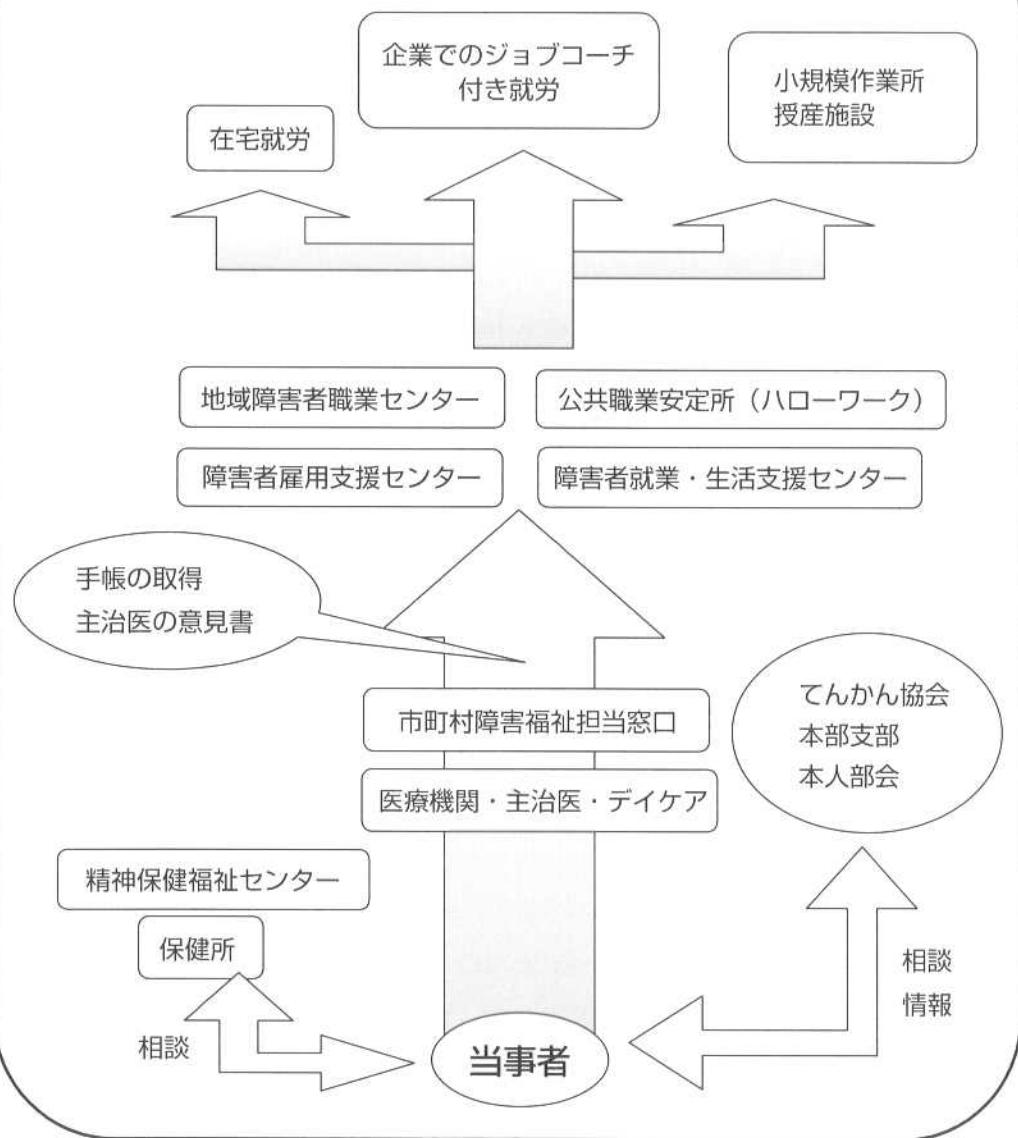
全国62か所のこのセンターは、都道府県や政令指定都市にあり、精神科医、精神保健福祉士、保健師や臨床心理の専門家などで構成されているスタッフが、悩みごと相談や、こころの健康に関する啓発事業を行っています。

## (9) 障害者雇用支援センター

全国14か所のこのセンターは、6か月単位の職業準備訓練を行うなど、就職から職場適応までの支援をしてくれます。



## 働き方【Ⅱ】障害者手帳または主治医の意見書を活用



企業でのジョブコーチ付き就労は、実施している機関がまだ少ないですが、施設外授産に近い就労を支える今後のモデルとして有望です。在宅就労は、身障者対象の制度で、在宅でメールと添付書類のやりとりによって仕事をするものです。ただし、一定要件が必要です。

## (10) 障害者就業・生活支援センター

いくつかの役割の異なる福祉施設の連合体として、就業から日常生活まで、障害に関わるさまざまな相談を受け、地域の関係機関や事業所につないでいくセンターです。現在は全国で44か所程度ですが、徐々に増えてゆくようです。

## (11) ハローワーク

全国477か所あるハローワークは、職業相談、職業紹介のみならず、雇用保険（失業保険）の認定機関でもあり、障害者雇用に関して事業所に不適切な動きがあれば、事業主指導も実施できる、重要な役割をもった機関です。

1992（平成4）年から精神障害者も各種助成金の対象となったこと、1998（平成10）年から知的障害者も雇用率のカウント対象になったことなどの法・制度の整備を受け、就労についての身近な相談窓口として機能し続けています。

## (12) 地域障害者職業センター

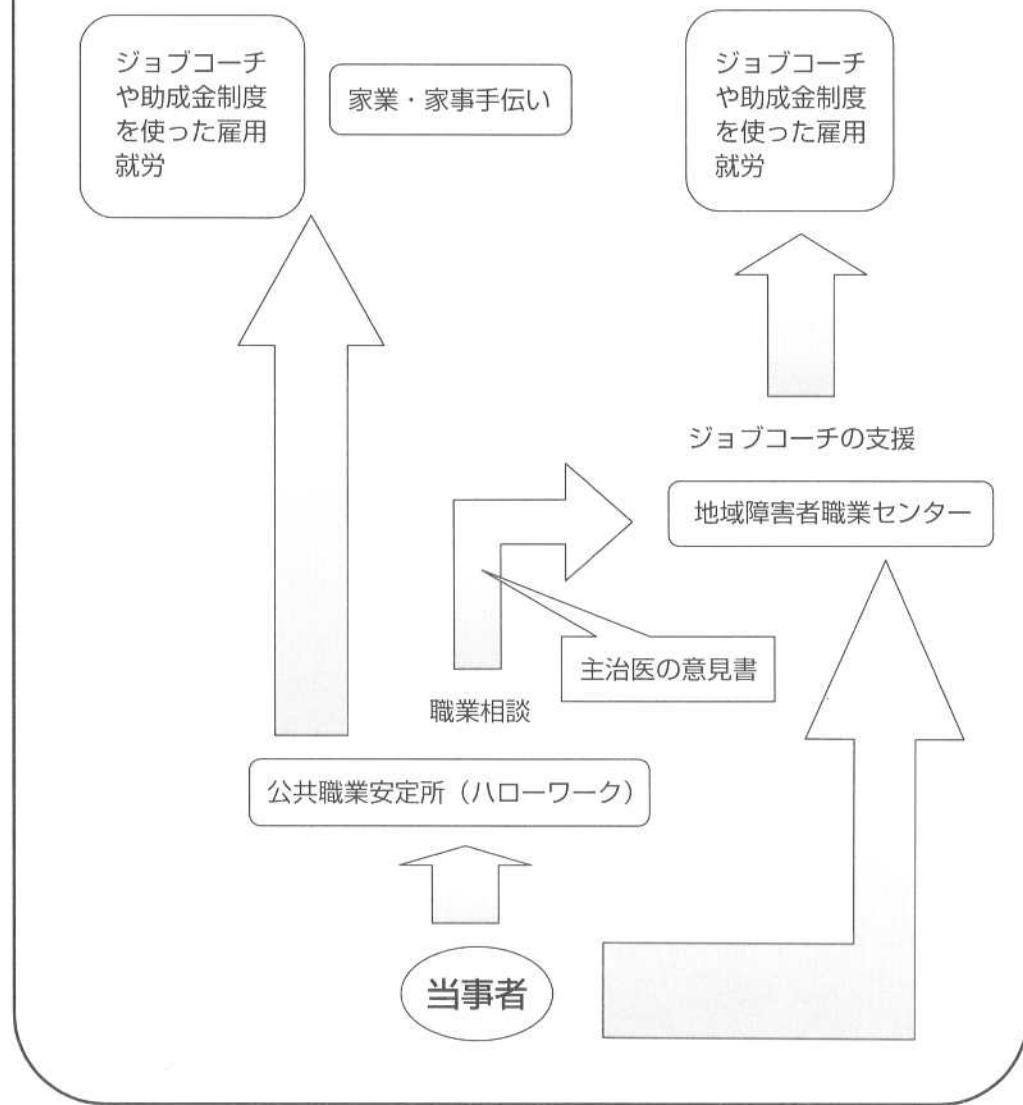
ハローワークと連携して、身体・知的・精神・その他、さまざまな障害がある方々の雇用支援を実施しているセンターです。従来から行っている職業相談・職業評価・職場適応指導に加え、最近では、ジョブコーチ支援事業、職業準備支援事業（個別のニーズに応じた職業準備訓練）を中心に、パソコン講習や事業主・関係機関を対象にした職業リハビリテーションに関する講習会など、幅広い業務を行っています。

ハローワークとの一体的支援ということで、就業にむけた効果的な助言と支援をしてくれるはずです。全国各都道府県に1か所と支所が5か所あります。

### ●望ましい就労の実現に向けて

以上、てんかんのある方々の就労に関する支援機関などの役割をまとめました。

### 働き方【Ⅲ】制度や助成金を活用する



ジョブコーチを使う雇用就労は、全国均一の地域障害者職業センターの事業と、都道府県や市町村、福祉施設や関連団体が行う事業の2つがあります。

地域の援助機関にどのような制度があるかしっかり調べて、自分で使えるジョブコーチを活用することをお勧めします。

なお、家業や家事手伝いも働き方の選択肢のひとつであり、求職活動を続けながらできる自分発見の訓練でもあります。

とはいって、読者のみなさんは、支援機関が本当に親切に対応してくれるのか、という心配が尽きないのかもしれません。

まずはこの本を全部読んでみた後、自分と家族は、どの機関を利用して、結果がどうであったかを振り返ることをおすすめします。不都合があれば再度、それらの機関に理由をおたずねください。

その感想などを、社団法人日本てんかん協会にお寄せください。その積み重ねが、あなたと家族が願う望ましい就労を創っていくはずです。

なお、精神障害に関する就労支援の実際については、この冊子の姉妹刊ともいえる、『働く生活の実現に向けて——使おう創ろう雇用支援』(厚生労働省委託事業・平成15年度精神害者職業自立啓発事業・啓発誌)にまとめられていますので、あわせてご活用ください。



②

# てんかんの障害は発作だけではない —「てんかんと障害」ハ木和一先生の調査から

## ① はじめに

てんかんは、大脳ニューロンの過剰発射に由来する反復性発作を特徴とする慢性脳障害です。日本全体での正確なてんかんのある人たちの総数を知ることはできませんが、アメリカのてんかんに対する行動計画（1977年）によると、活動性てんかんは人口の1000対6.6、潜在性てんかんは人口1000対3.4と推定されています。これを日本の人口にあてはめると、活動性てんかんは70万人以上ということになり、このうち現在の治療で発作が抑制されていない難治てんかんの人たちが、約十数万人いると推定されます。

てんかんの発病年齢をみると80%以上の人人が20歳未満で発病し、20歳以上の発病は20%以下です。20歳以下の発病が多いことが問題になります。

自分の体験から、てんかんの障害について、実例を通じて考えてみたいと思います。

## ② 実例から

### ■怠薬時に発作があるが、スーパー店員として就労

【36歳、男性、特発性全般てんかん】

発病は14歳で、全般性強直間代発作があり、その後1年間に8回も発作があるため、15歳時に初診した。以後発作はなく、高校を卒業し、スーパーの店員として働いている。薬を怠薬したときに発作がまれにみられる。現在でも服薬が中止できない。

## ●高校時に自暴自棄となつたが、専門学校を卒業して就労

【32歳、男性、症候性部分てんかん】

発病は12歳。左への眼球偏倚と回旋を伴い強直する発作があり、治療にかかわらず抑制されないために13歳時に初診し、入院した。退院後中学3年になっても抑制されず、高校受験がほぼ終わる頃になってやっと止まった。自暴自棄になり、怒り興奮する本人をはげましながら家族は頑張り、なんとか受け入れてくれる高校をさがし、遠方ではあったが見つけた。その後、発作は完全に抑制されたままであり、高校を卒業し、専門学校へいき、就職できた。現在まで元気に働いている。薬も現在は日に1回と減量できている。

## ●高校中退後に調理師として就労。結婚して子どもがある

【38歳、男性、症候性部分てんかん】

発病は3歳。回旋発作、二次性全般化発作が週2回あり、11歳頃には日に4、5回みられるようになり、13歳時に初診した。その後発作は軽減し、現在は年単位の本人のみ自覚する発作となっている。中学時代は興奮や登校拒否、両親への反抗などがあり、高校に入っても校則違反し、自ら退学して就職し、調理師として働き、結婚し子どももある。



### ●発作はまだ起こるが、高卒後にセールスマンとして就労

【23歳、男性、症候性部分てんかん】

発病は15歳。右手の運動発作、二次性全般化発作が頻度を増し、20歳で初診した。その後は、右手の運動発作は2、3か月に1回、全般化けいれんは年単位と減少している。高校卒業後、セールスマンとして働いている。発作はあるが普通に働けている。

### ●まれに軽い発作があり、農業大学卒業、鑑賞植物の栽培に従事

【31歳、男性、症候性部分てんかん】

3歳時に脳症になり、軽い左の片マヒがある。てんかん発病は12歳。左上肢のけいれん、あるいは強いときは左上下肢の強直けいれんとなる。13歳時より通院している。発作はだんだん軽減して、左上肢のみの軽い発作が、2、3か月に1回おこっている。彼は非常に積極的で、農業高校に入り、さらに農業大学校にすすみ、卒業後は観賞植物の栽培に従事している。

### ●銀行や書店の勤務経験があるが、発作のため退職して在宅

【38歳、女性、症候性部分てんかん】

発病は15歳。最初は強直間代発作で始まり、18歳より複雑部分発作も始まった。高校卒業後に、銀行に勤務したが発作のため5年後に退職。23歳時に階段から転落し、1か月入院。その後1年間書店に勤務したが、発作のために退職した。服薬が不規則で、26歳時にはけいれん重積状態となり、長期入院した。しかし、発作が抑制されないために、35歳時に当院を初診し、入院・外来治療をおこなっている。現在も意識減損する複雑部分発作が月単位でみられる。退院後は両親と自宅にいる。

### ●症状の悪化に伴い、大学を中退して在宅

【47歳、男性、症候性全般てんかん】

発作は19歳時に、食事中急にものを落とす短い発作ではじまり、その後強直間代発作が出現してきた。治療開始して22歳頃には強直間代発作は消失してきたものの、棒状に強直して転倒する発作や非定型欠神が日

に5、6回と増加し、知能低下も目立ちはじめ、25歳時に初診し、入院・外来治療を行った。しかし、現在も週単位で転倒発作がみられる。19歳で発病して大学4年で中退、以後は自宅にいる。両親はすでになくなり、兄夫婦が保護している。転倒する発作のために、随時生活の保護を要する。

#### ■養護学校を卒業して作業所通所。日常生活は要介護

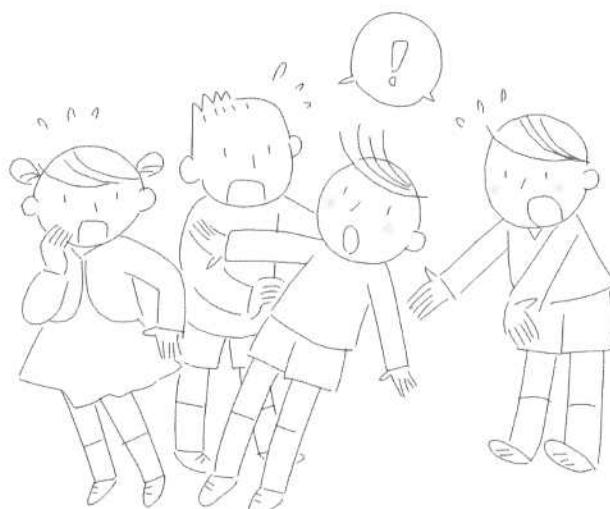
【37歳、男性、レンノクス・ガストー症候群】

発作は2歳6か月で発病。最初は前屈発作ではじまり、ACTH療法などを行われたが効果なく、頭部を打撲する発作がしばしばみられたが、4歳時には消失した。しかし、9歳ごろから再発し、転倒するようになった。12歳以後はさらに発作が増加して、15歳時に当院を初診して、入院・外来治療を行っている。しかし、現在も強直発作は週単位でみられている。養護学校を卒業してからは、通園作業所に通っている。知的障害があり、発作も転倒する発作であることから、日常生活から保護が必要である。

#### ■発作頻発であり重度知的障害重複、自宅介護は限界

【40歳、女性、レンノクス・ガストー症候群】

発病は10歳。非定型欠伸、強直発作が頻発し、急激に知的障害が進行



した。16歳時には強直発作、転倒発作が頻発し、2年間入院したがよくならないために、18歳時に当院を初診し、入院・外来治療をおこなった。しかし強直発作、転倒発作、非定型欠伸が日に5、6回以上みられ、知的障害は高度であり、日常生活はすべて家族に介護されている。全身状態も時に悪化して、自宅での保護に限界がある。

### ●転倒発作があるが、家族の協力を得て家業を手伝っている

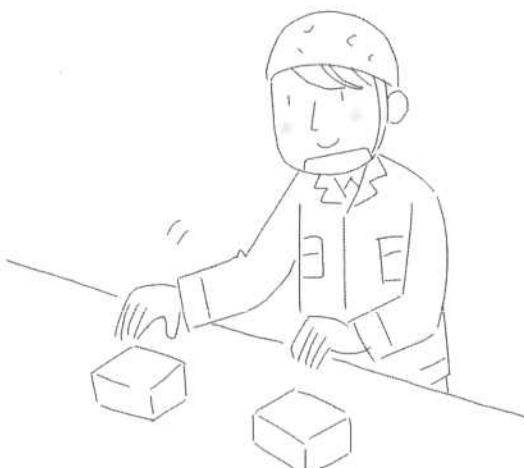
【51歳、男性、症候性全般てんかん】

発病19歳。強直発作があり、転倒する。最初は発作頻度は少なく、結婚して子どもも一人あった。家業の畳製造業を家族とともにやっていた。発作が抑制されないために当院を初診し、入院・外来治療をおこなっていた。発作が転倒発作であるため、なかなか発作の抑制は困難で、2回の入院治療を行った。しかし、月単位の発作があり、家では保護帽をかぶって仕事の手伝いをしていた。家族の協力があり、特に奥さんの協力が大きく、47歳頃には発作は年単位に減少し、ついには発作は抑制された。発作がなくなるにつれて、本人も仕事に熱心になり、うまく経過している。

### ●18年間の勤務だが、絶えず失職の危機がある

【40歳、男性、症候性部分てんかん】

発病は6歳。現在も複雑部分発作が月に10回あり、時に転倒する。転



職を3回繰り返しているが、現在は保護帽を着用しながら、同じ工場に18年間勤めている。しかし絶えず失職の危険性がある。父親はすでに70歳、母は65歳であり、妹は結婚して独立している。職はかなり保護的に雇用されている。住に関しては両親の保護下にある。

### ■福祉工場への就労と寮生活で生活が安定

【32歳、男性、症候性全般てんかん】

発病は9歳。強直発作と強直間代発作が主に睡眠中にみられる。知的障害が軽度みられる。発作は月単位でみられる。現在まで6、7回の転職を繰り返している。一般就労が困難なことから3年前から保護工場で働き、寮で生活するようになった。仕事中は保護帽を着用して仕事をしている。父親は73歳、母親は64歳で、姉妹は結婚して独立している。本人は独立しての生活は困難であり、両親も高齢化していることから、住に関しては生活寮に入り、福祉工場で働くことができて将来への目途が立ったように見える。

### ■意欲や能力はあるが、家族が在宅を強いいる

【39歳、女性、症候性部分てんかん】

発病は15歳。複雑部分発作が週に数回みられる。知的には障害は軽度である。発作がないときにはかなりの作業能力がある。職歴はなく、中学卒業後家庭内に保護されている。両親はすぐではなく、長兄家族と生活している。家庭内で絶えず問題があり、精神的反応をおこし、数回の入院を繰り返している。問題は家族が、家庭外へ本人を出すことを嫌い、授産施設や通園作業所へ通うことを拒否されることであった。本人は作業意欲もあり、学習能力があることが入院での評価から得られている。

## ③ 発作が障害の中心、でもそれだけではない

13の実例をあげましたが、かなり各例により問題は異なります。てんかん発作があることが障害の中心になっていることは事実ですが、障害はそれだけではないように思えます。そこで、過去に行った検討の結果

を提示してみます。

障害を社会的障害という観点からとらえ、外来患者を一般就労可能群、一般就労が困難であるが保護的就労なら可能と思える不完全就労可能群（以下不完全群と略す）、家庭や施設に保護されている人たちを保護必要群として3つに分けて検討しました。

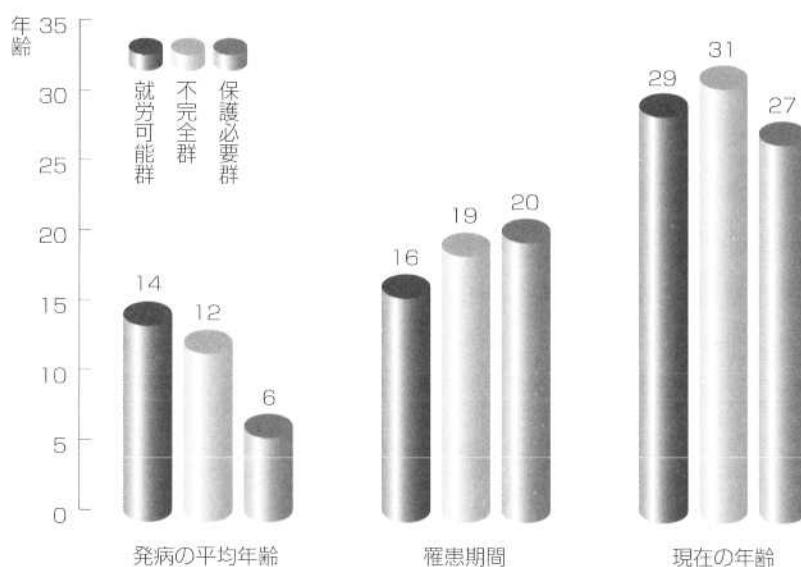
対象は16歳以上の312人で、就労可能群は192人（61.5%）、不完全群75人（24%）、保護必要群45人（14.4%）です。

発病の平均年齢が高いほど、また、罹患期間が短いほど就労に結びつきやすい。ただし、発病の平均年齢が低ければ、同年代では罹患期間が必然的に長くなる点には注意が必要です。【表1・図1】

次に、発作頻度と障害との関係をみるために、発作頻度は特に障害と

【表1】対象者の発病年齢と罹患期間

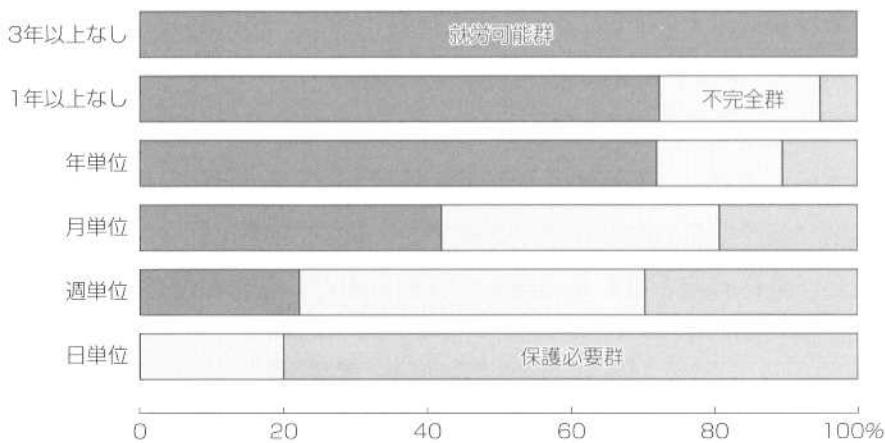
	発病の平均年齢 (範囲)	罹患期間 (範囲)	現在の平均年齢 (範囲)
就労可能群 192人	14歳 (7か月～63歳)	16年 (16歳～68歳)	29歳 (1年～49年)
不完全群 75人	12歳 (1歳～46歳)	19年 (17歳～59歳)	31歳 (2年～44年)
保護必要群 45人	6歳 (3歳～19歳)	20年 (16歳～68歳)	27歳 (5年～50年)



【図1】就労と発生年齢・現在の年齢・罹患期間

【表2】発作頻度と就労

	3年以上なし	1年以上なし	年単位	月単位	週単位	日単位	合計
就労可能群	37	22	21	14	12	0	192
不完全群	0	17	13	32	35	3	75
保護必要群	0	7	13	27	36	18	45



【図2】発作の頻度と就労

なると考えられる意識障害を1分以上伴う発作、転倒する発作、けいれん発作（強直発作、強直間代発作）の発作数をとっています。【表2】

発作頻度と障害との関係をみると強直発作、強直間代発作、複雑部分発作が月単位以上あることが就業を困難にしていることがわかります。しかし、発作のみが就業を困難にしているわけではないようです。

【図2】からは、発作の頻度が年単位に減少する（安定する）と就労可能性が高まることがわかります。また一方で、週単位、月単位の発作があっても就労可能性が指摘できる点に注目すべきでしょう。

次に身体症状と障害との関係をみてみました。【表3】の軽度とは、不器用、動作緩慢、ふらつきを、中・高度とは、片マヒ、直線歩行不能を意味しています。

【表3】身体症状と就労

	中・高度	軽度	なし	合計
就労可能群	0	12	180	192
不完全群	2	51	22	75
保護必要群	14	30	1	45

この結果からみると、不完全群では軽度の身体症状をもつものが約70%もみられ、保護必要群では、軽度から中・高度の身体症状が98%もみられます。つまり、てんかん発作以外に何らかの身体症状をもつことがてんかんの障害を形成していることがわかります。

ついで精神医学的問題と障害との関係をみてみました。【表4】

この結果から不完全群、保護必要群になるほど中度から重度の知的障害がみられ、また神経症・性格障害や精神病状態がみられます。

【表4】精神医学的障害と就労

	なし	神経症・性格障害	精神病状態	知的障害(軽度)	知的障害(中度)	知的障害(重度)
就労可能群	127	42	0	31	1	0
不完全群	5	38	3	38	17	3
保護必要群	0	10	5	2	22	21

## ④ てんかんの障害

てんかんの障害とは、(1)てんかん発作そのもの、に加えて、(2)てんかん発作以外に、身体症状、精神医学的症状、知的障害などを重複することなのです。

また、てんかんは罹病期間が長く、20年から30年の後に発作が消失しても、重複した身体症状、精神医学的症状、知的障害は残存して障害を残すことになります。これらすべてを含めててんかんの障害と考える必要があります。



# ③ 家族心理とリハビリテーション

てんかんのある人の就労の支援は、心理的問題に対する洞察なしには不可能です。18歳までに三分の二から四分の三の方が発病するため、多くの人々は学校や家庭内においてさまざまな困難を経験しており、それが心理的おもしや意欲の低下になっていることがあります。

## ① 心理社会的問題

1986年にてんかん協会が実施した「会員アンケート調査」によれば、生活上の不安や悩みを有する会員は、回答者1417人のうち1329人と全体の94%にものぼりました。

多彩な心理社会的問題を整理してみます。

### ① 発作

どのような発作がどのくらいの頻度あるのかを知るのは、職業選択のみならず、てんかんのある人の心理的問題を知るためにも必要です。い



つ起こるかわからない発作への不安や恐怖心のため、将来はあいまいで不安に包まれていると感じています。

発作が起こることを自分でコントロールできません。予測性と規則性を求める社会の通念に従えないことが、心理的苦痛をもたらします。

発作を見られることの恥ずかしさに傷つくことも少なくありません。病気だから仕方ないと受け止めるのは難しいのです。

## ② 誰もがもつ悩み

何者にも代え難い一人の人間として周囲の人たちに無条件で受け入れられ、行動と障害を理解され、存在価値や仕事の成果を認められ、社会に貢献しているという実感をもちたいと誰もが願っています。てんかんのある人は、この欲求に対し常にあいまいさや不全感をもっており、地域社会の否定的態度がこれに追い打ちをかけます。

## ③ 文化的背景に由来する悩み

同調、完全、自立、競争が重視される社会で生活することに困難を感じています。発作や長期にわたる通院、薬物の副作用などにより人と異なった行動を取ることが、否応なしに周囲との同調を妨げます。

完全性を求める社会において、てんかんのある人は、いつ起こるかわからない発作を自身の欠陥と感じてしまいがちです。目に見える障害と異なり、周囲の人がてんかんのある人の障害を想像により模擬的に体験することで、その人なりの完全性を理解することは容易ではありません。

服薬、通院とてんかんのある人は医療に依存した生活を送っています。ひとたび発作が起これば、否応なく周囲の人に依存しなければならないことも自覚しています。これらの依存が発作のない時の依存にまで発展しがちです。職業上の制約や運転の制限なども苦痛と依存葛藤をもたらし、依存性をさらに高める結果となります。

競争を強いられる社会において、さまざまな場面でてんかんのある人は敗北感を抱き、競争への自信を失ってしまいます。競争を好まず、その結果、劣等感を抱きやすいのです。

## ② てんかんと家族

てんかんの診断は、両親のみならず家族全体に重大な影響を与えます。

### ① 罪の意識

両親は子どもを不完全なもの、あるいはよその子どもと異なった存在だと感じがちです。それが両親を脆弱にし、怒りや罪の意識、悲しみをもたらします。病気の原因を探ることで、非難と罪の意識の悪循環が始まりがちです。

### ② 偏見に対する恐れ

偏見を恐れるあまり、両親自身が偏見をもつようになり、さらには家族全体が偏見の目で見られていると感じるにいたします。両親の否定的な態度は、てんかんにまつわる社会の偏見から生じたもので、両親の不適応と患者の困難は関連しています。

### ③ 過保護とスバルタ

両親が過度に指示的であった家庭の患者は、抑うつや問題行動を起こしやすい傾向があります。過保護は、感情面の未熟さや家族への過剰な依存、社会性の欠如、受動的態度などをもたらします。反面、病気があるからとスバルタ的に接する両親もいます。子どもの状態に合わせて接



し方を変えるのは難しいのです。

#### ④ 家族のストレスと身体症状

てんかんのある子どもの家族における不安、抑うつ、怒り、罪の意識、絶望、ストレスなどの割合は、喘息や他の慢性疾患の患者の家族より高いという研究があります。家族が気苦労から解放されることは、患者、家族双方の状況の改善に役立つのです。

#### ⑤ 情報

多くの家族は情報不足です。家族や地域がてんかんのある人に適切に対応するためには、情報は重要な役割を果たします。

てんかんと家族の心理社会的予後は平行するのではなく、循環しています。てんかんが患者に苦痛をもたらし、苦痛が怒りや敵意を引き起します。怒りや敵意は家族の患者に対する批判的反応につながり、家族の批判的反応が患者の苦痛となって戻り、悪循環は完成するのです。

### ③ てんかんのある人が、主体的に取り組める援助を

てんかんのある人の就労援助を行うに際して、本人や家族の心理社会的问题を把握することが基本となります。プログラムや考え方を一方的に押しつけては成功しません。ありのままの姿を受け入れ、家庭を含めた背景や行動、モチベーションを洞察しながら、アドバイス、カウンセリングを通して、その人自身が主体的に取り組めるよう援助することが必要です。

④

## てんかんで使える助成金制度

てんかんのある人たちは精神障害者に該当するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で規定する雇用義務の対象ではありません。しかし、てんかんのある人を雇い入れる事業主に対しては、助成金が支給される制度があります。

支給される助成金は、大きく3つに分けられます。

### ① 特定求職者雇用開発助成金

障害のある労働者に支払った賃金の一定率が、雇い入れた日から一定期間、事業主に対して支給されます。ハローワーク（公共職業安定所）が窓口となっています。

### ② 障害者雇用納付金制度にもとづく助成金

障害者を雇用する事業主が施設・設備の設置・整備や雇用管理を行う場合、経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進・継続を図るために、費用の一部を事業主に対して助成するものです。窓口は都道府県障害者雇用促進協会（雇用開発協会及び総合雇用推進協会）です。

### ③ 障害者雇用継続援助事業にもとづく助成金

採用後、労働災害、交通事故、疾病などにより障害者となった中途障害者の雇用を継続するために、施設・設備の設置・整備や職場適応措置を行う場合に、その費用の一部を事業主に対して助成するものです。採用後、外傷や脳腫瘍、脳血管障害などにより発病した人が適用の対象となります。窓口は都道府県障害者雇用促進協会（雇用開発協会及び総合雇用推進協会）です。

いずれの助成金も、受給にあたって一定の要件があるので、申請の際にハローワークや都道府県障害者雇用促進協会などに確認してください。助成金制度の活用は、てんかんのある人の雇用を促進する上で有効な方法の一つです。

⑤

## 小規模作業所・授産施設などの就労先を探すには

小規模作業所や授産施設などの就労先を探す際には、情報を集めるとこころから始めましょう。市町村の障害福祉課（係）では、担当する地域の小規模作業所や授産施設の一覧を手引きや冊子などの形で用意していることが多いのですが、確認のために、まず、電話をしてみましょう。時には、情報を改訂中のこともあります。なぜほしいのか、遠慮しないで資料をもらってください。

また、相談の前に手帳の種類を聞かれる場合もあります。このとき、精神保健福祉手帳の場合は保健所または保健センターへと言われることもあります。その場合は、連絡先を聞いて同様の問い合わせをしましょう。情報だけがほしい場合には、福祉事務所などでもらえる場合もあります。

なお、「どこの作業所がよいか」という質問に直接、具体的な施設の名前をあげてくれることはほとんどありません。それは、受け入れが個々の施設の判断によるものだからです。そのため、自分の通える範囲内の施設を選び、また、それぞれの施設での作業内容などを見比べながら、どうしたいかを決める必要があります。判断に迷ったり、細かい情報がほしい場合には、ケースワーカーなどと相談することもいいでしょう。

こうしていくつかの施設を選ぶことができたら、実際に見学に行くことになります。

手帳を持っていない場合であっても、相談を受け付けてくれないということはありません。まず、勇気をもって一步を踏み出してみましょう。

## ⑥ 自動車運転免許の取得方法

### ① 道交法が改正されました

みなさんすでにご存知だとは思いますが、昨年（2002年）6月1日付で、「道路交通法」が改正になりました。

これに伴い以下のように、大きく3つの規定の整備が行われました。

- I. 免許証の更新を受ける方の負担を軽減するための規定の整備
- II. 運転者対策の推進を図るための規定の整備
- III. その他交通の安全と円滑を進めるための規定の整備

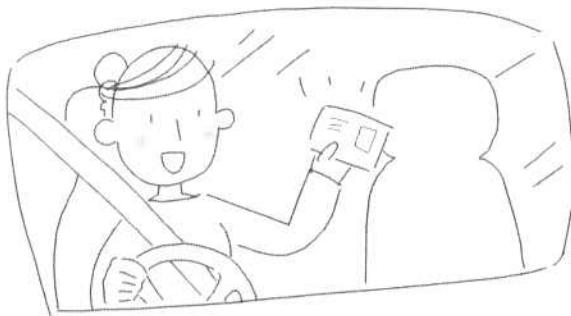
その中には、免許証の有効期限の延長や免許証の更新期間の延長（誕生日前後1か月間に）、悪質・危険な運転者に対する対策を強化するための規定の整備（違反行為に対する罰則の強化）、高齢者の保護などに関する規定の整備、身体障害者標識の表示（クローバーマーク）などがあります。

ここで、一番注目したいのは、IIの中に、障害者に係る免許欠格事由の廃止等、という項目が入っていることです。

### ② 障害者に係る免許の欠格事由の廃止等とは

これまで、「てんかん」という診断名がついていると、すべての人があくまで免許を取得できないという、絶対的欠格事由だったものが、免許を受けようとする人一人ひとりについて、自動車などの安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断する、相対的欠格事由へと変わったことです。

つまりは、条件がそろえば、てんかんがあっても、運転免許が取得で



きるようになったのです。

ただ、権利が発生すれば、それに伴う義務も生じます。この改正規定をキチンと把握し、正当な手続きを踏んで、免許を取得し、安全運転を心がけてほしいものです。

ここにいたるまでは、長い道のりがありました。これは、機関誌「波」の中でも何度も取り上げていますが、てんかん協会として、てんかん学会とも連携し、さまざまな働きかけをしてきた成果です。この成果を無にしないよう、心がけたいものです。

### ③ どんな人が免許を取れるの？

てんかんと一言でいっても、その症状は一人ひとりさまざまです。では、どのような人が今回の改正で免許取得が可能になったのでしょうか？

- ①過去5年以内に発作がなく、今後発作が起こるおそれがない人
- ②過去2年以内に発作がなく、今後〇年程度であれば、発作が起こるおそれがない人
- ③医師が2年間経過観察をし、発作が睡眠中に限っておこり、今後症状の悪化のおそれがない人

などです。（詳しくは、表1参照）

どの場合においても、医師の診断書が必要になりますので、自分が条件に合い、免許を取得したいと考える場合には、主治医にその旨申し出てください。

改正後この1年、協会本部にも、当事者、家族、医師、関係者などから、このことで多くの質問が寄せられました。そこでいっそう理解を深めてもらおうということで、「波」で再度「特集」を組みました。

全国的にはさまざまな事例が発生していることと思いますが、ひとつひとつていねいに解決していくことが大切になります。そうした積み重ねがさらにこの法律を改善させていくことにつながっていくのです。

## 4 免許取得に関する相談窓口

免許を取得しようとした場合、すべての人が、試験を受けることはできますが、自動車などの安全な運転に支障を及ぼすおそれがある人の場合、免許が取得できないこともあります。免許を取得できるか否かなどの詳しいご相談は、各都道府県警察本部、運転免許センターにお問い合わせください。



表1 一定の病気に係る免許の可否等の運用基準(てんかん関係抜粋)

## 2 てんかん(令第33条の2の3第2項第1号関係)

## (1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

## (2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に○○といった特殊な事情があったためで、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

## (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

## (4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間(X年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(5) なお、日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を懇意することとする。

# 免許取得の際の診断書の書き方のポイントなど

日本てんかん学会法的問題検討委員会

委員長 伊藤正利、委員 井上有史、三宅捷太、森本清

免許取得のための診断要件として、主治医の診断書が重要です。どのように書くのか、そのポイントを解説します。

## ① 症状の申告と個別聴取

てんかんのある人の運転免許取得は、2002（平成14）年6月1日より施行された新道路交通法および同施行令により、絶対的欠格事由が相対的欠格事由に改められました。

運転免許取得の条件は、日本てんかん学会の現時点での意見をとりいれた「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」に定められています。免許申請時または更新申請時に病気の症状の申告欄があり、てんかん関係では、「病気を原因として、又は原因は明らかではないが、意識を失ったことがある」、「病気を原因として発作的に身体の全部又は一部のけいれん又は麻痺をおこしたことがある」、「病気を理由として、医師から、免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている」のいずれかへ免許申請時に記載した場合、更新申請時にはさらに「これまでの免許の申請時又は免許証の更新時に申告していない意識消失、けいれん又は麻痺の経験がある」と答えた方は、個別聴取の対象となり、原因を聞かれます。

## ② 診断書で判断

これまでの申請時または更新時に、それまでに起こった意識消失やけいれんをすべて申告しており、それ以後は起こっていなければ、個別聴取の対象となりません。てんかんの診断を受けている場合、過去1年6か月以内に意識障害および運動障害を伴わない単純部分発作以外の発作を起きている間に起こしたことのある方は、免許取得を拒否されます。それ以外の場合は、主治医の診断書の提出を求められ、診断書で判断されることになります。

### ③ 9タイプを明確に記載

主治医の診断書の内容は、表1（58ページ）のように9種類のタイプが想定されています。免許が許可されるためには、最低限、表の内容が明確に診断書に記載されていることが必要です。あいまいな表現や不十分な記載は、判断困難として臨時適性検査の対象とされる可能性があります。てんかん病型や発作型、脳波所見、抗てんかん薬の種類や量も診断書に含まれるべきです。

### ④ 意識障害を伴う発作

特に注意すべき点は、意識障害を伴う発作が1年6か月間ない状態で、6か月後に運転に支障がないことが見込まれれば、6か月間の保留・停止となり、免許取得・更新が可能なことです。保留・停止期間中に何らかの特殊な事情があって、判定が困難であれば、さらに6か月間保留・停止期間を延長できます。また、X年後に診断書の再提出が必要とされ、X年後以前に更新時期がきた場合は、診断書なしで更新できます。診断書の記載例を表2（59ページ）にあげておきますので、主治医の先生が診断書を書かれる時の参考にしてください。

### ⑤ 積極的な面と自己責任

道路交通法改正後1年になろうとしていますが、2003年3月末の時点で警察庁運転免許課によりますと、てんかんのある人で新たに免許を取得した人は500人にのぼるとのことでした。今後、資格のある人は積極的に運転免許をとることが望されます。逆に、運転に支障をきたす発作がおこっている人は、免許を取らないまたは返上するという自己責任が求められていることにご留意ください。新道路交通法および同施行令の運用が適切に行われることが、てんかんのある人に対する社会的偏見を改善し、QOLの向上に結びつくと思われます。

日本てんかん学会では新道路交通法施行後の運転適性判定に対する問題点・課題を明らかにするために、第37回日本てんかん学会（2003年10月30日・31日、仙台）でワークショップ「道路交通法改正後のてんかんのある人における運転免許」を行うなどの啓発につとめています。

表1 主治医の診断書を踏まえた免許の拒否等の判断基準（対応マニュアルより抜粋改変）

	診断書または臨時適性検査の内容	判断	診断書または臨時適性検査
1	過去に5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。	許可	以後必要なし
2	発作が過去2年内に起こったことがなく、今後、X年であれば発作が起こるおそれがない。	許可	X年後
3	1年の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはない。	許可	以後必要なし
4	2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれはない。	許可	以後必要なし
5	「1年の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはない。」とはいえないが、6月（〇月）以内に「1年の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれはない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は停止（〇か月間）	診断書提出又は臨時適性検査受診命令
6	「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれはない。」とはいえないが、6月（〇月）以内に、「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれはない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は停止（〇か月間）	診断書提出又は臨時適性検査受診命令
7	「過去に5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、6月（〇月）以内に、「過去に5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は停止（〇か月間）	診断書提出又は臨時適性検査受診命令
8	「発作が過去2年内に起こったことがなく、今後、X年であれば発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、6月（〇月）以内に、「発作が過去2年内に起こったことがなく、今後、X年であれば発作が起こるおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	保留又は停止（〇か月間）	診断書提出又は臨時適性検査受診命令
9	上記以外 ・ 過去2年内に発作を起こした。 ・ 今後発作を起こすおそれがある。	拒否又は取消し	

表2 診断書の記載例

<b>① 診断：特発性全般てんかん、強直間代発作</b>
最終発作は2年前で、脳波は正常化しており、バルプロ酸600mg服薬中であるが、今後2年であれば発作が起こるおそれではなく、自動車運転に支障はない。 (運転免許は許可されますが、2年後に診断書を再提出することになります。何年後に再評価が必要かは主治医の判断にまかされています。)
<b>② 診断：部分てんかん、単純部分発作</b>
2年前に発症し、カルバマゼピン400mg服薬中である。脳波は右頭頂部に棘波を認める。左頬のミオクロニー発作が週1回程度おこっているが、意識障害や全身発作への進展はなく、今後も症状の悪化のおそれはない。 (運転免許は許可され、診断書の再提出の必要はありません。)
<b>③ 診断：部分てんかん、二次性全般化強直発作</b>
10年前に発症し、カルバマゼピン400mg服薬中、年数回発作があるが、すべて夜間睡眠時のみであり、今後、症状の悪化のおそれはない。 (運転免許は許可され、診断書の再提出の必要はありません。)
<b>④ 診断：側頭葉てんかん、複雑部分発作</b>
最終発作は1年7か月前であるが、6か月後に発作がなければ、今後1年であれば発作が起こるおそれないと診断できる。 (6か月間保留又は停止され、6か月後「今後1年であれば発作が起こるおそれはない」と診断されれば、許可され、1年後に診断書を再提出することになります。)
<b>⑤ 診断：特発性全般てんかん、欠神発作</b>
発症は3年前で、脳波は正常化しバルプロ酸減量中である。3か月後にバルプロ酸を完全に中止する予定であり、中止後脳波再検し問題なければ、今後1年であれば発作が起こるおそれないと診断できる。 (6か月以内の保留・停止となります。保留・停止期間に発作はなかったが、脳波異常が出てきた場合、「さらに6か月後再検し異常がなければ、今後1年であれば発作が起こるおそれはない」と診断されればさらに6か月間保留・停止期間を延長できます。最終的に「今後1年であれば発作が起こるおそれはない」と診断を受ければ、運転免許を許可され、1年後に診断書を再提出することになります。)

てんかん協会機関誌「波」2003年6月号より



## ■ミニ用語説明②

**小規模作業所と授産施設** 障害の重い人は、一般企業などで働くことが難しいことがあります。そんな人たちを対象にした「働いたり」「活動したり」する場が、小規模作業所や授産施設です。規模の小さな場が小規模作業所であり、規模の大きな場が授産施設です。小規模作業所は、当事者、家族、関係者や支援者などがバザーや寄付で資金を集め、魂をこめて創った小さな「働く場」であり、「活動する場」です。授産施設は法律で、「やがて自立する」ことを目的としており、保護から自立への架け橋的存在として位置づけられていますが、小規模作業所はその限りではありません。詳しくは本書17~18ページをお読みください。

**デイケア** デイ（日中）のケア（介護）を行うこと。精神科デイケアのケアには、社会復帰のためのリハビリや仲間との語らい、手芸や料理などのプログラム、スポーツやカラオケなどのレクリエーションなどが含まれます。日中に行く場のない方であっても、安心して通える居場所もあります。デイケアに通うことで、自分を見つめ直したり、病気と向かい合うきっかけをつかんだりすることができます。

**トライアル雇用（障害者試行雇用事業）** ハローワークの紹介によって、企業に短期間採用してもらいます。この期間は原則的に3か月です。この試用期間を経て、本採用するかどうか決定します。企業にとっては、あなたがどれだけ能力があるか見極めることができます。あなたにとっては、どんな企業かを知ることができ、あなたのやる気と能力を実地検分してもらえるチャンスでもあります。トライアルとは試行のこと。スポーツの予選もトライアルと呼びます。

**キャリア** 経歴や経験のことですが、専門的な知識や技術を要する職業に就いていることもキャリアといいます。専門的知識や技術をもって仕事をしている女性のことをキャリアウーマンと呼びます。

**ヒューマンスキル** ヒューマン（人間としての）スキル（わざ）とは？「お早うございます」のあいさつや「ありがとう」という感謝、ちょっとした笑顔などが、ギスギスしがちな人間社会の潤滑油として機能しています。その潤滑油がヒューマンスキルです。対人関係の技術ともいいます。この潤滑油をうまく使いこなすことができれば、あなたの間関係も、ぐんと抜がります。

**フレックスタイム** 自由勤務時間制ともいい、1987（昭和62）年の労働基準法改正で定められた変形労働時間制のひとつです。8時間の勤務は同じでも、あなたは10時に出社して18時に退社、わたしは11時にゆっくり出社して、退社は19時……みたいな勤務制度。

**マッチング** 力量などの釣り合いがとれた組み合わせのこと。仕事のマッチングは「どんな仕事が向いているか？」「どんな仕事ができるか？」「どんな仕事をやりたいか？」という3つの視点から判断して、うまく組み合った仕事があなたにとってマッチングした職だと言えるのです。

**オープンとクローズ** オープン（開いている）は自分の障害を隠さずに告知すること。反対にクローズ（閉じている）は、障害を隠して告知しないこと。就労に際して、オープンでゆくかクローズでゆくかは大問題です。それぞれに長所と短所があって、一概にどちらがよいとは決められません。あなたはどう思うか、どうすべきかよく考えて決定しなくてはならない課題であると思います。本書76ページ以降にオープン・クローズの事例が紹介されていますから、参考にしてください。

⇒ミニ用語説明①は13ページ



## 2 てんかんのある人の就労・現状編



## ① ファンケルスマイル社の場合 ——社長の哲学と治療に立ち向かう姿勢

### 「特例子会社」

神奈川県横浜市にある株式会社ファンケルスマイルは、1999（平成11）年2月1日創業、同5月7日に全国96番目に特例認定を受けた、化粧品販売会社ファンケルグループの特例子会社です（特例子会社とは、障害者雇用に特別の配慮がされた子会社のことをいいます）。

2003（平成15）年7月7日現在、従業員36名中、知的障害者が27名（うち重度10名）の会社です（他はパート社員5名、株式会社ファンケル本社からの出向4名）。

知的障害がある従業員が従事している作業は、ダイレクトメールの封入・封緘・発送作業、商品の梱包・発送作業、コピーサービス、各種資料のセットアップ、名刺印刷、廃棄書類のシュレッダー作業、社屋内外の清掃作業などです。

### 発作の状態などを社長に

Aさん（19歳・男性）は、養護学校からの実習生でした。養護学校の先生は実習開始に先立ち、「Aさんは仕事がよくできる方です。てんかんの発作があるのですが、発作が起きそうになると具合が悪くなり、そのことを周囲に知らせてくれるので、発作で迷惑をかけることはありません。発作のあとも休ませていただければよくなります。どうかよろしくお願ひします」と、浅井輝生社長に依頼しました。

社長は、てんかんの薬を飲んでいる人は初めてではなかったのと、先生が熱心な方だったのでさほど心配はしませんでしたが、



ファンケルスマイル株式会社ホームページ  
<http://www.fancl.co.jp/smile/top.html>

実習中に発作が何回も起きるので、仕事もさることながらAさんの身体に悪いのではないか、発作のたびに脳細胞が破壊されると聞いていたので、何とかならないかと思い、家族と相談することにしました。

### 服薬治療が就業の条件

母親によると、「てんかん発作が薬を飲めばよくなるとは聞いていましたが、副作用が心配、主治医の先生に言われたとおりには薬を飲ませていませんでした」と打ち明けてくれました。社長は母親に、他の社員できちんと服薬して発作が止まっている者がいることなども話し、仕事をきちんとするとということのみならず、本人の健康のためにも服薬をすべきである。就職したいのならば服薬治療することが条件である、と話しました。

### 本人・家族も社長の姿勢に感動

社長と話し合ったAさんと家族は、社長が自分たちのためにそこまで考えてくれたということに感動すると共に、治療に対する取り組み態度を恥じ、主治医のもとで改めてきちんとした検査を受け、決められたとおりに服薬をすることにし、採用されました。

入社3か月後の現在、Aさんの発作は月1回くらいありますが、実習中よりかなり頻度は減り、仕事も順調にこなしているので徐々に会社の戦力になりつつあります。

Aさんが発作がありながらも就職できたのは、浅井社長の「人を育てること」への哲学によるものが大きいのですが、同時に、仕事がしっかりできること、養護学校の先生が本人を大きく後押ししてくれたこと、そして実習中には不十分であった治療に立ち向かう姿勢がしっかりできしたこと、がポイントでした。

就職にはさまざまな要因が影響します。

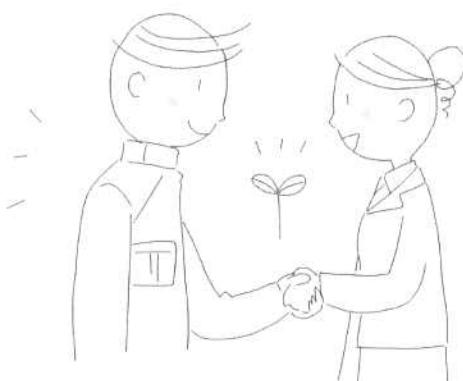
## ② 企業はこう考える

### ——事業主調査から

それでは、事業主の立場では、どのような視点でてんかんと就労がとらえられているのでしょうか。

ここでは、少し古い資料なのですが（1989年2月）、日本で唯一てんかんと雇用について調べた、広島県雇用開発協会会員への調査がありますので紹介します。

- (1) てんかんのある人を雇用していると答えた事業所は、回答してきた621社中72社（11.6%）でした。雇用している事業所の業種内訳は、製造業47社、サービス業8社、卸小売業5社、建設業、運輸通信業各3社、その他5社、不明1社でした。
- (2) そこで雇用されている計103名のうち、39名（37.9%）は身体障害や知的障害の重複障害がある人でした。
- (3) てんかんのみの人では、てんかんであることが周知されていたのは12.5%のみですが、重複障害がある人の場合は38.5%の人が、採用時にてんかんであることが周知されていました。

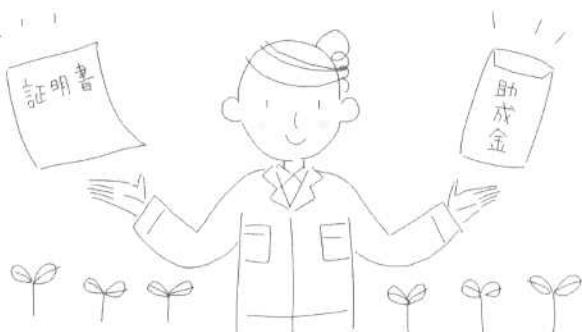


- (4) 月15万円以上の賃金を得ていた人は、てんかんのみの人の場合は67.2%ですが、重複障害がある人は15.4%となっており、賃金にはかなりの差が見られます。他に、「仕事の質」「仕事の量」「作業態度」「給与や雇用形態」において、てんかんのみの人と重複障害がある人では事業主の評価に大きな差異が認められました。
- (5) 従業員がてんかんとわかった時の雇用継続の可能性については「危険な作業はないので雇用継続はする」「配置転換はするが雇用継続は行う」が、あわせて52.0%でした。  
一方、「雇用継続は困難」「作業内容によっては雇用継続は困難」と答えた事業所の合計は40.0%でした。
- (6) 今後、てんかんの人を採用してかまわないとお考えですか、との問いに「はい」と答えた事業所は、621社中84社（13.5%）でした。業種内訳は、製造業41社、サービス業14社、金融保険不動産業8社、建設業4社、卸小売業3社、その他14社でした。
- (7) てんかんの人を雇用していない事業所では、採用意向があるのは10.9%のみでしたが、雇用した経験がある事業所では34.7%が採用してもかまわないと答えていました。
- (8) 採用意向のある事業所84社で、新規にてんかんの人を採用する要件としてあげられていたのは、以下の7項目でした。
- ①てんかんがあっても、配置された職場においては問題ないという医師の証明があればよい（58.3%）。
  - ②発作を起こした時の処置をよく教えてもらえばよい（50.0%）。
  - ③てんかん発作のために事故が起きた時の責任を、事業所側がもたなくていいような法的保障を考える必要がある。
  - ④身体障害者や知的障害者のように、行政からの各種助成金が出るようすればよい（32.1%）。

- ⑤てんかんについての啓発活動を、行政でしっかりやってくれればよい（26.2%）。
- ⑥身体障害者や知的障害者のように、障害者雇用率の算定に含めるようすればよい（19.0%）。
- ⑦公的機関で職業訓練を行い、てんかんのある人の技能開発を進めるようすればよい（19.0%）。

この結果を、2001年会員調査との関連でまとめると、以下のことが見えます。

- \*職場でてんかんがわかった時の雇用継続の可能性については、事業主の意識は微妙であり、このことが本人の悩みにもつながっていますが、雇用継続に向けては「配置転換」が、ひとつのキーワードになります。
- \*1992（平成4）年から、てんかんのある人も主治医の意見書を証明書として障害者登録ができ、あわせてハローワークの所長の認定を受ければ、事業主への障害者雇用に係る各種助成金制度の対象になっています。このことは、採用に前向きな事業所が要件としてあげていた、①医師の証明、④行政からの助成金、を満たしたことになります。事実、助成金制度を活用して毎年多くの人が就職しているようです。
- \*今後は、②発作時の対処方法、⑤てんかんの啓発活動、を医療機関などの支援者と行政が連携して行うこと、③事業所の事故責任の免除、⑥障害者雇用率への算定、⑦職業訓練・技能開発、などの法、制度の見直しの方向性について検討を求めることが、てんかんのある人の就職促進には重要でしょう。



### ③ 当事者の働く現状

——社団法人日本てんかん協会の実態調査から

2001年12月に行った会員実態調査アンケートは、本人ならびに親や家族を対象とし、総数6061通に対して3305通（54.5%）の有効回答を得ました。17歳以上で就学中の者を除いた本人（n=1953）の就労状況は、職についている736名（37.7%）、無職850名（43.5%）、授産施設・作業所365名（18.7%）でした。このうち、有職者の状況について分析してみました。

#### (1) てんかんのある人の就いている職種

全就業者と比較すると、てんかんのある人々は、専門的・技術的職業、サービスの職業に就いている人の割合が高く、農林漁業、運輸・通信の職業に就いている人の割合は低いが、総じて一般就業者の職種と比べ、大きく偏っているものではありません。

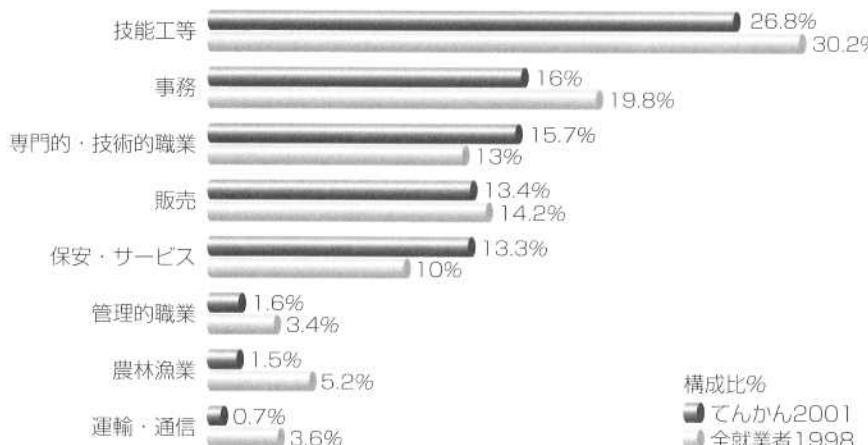


図1 全就業者とてんかんのある就業者の職種比較

#### (2) てんかんのある人の就労形態

企業規模（従業員30名以上：29%、従業員30名未満：13%）を問わなければ、企業で働く者の割合は全体の約4割、公務員や特殊法人の職員は約1割を占め、安定した雇用状況にあると考えられる者は全体の約半

分を占めます。しかし、一方で、パート・アルバイトなど不安定な雇用状況にあるものが、3割を占めている点が注目されます。

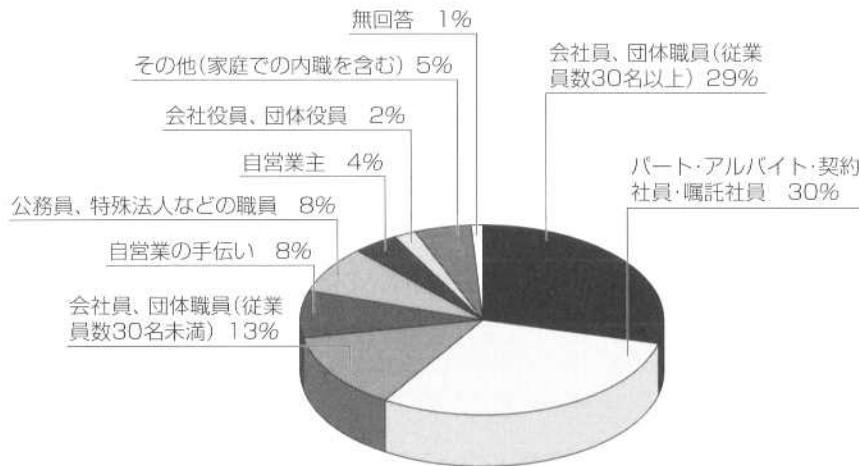


図2 就労形態

### (3) 職の継続(現在の職の勤務年数)

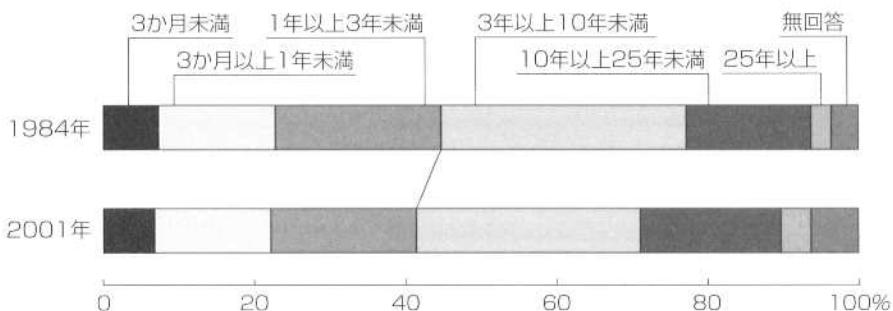


図3 現在の職の継続年数(603人の回答から)

「1年未満」「1年以上～3年未満」「10～25年」が各20%前後、「3～10年」が30%前後となっています。職業生活の安定の指標として、「3年以上」ということがひとつの目安とされています。この調査では、3年以上働いている人が1984年の調査でも、2001年の調査でもともに50%を超えており、働いている人の半数以上は安定した職業生活を送っているといえます。

表1 現在の職の継続年数: 2001年

	人数	構成比%
3か月未満	41	6.8%
3か月以上1年未満	93	15.4%
1年以上3年未満	116	19.2%
3年以上10年未満	179	29.7%
10年以上25年未満	112	18.6%
25年以上	24	4.0%
無回答	38	6.3%
計	603	100%

## (4) 仕事で得られる年収(税込)と就業(勤務)時間

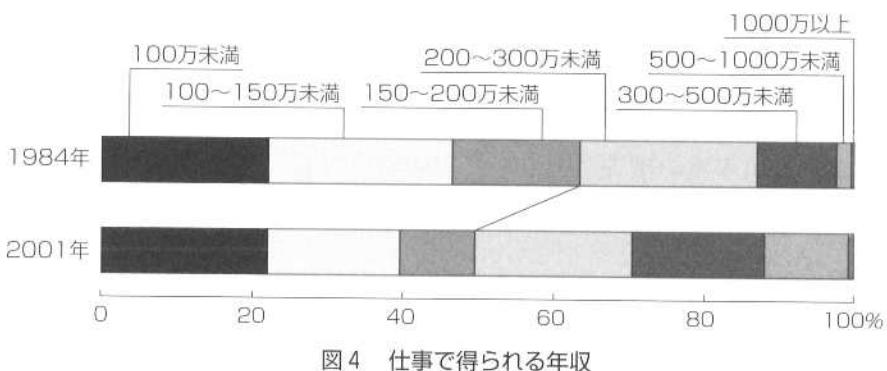


図4 仕事で得られる年収

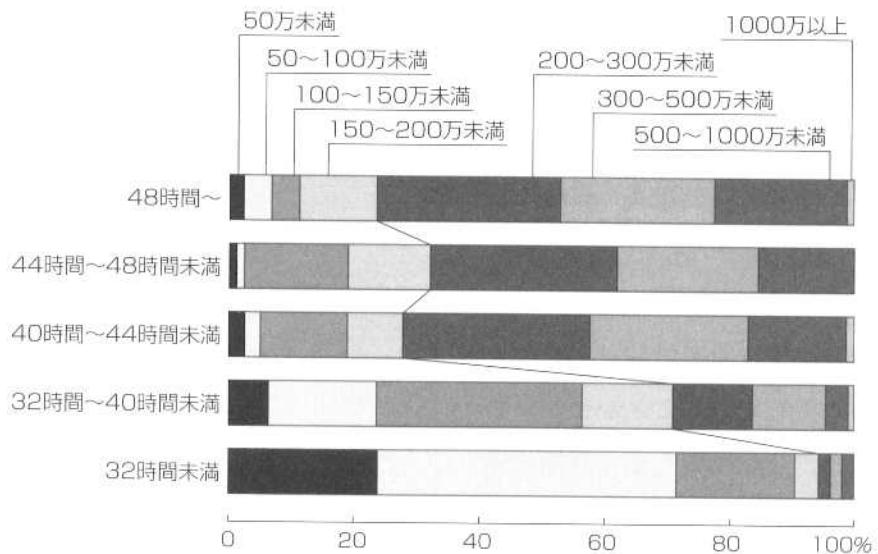


図5 勤務時間と年収(税込)

表2 1週間あたりの就業(勤務)時間:2001年

	人数	構成比%
32時間未満	109	18.1%
32時間以上40時間未満	113	18.7%
40時間以上44時間未満	160	26.5%
44時間以上48時間未満	85	14.1%
48時間以上	89	14.8%
わからない	22	3.6%
無回答	24	4.0%
無効回答	1	0.2%
計	603	100%

自営業、内職、その他、無回答を除いた結果を示します。年収200万円未満に注目すると、1984年には6割を超えていましたが、2001年には5割を下回り10%を超える減少が認められます。しかし、それでもなお、年収200万円以下が半数を占めていることから所得保障の問題を考えなくてはなりません。

1日8時間、週5日働くと週に40時間の勤務となります。最も回答の多かった「40時間以上44時間未満（26.5%）」は、多少の残業も含む勤務形態であることが予想されます。

一方、「32時間未満」も約18%と全体の五分の一はフルタイムの就業ではないと考えられます。

なお、2001年度の調査に関して、勤務時間と収入との関係を見ると勤務時間が週あたり40時間以上か、未満かを境に、収入面で大きな差が認められます。

### (5) 職探し方（現在の職探し方）

現在の職に就いた経路については、①「新聞、雑誌などの広告を見て」が最も多いです。しかし、以下の②「家族・知人・親戚の紹介」、③「学校の紹介・就職指導」、④「公共職業安定所の紹介」も2割前後のほぼ同率で並び、この4種が均衡していることがわかります。また、4.6%の人が「直接職場に頼み込んで」職に就いています。

このように職探し方は多様ですが、公共職業安定所経由が少ない（5人に1人以下）点をどのように評価するかが問われるでしょう。

なお、職に就く時期と発病の時期の関係を見ると、「現在の職業に就く前に発病した」人が圧倒的に多く83.1%でした。これに対し、「現在の職業に就いてから発病した」人は8%、「現在の職業に就く前に発病したが、てんかんだとわかったのは現在の職業に就いてから」という人が4.1%でした。このことはてんかんを小児期に発症する人が多いという特徴を反映していると考えられます。このように、職に就く以前に発病している場合の職探しには公的な機関の支援がより必要なのではないでしょうか。

表3 現在の職探し方：2001年

	人数	構成比%
学校の紹介、就職指導	113	18.7%
公共職業安定所の紹介	111	18.4%
新聞、雑誌などの広告を見て	132	21.9%
家族、知人、親せきの紹介	116	19.2%
直接職場にたのみこんで	28	4.6%
その他	75	12.4%
よく覚えていない	3	0.5%
無回答	21	3.5%
無効回答	4	0.7%
計	603	100%

## (6) 職場での周知の状況ときっかけ

「ほとんどの人が知っている」が約3割を占めるのに対し、「誰も知らない」も同様に約3割を占めます。この2項目を両極として、「上司は知っているが同僚はほとんど知らない」「同僚は知っているが上司はほとんど知らない」という一部のみが知っている状態が続きます。一方「知られているかどうかわからない」という回答もあり、てんかんについて話すことが難しい状況を伺わせます。

なお、「誰も知らない」と「知られているかどうかわからない」をあわせると5人に2人以上になります。告知と就職の関係性について議論する際に重要な数字といえましょう。

一方上司のみ、同僚のみを含めて「知られている」との回答があった者603名中323名(53.6%)を対象に、「職場でてんかんということが知られた理由」についてみると、「仕事中（休憩時間を含む）に発作を起こ

表4 職場でてんかんであることの周知状況

	2001年	構成比%	1984年
ほとんどの人が知っている	181	30.0%	33.1%
上司は知っているが、同僚はほとんど知らない	114	18.9%	17.6%
同僚は知っているが、上司はほとんど知らない	28	4.6%	4.8%
誰も知らない	187	31.0%	25.9%
知られているかどうかわからない	66	10.9%	11.7%
無回答	27	4.5%	6.9%
計	603	100%	100%

表5 職場でてんかんということが知られた理由

	2001年	構成比%	1984年
就職する時に話した	136	42.1%	35.5%
就職後に話した	66	20.4%	15.1%
自分から話していないが、いつの間にか知れた	14	4.3%	6.4%
仕事中（休憩時間を含む）に発作をおこして知れた	87	26.9%	30.6%
仕事中ではないが、同僚や上司のいるところ（社員旅行、寮など）で発作があった	13	4.0%	4.2%
その他	1	0.3%	
無回答	5	1.5%	8.3%
無効回答	1	0.3%	
計	323	100%	100%

して知れた」「社員旅行や寮などで発作があった」など発作が契機となる場合が3割となりました。しかし、「就職する時に話した」が約4割、「就職後に話した」が約2割と、就職前後をあわせて3人に2人は自分から話しており、この前向きな姿勢を社会がどう受け止めてくれるのか、他の項目との比較で考える必要があります。

#### (7) 働いていて最も困難を感じるとき

働く上での困難としては、「発作の不安」が38.1%と全体の4割近くあります。また、「てんかんに対する誤解や偏見」、「てんかんと知られた後の人間関係」、「職場でのつき合い」などに困難を感じており、周囲の人々の無理解や人間関係がストレスとなっていることがわかります。

この他、「体調が悪い時の休憩・休暇」、「発作による事故」、「通院のための休暇」「職場での待遇」、「労働時間が長いこと」「通勤方法」「通勤距離」と悩みは多様ですが、一方で、「何もない」とした者も14.8%いました。



図6 働いていて最も困難を感じるとき (603人からの回答)



### (8) 仕事中の発作による仕事や職場での変化

現在、「仕事中に発作はない」者は約3人に1人です。また、発作があったとしても、5人に1人は「特別な変化はない」としており、また、多くはありませんが「はげました」者もいます。

しかし一方で、解雇された者、人間関係がまづくなった者、配置転換や昇進、昇格の遅れ、あるいは解雇されそうだなどの不利益を感じている者も少なくありません。この点については今後の課題です。

また、「仕事中に発作はない」が、1984年と比較して格段に伸びている点については医療技術の進歩の賜と考え、大きくアピールすべきでしょう。具体的には、てんかん専門病院・専門医の増加など、医療環境の改善から発作がほとんど抑制されている状況、処方の工夫などで昼間の発

表6 仕事中の発作による仕事や職場での変化（複数回答）

	2001年	構成比%	1984年
仕事中に発作はない	199	33.0%	1.7%
特別な変化ない	120	19.9%	24.1%
解雇された	48	8.0%	6.1%
人間関係がまづくなった	42	7.0%	3.1%
はげました	38	6.3%	8.4%
配置転換	38	6.3%	5.0%
その他	37	6.1%	15.1%
自発的に退職した	26	4.3%	3.1%
黙認、無視された	15	2.5%	4.4%
昇進、昇格のおくれ	14	2.3%	4.2%
解雇されそうだ	13	2.2%	/
無回答	89	14.8%	24.9%
無効回答	1	0.2%	/

作が抑制されている状況が推測されます。

### (9) 友人関係、治療と健康

職場での友人関係についてみると、「親しく話せる友人がいる」「あいさつ程度のつき合い」がそれぞれ4割程度です。一方で「全く友人がいない」者も5%います。

この問い合わせについては、一般的な職場に関する情報がないため比較は難しいといえます。ただし働く場に友人がいないという人が20人に1人いるという現実は、厳しいものといえます。

表7 職場での友人関係：2001年

	人数	構成比%
全くいない	29	4.8%
あいさつ程度のつき合いをしている	257	42.6%
親しく話せる友人がいる	266	44.1%
その他	2	0.3%
無回答	49	8.1%
計	603	100%

次に、てんかん治療と健康についてみると、「職場の健康保険を使っている」が6割弱おり、勤続年数（3年以上）の結果とあわせ、一定程度

表8 てんかんの治療での健康保険の使用

	2001年	構成比%	1984年
国民健康保険を使っている	110	18.2%	26.6%
職場の健康保険を使っている	338	56.1%	60.5%
てんかん治療に保険は使わない	21	3.5%	5.4%
親などの家族の健康保険を使っている	79	13.1%	
その他	4	0.7%	1.3%
無回答	50	8.3%	6.3%
無効回答	1	0.2%	
計	603	100%	100%

度の者が安定した職業生活を送っているといえるのではないでしょうか。

### (10) 有職者の状況・まとめ

◆職種については、1998年の総務省統計局労働力調査の職業別構成比と比較して考えてみました。

農林漁業、運輸・通信の比率は雇用労働者全体と比較して少ないが、他はおおむね変わりません。また、雇用就労ができている人々は、雇用労働者全体と比較しても、特に偏った職業に就いているわけではありません。

一方、農林漁業、運輸・通信の職業は、車両、重機、船舶等の運転が主になることから、就業人口が少ないのであろうことが推測されます。

◆就労形態については、パート・アルバイトが約3割と不安定な環境で働いている者も少なくありません。しかし、就労者の5割強は、就労形態、健康保険の活用、勤続3年以上という指標に照らせば、安定した職業生活を送っているといえます。

◆職場でのてんかんの周知状況は、「ほとんど知っている」と「誰も知らない」に二極化していますが、知られた理由については「自分から話した」が3人に2人と多いのが特徴的です。

◆求職活動の方法は多様ですが、公共職業安定所の利用は2割弱です。助成金制度が周知されていないため、とも考えられますが、安定した就労を増やすためには、より多くの活用が必要と考えられます。

◆仕事中の発作については、「なし」が3人に1人とてんかん専門病院・専門医の増加など、医療環境の改善から発作がほとんど抑制されている状況、薬の処方の工夫などで昼間の発作が抑制されている状況が推測されます。しかし、仕事中の発作により、人間関係の悪化、解雇、



配置転換、自発的退職など、職業生活上大きな不利益が発生するという事実は、重く受け止められるべきです。

- ◆今回の調査結果が示す「光」の部分は、①就業職種は雇用労働者全体と比較して大きな偏りはないこと、②雇用就労している人の過半数は安定した職業生活を送っていると推察されること、③3人に2人はてんかんのことを「職場に自分から告知している」ことです。

### (1) 働きたい人への支援を

最後に無職者の状態について見ておきましょう。

ここでは、「適当な仕事がない」が4人に1人いること、「障害が重いために在宅」と回答している者が約6人に1人いることが注目されます。働きたいという意思のある者を、どのように支援していくのかが求められています。

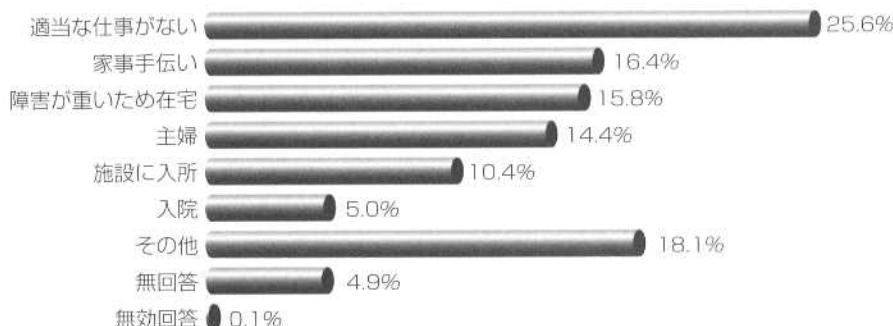


図7 無職者の状態

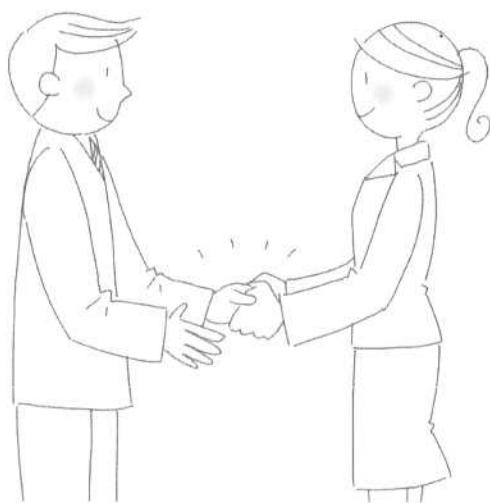
#### 〈参考書籍〉

労働省職業安定局編『雇用レポート2000』労務行政研究所（2000）

金澤治著『知られざる万人の病てんかん』南山堂（1998）



### 3 てんかん雇用政策への提言



## ① 有効な支援策を

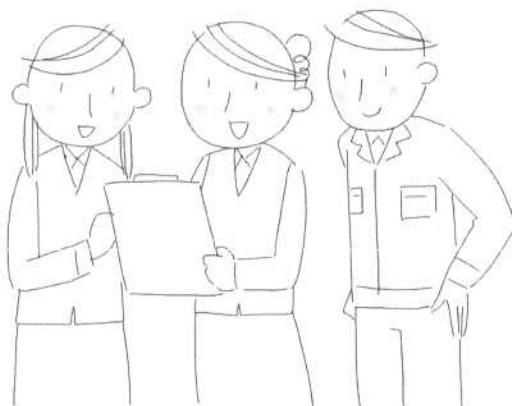
てんかんのある人たちの雇用を阻む要因について、本書でもいくつかふれきました。阻害要因は改善されるべきです。しかし阻害要因の改善は、就労という社会への第一歩を踏み出すための重要な条件ですが、課題のすべてではない、そう認識したほうが正しいのです。阻害要因の改善がなされても、未就労、失職、在宅の層があるだろうと思われるからです。

阻害要因の改善プラスこうした人たちにも有効な支援策を提供することによって、初めててんかんのある人たちの雇用は効果を發揮すると考えるべきです。

## ② 法整備

- てんかんを含む精神障害者の雇用率適用を早期に実現すること
- てんかんのある人たちを対象のモデル的な特例子会社を設立すること

「障害者の雇用の促進等に関する法律」にもとづき、障害者の法定雇用率が定められ、一定規模の企業や地方自治体などが障害者を雇用する



ことを義務化したのは1976年のことです。当初、身体障害者だけが雇用対象でしたが、1997年の法改正で知的障害者も含まれるようになりました。そして、身体障害者、知的障害者ともに、法定雇用率が雇用の原動力となっていました。

精神障害者も雇用率の対象とすべきだという大原則はあるものの、調整すべき意見の相違があるため、2002年の法改正では、精神障害者の雇用率適用は見送られました。

わが国の精神障害者数は、知的障害者のおよそ4倍、205万人と推定されますから、雇用率にカウントされた場合には、障害者雇用のあり方そのものが変わるものではないかと言われています。つまり、社会的責務としての雇用から脱して、障害者雇用そのものが企業戦略の一端となるであろうということです。

企業は統廃合が進み、経営方針も見直され、業務の効率化が大きな課題となっています。アウトソーシング（外部委託）による業務効率化の一方方法として、特例子会社を設立する事業主もあり、高度な専門的技能を有する特例子会社やユニークな特色をもつ特例子会社も生まれてくるでしょう。

高い就労能力をもちながら、てんかんの当事者であるがゆえに雇用されにくい人たちにとっては、能力を発揮できる機会が拡大すると考えられます。現在の特例子会社は、重度身体障害者と知的障害者が中心ですが、てんかんのある人たちを対象とした特例子会社も夢ではありません。てんかんのある人たちを対象とするモデルケース的な特例子会社の新規設立が望まれます。

てんかんのある人たちの雇用を促進するためには、何としても雇用率適用が必要です。早急にてんかんを含む精神障害者の雇用率適用が実現することを強く要望します。

現状の制度では、精神障害者を雇用すると障害者雇用率が低下するため、精神障害者の雇用が進みにくい、という問題点が指摘されています。

雇用率にカウントされるということは、てんかんのある人を雇用することが社会的責務であり、事業主はてんかんという障害を正面から受け止めた雇用を行えるというメリットがあります。就労者にとっても、障

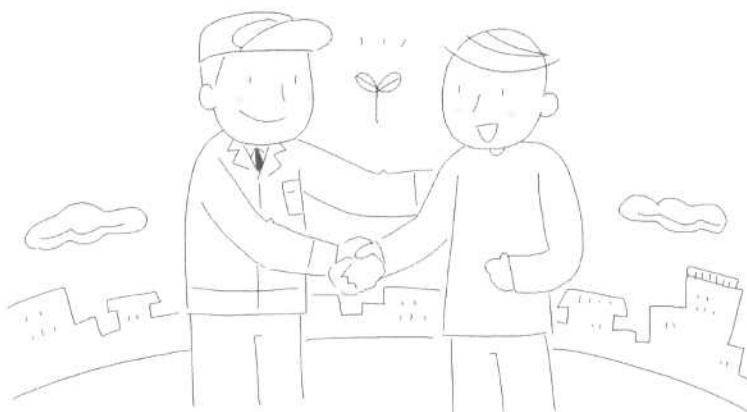
害を堂々と告知した上で雇用ですから、てんかんであることを隠す必要がありません。会員実情調査では、多くの当事者がてんかんであることを理解されて就職したい（58.7%）という希望をもっています。雇用率適用が実現すれば、てんかんゆえに門前払いされることの多い現状への打開策になるでしょう。

さらに、てんかんのある人たちを雇用することによって、事業主のてんかんに対する理解も深まり、発作＝危険という考え方を見直すきっかけになります。実際にてんかんのある人を雇用している事業主より、雇用していない事業主の方がそうした不安が大きいという統計データがあるからです。

### ③ 当事者ならびに事業主への支援

#### A) 未就労群への支援策

- 多様な就労準備メニューを有機的に組み合わせて、就労へのステップをプランニングし、ジョブコーチにつなげてゆくケアマネージャー的な人材を、公共職業安定所ないし地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに配備すること
- てんかんを含む精神障害者を障害者職業能力開発校の受講対象とすること
- 職業準備支援事業やトライアル雇用制度などの就労支援制度利用を促進するため、関係機関は連携を密にして、有機的・効果的な情報提供につとめ



ること

- 公共職業安定所（ハローワーク）の専門性の向上をはかり、関係機関との密接な連携を通じ、てんかんのある人たちの雇用促進に努めること
- 身近に相談できるてんかんのピアカウンセラーを障害者就業・生活支援センターや精神障害者地域生活支援センターに配置すること
- より高度なスキルをもつピアカウンセラーの育成をはかること

未就労群は、就労希望であるが実際は困難である人たちから就労への意欲をもたない人たちまで含まれます。本稿では就労意欲をもつ人たちへの支援をどうすべきかを提言しました。就労の意欲をもたない人たちに対する支援は、リハビリテーションの分野で考えたほうがよいかどうです。

各都道府県に設置された障害者職業能力開発校は、そのほとんどが身体障害者もしくは知的障害者を対象としています。精神障害者も受け入れる方向が出されました。大半の障害者職業能力開発校では対象外のままであります。てんかんのある人たちが多様な職種に雇用されている現実を考えれば、障害者能力開発校の受講対象として、早急に認められるべきだと思います。

精神障害者の就労支援策として、トライアル雇用制度やジョブコーチ制度も整備されましたが、制度自体がまだまだ知られていないこと、さらに、積極的に利用しようという意気込みそのものが不足しています。それぞれの制度は担当する機関が異なるため、所管ごとの縦割り的な硬直発想から抜け出せず、他の制度をも柔軟に活用しようという発想に乏しいように見受けられます。今後は関係機関の連携によって、制度の周知徹底をはかり、有機的・効果的に制度に関する情報が提供され、利用が促進されるべきです。その際には、多様な制度を組み合わせて就労への第一段階をプランニングする、就労のケアマネージャー的な人材を公共職業安定所や地域障害者職業センターに配属してほしいと思います。どの制度を使えば有効か、当事者が判断することは難しいからです。

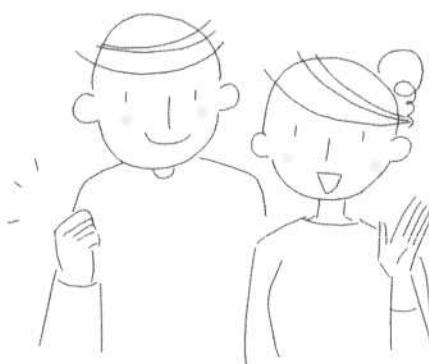
てんかんのある人たちのなかには、闘病歴が長いために社会経験の蓄積が乏しく、技能やキャリアをもたない人が少なくありません。技能に

習熟することは、有用な人材養成になり、当事者にとっても、職場で自信をもって働くという励みになります。

技能やヒューマンスキルの獲得に合わせて、てんかんと共に存しながら生きていく意味、すなわち障害受容の考えも獲得してゆかねばなりません。てんかんであるという病者意識を受け入れ、なおかつ自信をもって生きてゆくことが大切だからです。障害受容によって治療に対する意欲を引き出し、生活習慣を改善することが可能です。

障害受容は、同じハンディをもつ仲間の体験を読んだり、聞いたりすることで、また仲間同士の出会いや交流を通して獲得されます。当事者が当事者に働きかけるピアカウンセリングが有効な手段なのです。てんかん協会では、このような観点から、当事者同士の集いを奨励してきました。しかし、より高度な技術をもつピアカウンセラーの養成がなされ、てんかん協会以外にも、障害者就業・生活支援センター、精神障害者地域生活支援センターなどへ配置されることを要望します。そして、ピアカウンセラーの養成は、当事者団体として最適であるてんかん協会に委嘱されるべきです。

会員実態調査では、就労のために活用した機関として、公共職業安定所（ハローワーク）が808名、地域障害者職業センター297名、福祉事務所225名（いずれも複数回答。n=2173）であり、一般求職と同様に公共職業安定所が群を抜いています。しかし、同調査において、有職者の現在の職探し方を聞いたところ、公共職業安定所経由は5名に1人以下



という結果であり、利用は多くても、就労に至らないという傾向を示しています。しかし、就労をめざす人たちが最初に訪れるのは、やはり公共職業安定所なのです。公共職業安定所は、より専門性を高め、てんかんのある人たちの雇用イメージを正確に把握し、弾力的に他の関係機関と密接な連携を行い、てんかんのある人たちの雇用を支援してほしいと思います。

## B) 就労者への支援

- てんかんのある人たちの就業の権利を保障すること
- 病名告知の上で就労している者への雇用継続援護制度を創設すること
- 通勤時の危険回避策が講じられ、治療継続の保障がなされること
- 勤務中の危険回避策が講じられ、安全な職場や職務が提供されること
- 夜勤や超過残業を避け、フレックスタイム採用などの健康管理対策を講じること
- 病状変化や職場適応の観点から、ジョブコーチの長期的支援や専門指導員の設置などが必要であること
- 身近に相談できるてんかんのピアカウンセラーを障害者就業・生活支援センターに配置すること（再掲）

就労している人たちには、仕事をこなすことが難しい、職場の人間関係のトラブル、職場での孤立、定期的通院の保障が困難、体調不良時の理解が得られにくい、社内での安全確保がなされにくい、宴会や飲み会に参加できない、社員旅行が苦痛である、など多方面の課題があります。てんかんを告知せずに雇用されている場合、そのことが心理的重圧となって当事者を苦しめることもあります。これらは、当事者ひとりで解決することは難しくても、事業主の協力や外部からの支援によって解決できます。

第一に、事業主ないし社会の責務として、てんかんのある人たちの処遇を改善し、不利にならないよう就労の権利として保障することです。昇進や昇給にかかる差別の禁止は言うまでもなく、主治医の意見書などを根拠に、てんかんを告知して就労した者に対する、雇用継続援護制度

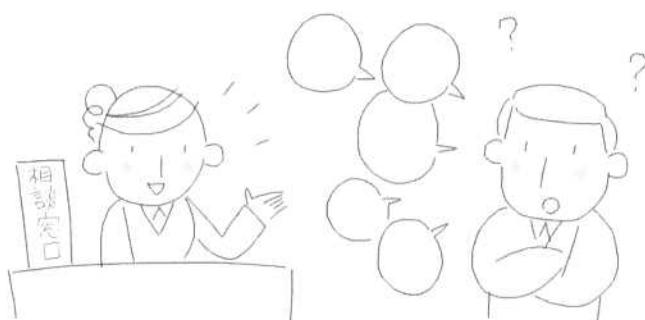
が新設されるべきです。職場で発作に見舞われた場合に被る不利益は、解雇・自己退職・配置転換・人間関係の悪化・職場内のネガティブ（否定的）な変化など、きわめて深刻だからです。さらに、通勤時の危険回避策を講じることや通院の保障、外科的治療や薬剤調整のための入院保障・再雇用保障、勤務中の発作の危険回避策を講じること、安全な職場や職務の適切な提供、夜勤や超過残業を避けてフレックスタイム（自由勤務時間制）を導入するなどの健康管理対策も欠かせません。

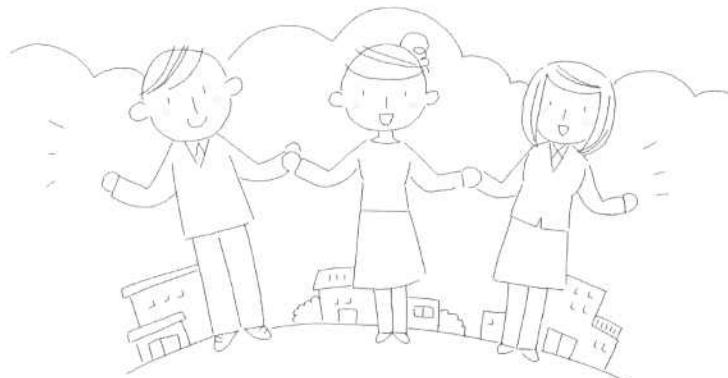
第二は、当事者を心理的に支えるための支援です。病気と共に生きてゆくことは、当事者にさまざまな影響をあたえ続けます。加えて、病状の悪化などがあれば、心理的に大きなダメージを受けることが容易に想像できます。それゆえ、当事者を心理的に支えることが重要であり、身近に相談できるピアカウンセラーや、病状の変化に対応できるジョブコーチや専門指導員の支援が必要です。

ピアカウンセリングを通して、当事者の勤労意欲は再び高まり、労働の動機づけも明確になってゆくものと期待されます。一方、ジョブコーチや専門指導員の長期的関与は、事業主にとっても心強い支援になると考えられます。

### C) 事業主への啓発ならびに支援

- 事業主向け（発作時対応など具体的なノウハウを含めた）てんかん啓発の促進をはかること
- 地域障害者職業センターなどのホームページに、てんかんのある人の雇用ヒントやノウハウが得られるような工夫をこらすこと





- 地域障害者職業センターなどに事業主対象のてんかん関連雇用相談窓口を設置すること
- 衛生管理者・産業医と主治医の連携を保障すること

てんかんのある人を雇用する場合、事業主が知りたいのは次のような事柄です。

健常者と同様に働けるのか、発作による危険はないのか、発作の回避や軽減は可能か、職場の環境面で配慮すべき点があるか、発作時対応はどうすべきか、治るのか、発作以外に精神的な問題は生じないか、発作による事故など、リスク回避のための法的な保障は得られるのか……

これらの疑問の多くは、てんかんの正しい知識を得たり、具体的に相談することによって解決します。

てんかん協会では、本部・支部ともにてんかん医学講座を開催していますが、事業主の参加はきわめて少なく、事業主向けの有効な啓発策ないし広報策が必要です。

地域障害者職業センターや公共職業安定所などのホームページに、てんかんのある人の雇用ノウハウや発作時対応などの基礎的な知識が得られるような工夫をこらし、さらに日本てんかん協会やJEPNETへのリンクを設定していただきたいと要望します。事業主からのアクセスが期待でき、有効な支援策と考えられるからです。

さらに、企業の衛生管理者や産業医と主治医が連携することによって、

当事者の状況を正しく把握できます。

## ④ 障害者雇用の総合的な向上をめざして

働きたくても職のない方や在宅を余儀なくされている方を一人でも減らし、就労へとつなげていくことが、私たちに課せられた大きな使命です。しかし、就労とは一般雇用だけを意味するものではなく、福祉的就労も多様な働く場の一つとしてとらえられるべきではないでしょうか。

てんかんのある人たちのすべてが、一般就労できるわけではありません。重度もしくは難治性のため、また重複する障害の存在などによって、福祉的就労をしている方や在宅・施設入所の方が多くおられるからです。会員実態調査では、有職736名（37.7%）、授産施設・作業所366名（18.7%）無職850名（43.5%）であり、17歳以上の会員のうち、5名に1名は授産施設・作業所に通っている実態が明らかになりました。授産施設・作業所は大きな社会資源として福祉的就労を支えているのです。しかし、どの授産施設・作業所も厳しい運営を迫られ、乏しい基盤のうえにかろうじて存立しています。

社会復帰の場であるのみならず、働く場であるという位置づけがなされ、貧困な運営状況は解消されるべきです。そのために、企業内で授産施設の利用者である障害者が作業訓練を行う「施設外授産」の一層の促進、作業所の工賃アップのために必要な作業所の設備投資に対する補助、官公需の優先発注など各種の支援策が採られることを要望します。

福祉的就労の貧困が改善されない限り、障害者の雇用をめぐる総合的地位の向上は望めないと、強く主張するものです。



## ◆ てんかんのある人の就労・実践編



# ① 就労へのアドバイス

## ① 仕事にはマッチングが必要です

【剛さん 31歳 男性】

剛さんは高校卒業後、定職を得るまでには至らず、簡単な作業中心のアルバイトなどをしてきました。お薬が合ってからは発作も止まり、もう8年ほど発作のない日々が続いています。

彼に知的障害はないのですが、「自分はちょっと難しいことをこなすのが苦手なんです」と言います。そんな彼はアルバイトのかたわら、作業所へも通っていました。

酒屋さんでビールや酒を倉庫に運ぶアルバイトを午前中していましたが、収入増を求めて、午後から別の酒屋さんでもアルバイトにつくことにしました。剛さんはビールを運んだりするだけと考えていましたが、レジの仕事も回っていました。レジは不慣れなことも手伝ってミスが多く、剛さん自身がすっかり困ってしまいました。

通っている作業所が、仲間の就労支援として、ふだんからハローワーク・障害者職業センターなどとの連携をとっていたため、剛さんは自ら障害者職業センターへ相談にゆき、ジョブコーチの派遣を依頼しました。

ジョブコーチは、剛さんと一緒に酒屋さんへ出向き、彼のことを店長に理解してもらえるよう話してくれました。剛さんは、レジの仕事を外してもらうことが一番よい解決法と思っていましたが、店長はレジもやってほしいと言います。

ジョブコーチはレジの仕事を一緒にがんばりましょうと、渋る剛さんを励ました。それから、ジョブコーチと一緒にレジの仕事に

再挑戦しましたが、やはりミスが多く、なかなか仕組みを理解することができませんでした。

わかったようなふりをしても、本当はわかっていないから、またわからうとする気持ちがないから、すぐにミスが発生します。

店長からは何度も叱られ、お客様もあせる剛さんを見て、イライラと不快そうにします。そうなると、頭の中は真っ白になってしまい、まったくどうしてよいかわからなくなってしまうのでした。

周囲は、剛さんがそこまで追いつめられているとは気づかず、注意力散漫とやる気の問題だと思っていたようです。

しかし、しだいにレジの練習は大きなストレスになり、ある日を境に彼は酒屋さんへ出勤しなくなってしまいました。ジョブコーチから連絡があっても応じません。店長は、剛さんを無断欠勤で解雇しました。剛さんは大嫌いなレジ打ちをするくらいならば、クビのほうが気が楽だったそうです。

結果的にジョブコーチの支援は実りませんでした。剛さんはストレスで疲れた心を癒すため、作業所に通う毎日ですが、今度は仕事の中身をしっかり確認してから取り組もうと再出発を決意しています。





## ワンポイントアドバイス

### ◇ジョブコーチ制度を上手に利用しよう！

施設や学校での事前訓練→実社会での就労という従来型ではなく、実社会で働きながら訓練していくという現実適応型の就労支援がジョブコーチ（就労援助者）制度です。ジョブコーチは当事者と職場に入り、一緒に働きながら、当事者が働きやすいように援助し、指導を行います。

ジョブコーチの支援が有効に活かされるためには、あなた自身と仕事のマッチングが大切です。つまり、あなたと仕事の相性がよいこと、要求される体力があること、技能を習熟できること、あなたにとってやる気のある仕事であること、などを前提にしないと、ジョブコーチの支援があなたに届かない場合があります。

ジョブコーチは多様な視点にもとづいた幅広い支援を展開します。時にはあなたの代弁者として周囲に理解を求め、時には水先案内人としてあなたの一步先を歩いてくれます。悩みを打ち明けたり、相談にのってくれる仲間として手を差し伸べてくれたり、共に働く仲間としてあなたと一緒にしてくれます。

ジョブコーチの支援が実を結ぶためには、あなたがジョブコーチに、悩みや課題について何でも相談できる信頼感をもつことも大切なポイントです。



## ② 箱折り作業が気に入って就労をめざしたが

【文平さん 43歳 男性】

精神保健福祉手帳を取得した際、親切にしてくれた保健所の相談員を頼りにしている文平さんです。

彼女の紹介で、はじめは保健所で開催されているデイケアに参加しました。

絵葉書を作ったりする作業だけではなく、カラオケやお花見といったレクリエーションも用意されていますが、てんかんがあるのは文平さんだけでした。そして、なかなか他のメンバーと親しくなれず、しだいに足が遠のいてしまったそうです。他の仲間が話す内容が政治の話中心で、お互いの気心を話し合うといったものではなかったそうです。

文平さんはデイケアにこそ行かなくなったものの、保健所にはしばしば現れて、相談員とおしゃべりするのが樂しみでした。

相談員は、何も仕事に就かない文平さんを精神保健福祉センターへ紹介しました。センターでは、そこで実施されていたデイケアに再び参加することになり、箱折り作業をすることになりました。

ここではもの静かな仲間が多く、文平さんも打ち解けて話すことができたようです。几帳面な性格の文平さんは、特に箱折り作業が気に入つて、いつしかメンバーの腕前とスピードを誇るまでになりました。

センターのケースワーカーは次のステップとして職親制度を使った就労を文平さんにすすめました。彼も仕事への自信がついてきたところで、思い切ってチャレンジしてみることにしました。

派遣された事業所は紙の加工を扱う会社でした。会社にはデイケアのアットホームな雰囲気はなく、そのことが文平さんには苦痛でした。ある日、作業中に軽い発作を起こした文平さんは、翌日に社長から呼ばれ「うちちは大型の機械が多く、たとえ機械を扱わなくても、そばで発作を起こしたら安全が保証できない。たいへん残念だけれど……」と言われ

ました。訓練は3週間で中止です。

その時のことにふれて、現実のきびしさや社会の冷たさを身にしみて知ったという文平さんです。

彼がここで学んだことは、仕事を選ぶ時は自分の発作が危険とみなされる種類の発作かどうかの見極めが大切であること、危険とみなされる職場は初めから避けたほうが無難である、ということです。いくら自分が大丈夫だと力説しても、なかなか納得してもらえないからです。

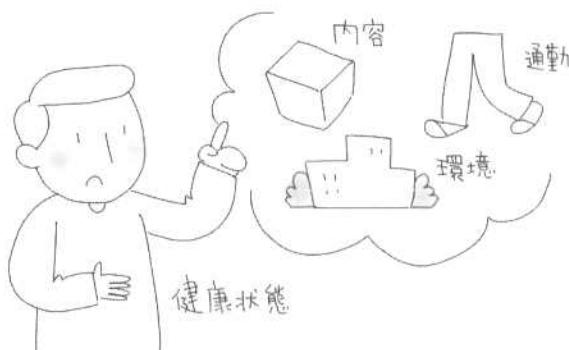
文平さんは、その後ヘルパーの資格を取りました。ヘルパーとして働くには、どこかの事業所に雇ってもらうことが必要です。彼は、自分の考えを重視しながら、職場探しをしています。



### ワンポイントアドバイス

#### ◇健康状態を客観的に知ろう！

自分の発作（健康状態）をよく知ることが大切です。いまの状態で、何ができるか、何が難しいか、しっかり把握したうえで、職場探しのスタートです。自分の発作（健康状態）と作業内容・作業環境・通勤条件とが無理なく合致する職場を選びましょう。長い目で見た場合、そのほうが職場適応がうまくいきます。



あなたは大丈夫と思っていても、不安を感じる事業主もあります。そのような場合には、主治医の意見書を添えることも有効な手段です。前出のジョブコーチを活用することもお勧めします。

単純作業が適していると判断しても、単純作業は人件費の安い海外へ流出し、国内に採算の見合う仕事が少なくなっています。特に製造業では、単純作業の海外流出傾向が強く、国内では零細企業中心になりつつあります。

零細企業では、人員規模が小さいため、発作への理解などが得られやすいというメリットもありますが、一般的には雇用条件や雇用環境がかなりきびしく、あなたも力を最大限発揮することが求められます。体調不良に起因する欠勤や遅刻にはきびしい事業所も少なくありません。しかし、その一方、あなたのがんばりがきちんと評価され、やりがいを感じる場合もあることでしょう。

### ③ 実力本位の外資系会社で

【美沙さん 31歳 女性】

美沙さんは、これまで数回のO.L経験があります。

発作は服薬でほぼコントロールされていますが、ごくまれに（年に2回程度）発作が起こります。発作は前兆があるため、うまく回避してきましたが、回避できないと大発作まで進展してしまうことがあります。

そのまれな大発作が職場で起きたことが発端となって、昼食に誘ってくれる同僚がほとんどなくなってしまい、同僚から陰口が伝わってくるようになってきました。さらに、体調の悪い時に休むと聞こえよがしの嫌みを言われるなどの苦労を重ねてきました。

気丈な美沙さんは「ここで負けるわけにはいかない」とがんばっていましたが、やがて、上司からも解雇をほのめかされるまでになり、半端な仕事しか与えられなくなってしまいました。そして、ついに自主退職へと追い込まれてしまいました。「解雇しなかっただけでもありがたい

と思いなさい」というのが会社の言い分でした。

退職後は迷わず、すぐ仕事探しにとりかかりました。しかし、いまの不景気な時代にあって、てんかんであることを告知してまで雇ってくれる会社はなかなかありません。ハローワークへも日参しました。面接も何社も続けて受けました。しかし「病名を言うとサヨナラ」という対応ばかりです。

そこで美沙さんは障害者就労支援センターを訪ねました。事務職としてのキャリアがあること、経理に関しても自信があること、パソコンの技能もあること、ただし病気のことだけは理解してほしいこと、を条件に就労相談を受けました。

センターはトライアル雇用（障害者試行雇用事業）を使った就労をすすめ、美沙さんは、再びハローワークへ戻ってきました。

トライアル雇用は、ハローワークが紹介する労働者を3か月間試行期間として雇用し、企業は3か月の間に本採用するかどうかの決定を行うものです。雇用する側とされる側のお互いを評価しながら雇用関係を成立させるかどうか判断できるところが斬新であり、自分を売り込むには絶好の機会だと美沙さんはたいへん気に入りました。

採用してくれたのは、外資系の会社で、てんかんであること自体もさほど問題とされませんでした。さすがは外資系だと喜び、納得した美沙



さんですが、実力重視のこの会社は残業が多い、ノルマもきつい、ということがわかつきました。

さらに、ショックだったのは、彼女の給与が同僚と比較してとても低いことでした。3か月がんばれば、本採用になる可能性がある、そうすれば給与も改善されるのではないかと思ったのですが、本採用後も給与があがる気配はまったくありません。そのことが毎日の仕事のなかでも常に頭から離れず、不満で仕方がありません。

しかし、今の不況時代にはこれ以上の転職は不利だと思い、しんぼうして通勤しています。



### ワンポイントアドバイス

#### ◇トライアル雇用の利用

#### 隠すストレスからの解放を技能の習熟に向けて自己アピール！

誰しも就労してしまうと、告知したうえで採用されたことへのありがたみが多少は薄れます。会社に感謝する必要はありませんが、隠すストレスから解放されることは大きなメリットであると思います。ストレスが少ない分、仕事に打ち込むことも可能でしょう。

就労できた場合には、あまり給与の不満ばかり考えないで、一生懸命に仕事をして、技能を習熟することが大切です。それが、あなたの真価を周囲に評価させ、ひいては給与アップにもつながるからです。美沙さんの場合、家庭・通勤条件が安定し、パソコン技能向上もあり、年単位でがまんできれば賃上げも見込めると考えられます。

実力で勝負したい方には、トライアル雇用が有効な支援策であると期待されています。3か月間のチャレンジであなた自身をしっかり売り込んでみましょう。がんばればきっとあなたの能力を発揮することができます。あなたの素晴らしいところをしっかりと分かってもらえます。

## 4 作業所で新しい人間関係を築く

【政幸さん 24歳 男性】

「僕は絶対に行かないからね。お母さんの言うなりにはならない」と言ってはブイと怒り、何日も口をきかなかったことが信じられないくらい、政幸さんは元気に作業所に通っています。

幼児期に病院や福祉事務所などに相談に行ったときには、知的障害とは言われなかつたものの「ちょっとみんなより遅れているとは感じていた」そうです。

なんとか普通高校を卒業し、専門学校へ進みました。しかし、薬の副作用のため途中から入院生活になり、専門学校も中退してしまい、その後は自宅にこもりがちになりました。親戚での手伝いや内職とかをさせたそうですが、どれもうまくいきません。

お母さんは「こんなことばかりしてたらこの子の将来は……」と毎日胸のつかえがおりない5年間だったそうです。子どもが社会性を身につけていないことを「過保護だ」と責められたこともあります。

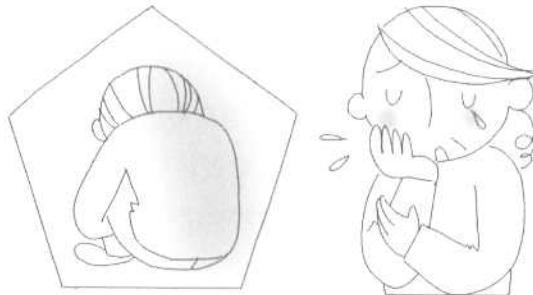
小児の頃から始まった政幸さんの発作は今も起こります。

「発作があるので手を出さなければ危なくて仕方がなかった」「自分が手を差し伸ばしていなければ死んでいたかもしれない場面も何度かあった」とお母さんは振り返ります。

必死に子どもを守ってきた子育てを「過保護だ」と言われ、お母さんはたいへん傷ついておられたようでした。

やがて、政幸さんは外出しなくなり、外食に誘っても行かず、ましてお客様が来ても顔を出しません。親戚の所に行く日も一人留守番です。

これでは社会生活から遠のくばかりです。気持ちのはけ口がないため、家にいれば家族に当たる日もありました。行き場が見つからないまま、息子が家にずっといることが一番つらく、お母さんは「一緒に死んでしまいたい」と何度も思ったそうです。



家にいるときは、何日も髪は剃らず同じ服を着ていた政幸さんですが、作業所に行くようになってから、着替えもするし、髪もちゃんと剃るようになりました。表情も前より明るくなり、口数も少しづつですが多くなってきました。仲間のこと、ボランティアの方、そして職員さんのことなど、今までにない会話が生まれてきたそうです。

最初の一歩こそ抵抗感があったものの、実際に通ってみれば楽しいことがわかりました。

成人した一人の人間として、家庭とも学校とも違う「作業所」という職場で、新しい人間関係を築き、新たな出発をした政幸さんは、今日も作業所へ元気に出かけていきます。



### ワンポイントアドバイス

#### ◇作業所で社会に出ていく地ならしを！

進路が安定したことでの家庭内の葛藤が徐々に沈静化していった政幸さんの事例は、作業所の絶大な効果を物語っています。

作業所は重度の障害者が行く場所であり、自分には関係ない。発作さえなければ自分は何でもできる……そう思っておられる方は少なくありません。しかし本当にそうでしょうか？ 社会に出ていく自信がない、対人関

係が苦手、自分の考えをうまく表現できない、そんな悩みを抱えていますか。

そのような場合、まず地ならしからスタートです。地ならしには作業所やデイケアが有効です。デイケアは気軽に参加できるメリットがあり、作業所は、仕事を通じて応対やあいさつなど社会人に必要な能力を身につけ、小さいながらも作業所という社会組織のなかで仲間や指導員と協調して生きてゆくことを学べます。

さらに、作業所では日ごろの活動と家族会活動で、本人・家族双方のピア・カウンセリングが展開され、自分を見つめ直し、新たな価値観に目覚める機会にも恵まれています。

作業所で基本的な社会的能力を身につけ、地ならしができてから、実社会へ羽ばたいても決して遅くはありません。あせって就労に失敗を重ねることは、就労意欲をかえって減退させ、自分の課題がどこにあるのか分からなくなる危険性もあるからです。

さらに厚生労働省も、福祉施設から企業への移行の支援に向けて検討会を設置し、必要な法改正につなげていく方針をとっています。地ならしから就労に向けた法制度の後押しも、今後期待されるところです。

## ⑤ てんかん協会のピアカウンセリングを通して

【啓吾さん 33歳 男性】

啓吾さんの発作は月に数回の複雑部分発作です。

自分の症状は軽いほうだと思い、クローズ（病気を告げない）で職をいくつか体験しました。クローズのほうが就職するときに有利だからです。さらに、軽い発作だから周囲にはわからないだろうとも考えていました。

クローズだと確かに雇用条件はよかったです、いざ仕事に就いてみると、仕事の内容についていけない、職場の人間関係がうまくいかない、といった状況が出てきて、結局どこも長く続きませんでした。



なぜ長続きしないのか……それはすべて「てんかん」のせいだというのが彼の答えでした。

つまり、仕事にスピードを要求されても早くできない原因は、薬の副作用で絶えず眠気があるためであり、発作がありそうな日は、冴えない不安定な状態から終日抜け出せないからだと考えていました。対人関係が壊れる原因是、職場で薬を飲んでいることを同僚や上司にいろいろ聞かれて、精神的に追い詰められるからだというのです。

辞めた理由は、いつもてんかんが原因であり、社会の偏見や無知が患者を苦しめている、自分も苦しんでいると家族にも言ってきたし、自分も心底からそう信じていたそうです。

てんかん協会の会員であった啓吾さんは、キャンプに参加したことがきっかけで支部の世話人になりました。

何かやりたい、これならできる、と考えた啓吾さんですが、支部の運営は大変な苦労があることを初めて知りました。患者同士が理解しあうことは簡単だと思っていたが、そうではないことも知りました。

その一方、支部の役員さんに「あるがままの啓吾さん」を受け止めてもらい、自分を評価してもらえたことがうれしい体験であったと言います。役員さんは、啓吾さんをただ認めただけではなく、彼ができないことはきちんと指摘したそうです。

以前ならば、そのように言われるとてんかんや偏見があるからだと反発しましたが、この役員さんもてんかんのある当事者です。役員さんも発作がありますが、会社で働いています。そんな役員さんの存在は、啓

吾さんにとって励みになる目標であり、彼の指摘や助言は率直に受け入れられるようになりました。

これまで仕事に就けないことをてんかんのせいにしてきた啓吾さんですが、正直に思い返せば、病気は自信がなかったことを隠す煙幕だったかな……と思うようになってきました。

「クローズだとすごくしんどい。オープン（病気を告げて）だと障害者として同僚から見られるから嫌だが、クローズのほうが二重にしんどいと今は思う。どちらかというとオープンのほうがよい」

そう考えて、障害者職業センターなどを通じてオープンで求職中です。

なかなかこれと思う職はないそうですが、自分の能力を冷静に考えて、「やってみたい仕事」という漠然たる考えから「自分にできる仕事」という具体的な発想に変化してきたようです。



### ワンポイントアドバイス

#### ◇仲間同士で問題を共有して、解決の方向を見出す！

当事者同士のピアカウンセリング（当事者同士による相談活動）が奏効した事例です。ピアカウンセリングによって、自分と同じ悩みを克服してきた仲間と出会い、さまざまに触発されます。一人では解決できない苦しみや怒りも仲間同士で共有することで軽減され、冷静に見つめ直すきっかけがつかれます。

もちろん、悩みは一石二鳥に解決するものではないでしょう。しかし、今の自分がどの地点に立っているのか、めざすべき方向はどちらか、を知るために、ピアカウンセリングはたいへん有効です。

てんかん協会が、当事者同士のつながりを大切にし、多くの仲間と会える集いや大会などに、みなさんをお誘いしてきたのも、ピアカウンセリングのシャワーを浴びてあなた自身を見つめ直し、あなたの価値を再認識してもらうチャンスにしてほしいと願っているからにほかなりません。

## ⑥ 7年の空白を資格取得とオープンでの仕事探しで克服

【理沙さん 29歳 女性】

理沙さんは高校を卒業してから発病しました。

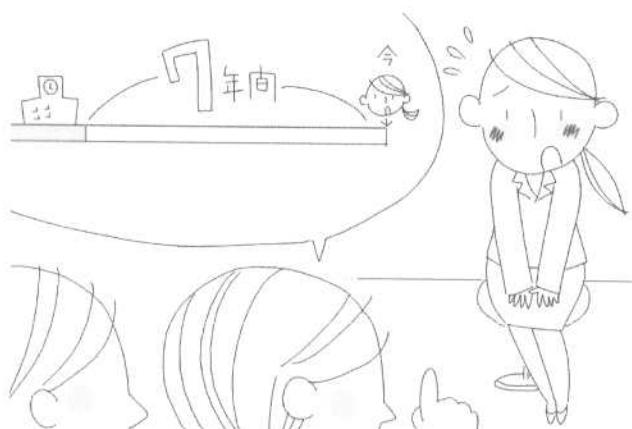
発病後の7年間治療がうまくゆかず、発作もしばしば起こっていました。薬の副作用がきつく、何もする気が起ららず、ほとんど在宅でぼんやりしていたそうです。

その後、専門医にかかり数回入院、薬もうまく合い、やっと症状が安定して働くようになりました。

しかし、病気の治療をしていた7年間については履歴書が空白となり、雇用する側からは、7年間何もしなかった人、つまり「経験不足の人」と見られ、何度も断られてしまったそうです。

そのため理沙さんは、人生のやり直しと思って障害者職業センターで適性検査等を受け、そうしたものを活用することを思いつきました。

ハローワークで出会った精神障害者担当職業相談員の下柳さんが親切



に指導してくれ、彼女の存在はまさに地獄に仏だったそうです。まずは自分に何ができるのかを正しく知ることが大切だと下柳さんから教わりました。

1年ほど勉強していくつか資格を取ったそうです。それから、再び仕事探しへ。病気を隠しても、いつか発作が起こってバレるのでは……とピクピクした経験があるので、オープンにしての仕事探しです。

下柳さんから紹介してもらった会社との面談に臨みました。今度は空白があっても経験不足とは言わせない理沙さんです。面接の時にがんばった姿が好感を得て、今の仕事につながっています。

「体調の悪い時は、シフトをゆるめてくれるなど配慮もありますよ。面接の時に、自信をもって自分を売り込んだことが結果的によかったです」と思っています。“自分もできるぞ”という勇気が必要なのです。資格を取りなさいと指導してくれた相談員の下柳さんの言うことを聞いてよかったです」と思っています。資格はいまの仕事に直結してませんが、自信の源というか、自分にとっては箔以上のものだと思うのです」と語る理沙さんです。



### ワンポイントアドバイス

#### ◇セールスポイントを増やして、障害を克服しよう！

就労するということは、誤解を恐れずに言えば、自分を売り込むことです。売り込みに成功した時、雇用関係が成立します。うまく自分を売り込むためには、セールスポイントがあればあるほど有利です。

セールスポイントには、目に見えないセールスポイントと目に見えるセールスポイントがあります。目に見えないセールスポイントは、あなたの飾らない人柄、明るい性格、旺盛な学習意欲、がんばる気持ちなどに代表され、目に見えるセールスポイントとは、俗に言う資格や技能経験などがあげられます。

目に見えるセールスポイントをもつことによって、その方面に関する自信がつきます。自信があるということは、知らず知らずに前向きの考えにつながり、人生も肯定的になっていきます。

つまり、目に見えるセールスポイントをもつことは、目に見えないセールスポイントをも引き出してくれるという効果があるのです。あなたも目に見えるセールスポイントをがんばって獲得してください。資格に限らず、英語ができる、パソコンができる、なども素晴らしいセールスポイントです。専門学校へ通ったり、通信教育で学習するのみならず、精神障害者の受け入れを始めた障害者職業能力開発校も活用してください。理沙さんも資格が仕事に直結しなくても「自信の源」だと教えてくれています。

あなたもあなた自身のセールスポイントを増やして、堂々と自分を売り込み、てんかんというハンディを克服しましょう。

## ⑦ ボランティア活動で自信回復

【隆行さん 33歳 男性】

隆行さんは主治医のすすめで、障害児の学童保育サービスをしている児童館を紹介されました。

彼の発作は足が動かなくなる部分発作です。

これまでコンビニでアルバイトをしたりしてきましたが、どれも短期間で終わり、なかなか1か所で長続きしないのです。

息子にきびしい父親は、そんな隆行さんを歯がゆく思い、怠け者だと叱りつけてばかりです。親子の溝はしだいに深くなり、家にいてもみんなが黙っているという暗い生活になっていきました。

隆行さんは働く意欲がなくなってしまい、コンビニの仕事でも言われたことしかしませんでした。

フリーターをやってもすぐに辞めてしまい、しばらく在宅してしまうという繰り返しの隆行さんを見かねた主治医は、もっと積極的に生きることを提案しますが、彼は「てんかんという疫病神が取りついているか

らがんばっても意味ない」と主治医の無理解が逆に腹立たしく感じられたそうです。

そんな隆行さんが児童館を紹介されたのです。

彼はボランティアなんてやりたくないのです。主治医の熱心さに仕方なく応じたというのが本当のところでした。

学童保育のスタッフとの面談中、彼は時おりうなづくだけで一言もしゃべりません。早く面談が終わることだけを考えていたそうです。しゃべったのはひたすらお母さんです。発作のことも話しました。そして、週に2回のボランティアから始めましょうということになりました。

館長さんはじめスタッフの方々は、彼の意欲を引き出すことを前提に考え、慌てずにじっくり待つことから始められました。

初めのうちはお母さんに手を引かれるようにして一緒に来ていた隆行さんですが、少しずつ笑顔を見せるようになりました。やがては子どもたちとも仲良くなり、他のスタッフとも気心が知れてきました。

プレッシャーのない自由な場所と友人を得て、彼は自分を語り始めました。そして、ミーティングでも意見を出すようになり、翌年のクリスマス会ではサンタクロースの大役を自分から買ってできるまでになりました。

このボランティアの体験が隆行さんにとって大きな自信となり、てんかん協会の会員誌発送作業のボランティアも手伝ってくれるようになりました。

てんかん協会で出会った仲間たちの中には、発作があっても仕事をしている人がたくさんいます。仲間の影響を受けて、将来のことも真剣に



考るようになりました。

「本当は調理師になりたいのですが、親の反対や自分の発作を考えてあきらめていたのです」

夢が再燃した隆行さんは、親を説得して、調理師学校へ通い出し、免許も取得できました。実習中に足が動かなくなる発作もありましたし、すっかり自信がなくなって退学しようかと悩んだこともあったそうです。

隆行さんは現在、温泉旅館の調理場で働いています。発作のことも旅館のご主人に理解してもらい、2か月に1回通院しています。体調がくずれないように規則正しい毎日を過ごしているそうです。発作はその後止まっていますが、油断禁物と思い、欠かさず薬を服用しています。

やりたかった仕事に就くという夢がひとつかなった隆行さんですが、次の夢である「自前の店をもつ」とこと「嫁さんをもらう」との実現のため、コツコツと貯金しながら、今日も旅館の厨房で腕をふるっています。



### ワンポイントアドバイス

#### ◇「ボランティア活動のススメ」

ボランティア活動の奥義は何でしょうか。あなたの献身が人に喜んでもらえることによって、自分など無価値だと思っていた人が、自分の価値に目覚め、自分が社会から必要とされていることを実感できることです。社会との絆を確かめることです。

隆行さんはボランティア活動によって自信を回復し、調理師免許も取りました。ただがんばるのではなく、がんばることに喜びがあることが、次のステップを可能にするのです。

あなたの健康と相談しながら、身近にできるボランティア活動をおすすめします。

## ⑧ 自営業への関心をもてて

【達也さん 27歳 男性】

達也さんは大学卒業を控えた年に脳内出血が起き、後遺障害としててんかんを発症しました。

薬は数種類を服用していますが、大発作が年5～6回、小発作は週に2～4回あります。

達也さんは、自動車会社へ就職したかったのですが、それも夢と消えてしまいました。精神保健福祉手帳1級を所持し、障害年金をもらっています。

老舗の漬け物屋を営んでいる親から、家業を手伝えばよいと言われていますが、もっともやりたくない仕事が漬け物屋なのですから、達也さんとしては誠に困ったことでした。

ほとんど在宅の達也さんにとって、いちばんの楽しみはパソコンでした。

掲示板へ投稿したり、ゲームで時間を忘れたり……という毎日でした



が、ある日、父親から「漬け物屋も21世紀を生き抜いてゆくためにインターネットを使った商売をしてみたい」と相談され、ホームページを開設することを（いやいやながら）引き受けました。

彼は得意のパソコンを使ってホームページをつくり、さっそく公開しました。父親は息子の技術と家業がドッキングしたことに深く感動したそうです。

ホームページを見て注文してもらうためには、漬け物の種類や特徴などを工夫して紹介しなくてはなりません。いつしか、達也さんは大嫌いだった漬け物の魅力にはまってしまいました。

パソコンも自室から店へ移動させ、ネット上の店舗だけではなく、本当の店舗も大切になってきたのです。

息子のパソコン耽溺を心配していた親が、何とかしなくてはと知恵をしほり、逆転の発想に出たことがきっかけですが、思っていた以上の展開になりました。

達也さんは発作も多く、まだまだ油断できませんが、親は「これで安心して店を譲れる」と喜んでいるそうです。

達也さんも、自分のやる気と親の願いがうまく合致して、充実した毎日だと思います。そんな達也さんは若き当主として、新たな商品展開や販路の開拓を練っているそうです。



### ワンポイントアドバイス

#### ◇自分を変えて家業見直し・起業を考えよう！

働くことを考える時、家業のある方は、それを継ぐかどうか自問自答されるだろうと思います。親の苦労を見て育ってきた子どもには、家業だけはやりたくないという思いも人一倍強いかもしれません。

ほかに行ける所がない、仕方なく継ぐ、何となく継ぐ……という方も少なくありませんが、そこには、あなたが自分で選び取った仕事ではない、

という意識がありませんか？

確かに家業の場合、親が継がせることを前提にしていることがあります。親の言いなりになることが面白くないかもしれません。

しかし、よく考えてください。親や親族がいることが一般的の就職先と違うところですが、家業も立派な就職先です。せっかく継ぐからには、本気を出してがんばってみてください。きっと発見があります。家業に対する考え方も変わることでしょう。親への反発が尊敬に転じるかもしれません。何事もやってみないとわからないものです。

家業を改革したくても親が反対する、考え方がいつも対立する、そんな嘆きも聞こえきます。親はあなたより長い人生を生きてきました。その分だけ価値観を変えるのも難しいことを理解してあげましょう。あなたのほうが若く柔軟なはずです。親との確執を解く最上の処方箋は、あなたが変わることによって親の意識を改革することです。老いては子に従えと言うではありませんか。あなたの価値を親に再認識させることができれば、親は喜んであなたに従うでしょう。

達也さんの事例は、起業を含めた今後の新たな働き方として、一押しでおすすめしたい内容です。



## ② 先輩からのメッセージ

### ① チャレンジ精神

——松崎元さん（日本てんかん協会大阪府支部会員）の場合

#### 「つかんだ職は放さないぞ」という決意

今の職場は、アルバイトとして働き始めて7年になります。私は前兆なしで倒れる発作が週に2回くらいあります。「ハローワークは最後の手段」と思い、てんかんであることを告知せず「下手な鉄砲も数打ちゃ当たる！」をモットーに、アルバイトニュースなどで探して十数か所で採用されでは、発作を起こして解雇されてきました。そのうち3か所は、採用が続きましたが、自分から辞めました。8か月間くらい仕事が続かないでの、とうとうハローワークに行き、病気のことも話しました。最初、「てんかんで就職した人はいない」と言われました。

では、なぜ今の仕事に就けたのか？ 毎日、毎日ハローワークへ通つて仕事を探していました。ちょうどこの頃、親から離れて一人暮らしを始めていましたが、まだ障害年金も受給していなかったので、みじめな生活でしたね。おかげで、お金を節約する習慣ができました。お金を使う人から見たらケチに見えるでしょうね。

やっと、ハローワークのIさんの紹介で、今の職場に入れました。私自身、8か月間のしんどい思いはもう嫌という気持ちが強く、「つかんだからには、放してなるものか」の精神でがんばりました。

2か月間の研修があったのですが、ジョブコーチのAさんの説明のおかげで、発作があっても働くことを理解してもらうことができました。



ここ株式会社 S 倉庫 I 事業部には、ハローワークから障害のある方々が働きにきています。最初のころは、3名～5名だったのですが、業務が増えて現在では12名の方が働いており、職場はにぎわっています。トラブルもあることはあります。個性が強い証拠かもしれませんね。悔しい思いや辛い思いを乗り越えて、人は大きくなれるのだと思います。

今日では、毎日仕事をしていて楽しいですね。正社員の方々と、新年会やバーベキューにも参加しています。

最初の3年間くらいは、週に3日しか仕事がない時期がありました。仕事に波があるので、夏に稼いだお金を、冬のためにキープしながら生活していました。いま思えば、なつかしい思い出です。

### みんなのおかげで今の自分があるんだ

今の自分があるのは、社長や職場のみなさん、ハローワークのIさん、そしてジョブコーチのAさんのおかげだと思います。本当に、いい人たちに巡り会えたなと思います。7年前、あんなにビクビクしていた自分が嘘のように思われます。

これからもみんなと力を合わせて、職場が活気あふれるよう、がんばっていきたいと思います。ラジオの生番組にも、15分ほど職場の仲間4名で出ました。とてもよい経験になりました。

最後に、私はフルマラソンに挑戦しています。発作がありましたが、4回完走しました。ベストタイムは3時間9分17秒です。

「道は拓ける」と信じて、一歩を踏み出してほしいと思います。

## ② 心のきずなが救ってくれた

——持山拓也さん（神奈川県支部副代表）の場合

### 理解のある上司との出会い

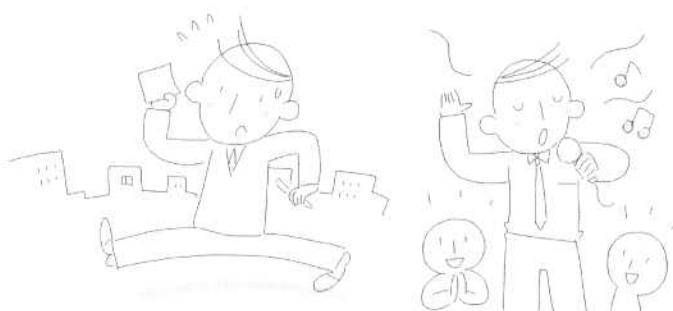
私がてんかんを発病したのは大学2年のとき。当時の主治医から「自動車の運転など、他人の命を預かる仕事以外なら好きな道を選んでよい」との助言を得ていたので、高校時代からの夢だった新聞記者の道を選びました。

就職面接の時には、てんかんであることは明かさず、「疲れやすいので無茶はできない」とだけ話しました。そして、入社後に直属の上司にだけに「疲れがたまると発作を起こす」と話し、常用の薬を飲んでいることも打ち明けました。この上司が私の体調を気づかってくれる大変理解ある人だったので、私は恩返しのつもりで、上司の指示なら休みも惜しまず、どこでも取材に出かけ記事を書きました。

一方、会社での仲間づき合いもこなしていました。上司とだけでなく、他の先輩たちから夕方の酒に誘われると一緒に飲み歩き、カラオケのマイクを握って自分の存在をPR。労働組合にも加入して、ボーナス交渉の手伝いをしました。

### クビになるかと思った発作

私が会社で初めて発作を起こしたのは、入社6、7年目のことです。多忙のため薬を切らしていたら3日目に、取材先の会社の玄関に入った



ところで意識を失いました。取材先の会社はもちろん、自分の会社の人たちにも心配と迷惑をかけました。上司は出張中で留守でした。

クビになるかと思いましたが、救ってくれたのは上司でした。「持山がいないと仕事が進まない」と当時の総務部長を説き伏せ、内勤の出版部への異動だけで済みました。やはり仕事を通じて培った、人間の心のきずなこそが、いざというときに自分を救ってくれるのです。

### 努力すれば道は開ける

その後、何回か会社で発作を起こしましたが、そのたびに同僚や上司、労組のメンバーが私のことを気づかってくれました。労使交渉のときは言い争う当時の社長が、私と共に主治医のところに行って発作時の注意を自ら質問したこともありました。

私のことを助けてくれたあの上司は、私が出版部に移って数年後、肺臓ガンで亡くなりました。生前、私が波の会に入るとき、「一般社会でも努力すれば道が開けることを話してあげなよ」と語ってくれました。

## ③ 病気を隠さずに胸をはって生きる

——高橋哲郎さん（日本てんかん協会元会長）の場合

つらくなつて仕事を変えても、状況が変化することはない

てんかんは、症状よりもむしろ、患者をとりまく環境とのギャップによる苦しみが大きいのです。たとえば職場で発作を繰り返してポストをはずされたり、孤立するなどです。事実、その理由で仕事を転々とする若い患者は多く、社会的な問題になっています。

大学を出てしばらくの間は、私は京都の私立高校で教壇に立っていました。何年も教師として勤めていれば、どうしても授業中の発作ということも起こるでしょう。発作は、私には日常でも、周囲にとって大変な事件なんです。

校長先生は、大問題として考えて、まず、私は担任をはずされてしま

いました。私がどう説明しても、通じません。“休んでいなさい”の一点ばかりで、どんどん仕事を奪われていきました。

学校へ行っても、他の先生はみんな忙しくしているなかで、自分が仕事がない。そんな毎日が続きました。つらかったですよ。何度やめようと思ったかわかりません。

しかし、ふんばった23年間でした。

ある時期に思いました。「までよ。こういう問題というのは、いまの職場に限ったことではないぞ」と。

仕事を変えても病気は治らないのだから、どこへ行っても同じなんです。ちょっと落ち着いて考えればわかることに何年も気づかずにいました。

それなら、同じ職場で、周囲の人に対する理解をもっていただいて、何か自分に自信のもてるることをやってみようと考えたのです。

そして、理科教育の研究を始めました。

### 職場で干されたことを機会に、教育学を研究し、成果をあげる

当時の私が勝負できる場は、授業しかありません。授業にめいっぱいエネルギーをそいで、その教育の中味について、論文をまとめていきました。

高校教師というのは、夏休みや春休みなど、時間はたっぷりあるんです。まして、私は干されていましたから、ふだんも余裕がありました。



研究をまとめでは、学会誌に投稿する、そんな数年が過ぎていきました。

いつのまにか、理科教育の専門家ということになっていました。全国的な研究団体の委員なども務めていました。

そんなある日、福井大学から連絡をいただきました。教育学部で、日本で初めての教育実践指導センターをつくることになり、どういう経路か、私に白羽の矢がたったんです。

すごくうれしかったけど、悩みました。もう私は、50歳に近かったし、慣れないで初めての土地に行って新しい仕事をきり開いていく、それもてんかんをもちながらです。やはり、勇気がいりました。

しかし、悩みに悩んだ末、京都の高校教師から、福井の大学教授へと、仕事を変える決心をしました。

迷っている時期から福井に移ってしばらくの間、ストレスが引き金になったのか、発作が頻発しました。

でも、人生というのは本当に不思議なものです。私は、いつまでも高校の教師をやっていこうと思っていたんです。大学で働くなんて考えもしませんでした。

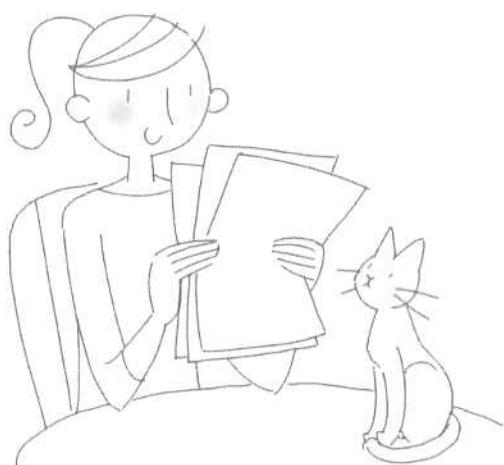
それもこれも、もとを正せばてんかんで仕事を干されたことがキッカケだったのだから、おかしなめぐり合わせです。

いま私は……

私は昨年12月、70歳の誕生日を迎えましたが、現在でも2か月に1回ぐらい転倒発作があります。頭に大きなこぶをつくったり、腰を強く打つことも、この1年間でも何回かありました。抗てんかん薬の服薬は欠かせません。大学の講義は立ったままですることにしています。龍谷大学理工学部教授は2001年3月に定年退職し、その後はいくつかの大学の非常勤講師をしています。



## 5 資料編 (社会資源一覧)



## ① 全国精神障害者地域生活支援センター一覧

施設名	〒	住所	電話番号
<b>■北海道</b>			
NPO法人オーケ会地域生活支援センター	003-0023	札幌市白石区南郷通15丁目 北8-8-110	011-864-7775
地域生活支援センター手稲	006-0816	札幌市手稲区前田6条13-8-10	011-686-0502
函館地域生活支援センター	042-0935	函館市駒場町9-24	0138-54-6757
地域生活支援センターやすらぎ	048-2672	小樽市塩谷4-72-1	0134-29-3178
苫小牧地域生活支援センター	053-0805	苫小牧市新富町1-3-16	0144-75-2808
西いぶり地域生活支援センター	059-0036	登別市美園町2-23-1	0143-86-0707
地域生活支援センターみなみ	062-0922	札幌市豊平区中の島2条1-2-26 ハウスオブリザ中の島Ⅱ	011-825-1373
ダリアの郷支援センター（無認可）	063-0868	札幌市西区八軒8条東5-4-18	011-736-1697
あさかげ生活支援センター	065-0033	札幌市東区北33条東14-5-1	011-733-3808
千歳地域生活支援センター	066-0041	千歳市清水町4-15-1	0123-40-6323
地域生活支援センターあかしあ	070-0852	旭川市住吉町2条3772	0166-50-3333
帯広生活支援センター	080-0017	帯広市西7条南7丁目2-6	0155-23-6703
地域生活支援センターhardt釧路	084-0917	釧路市大楽毛4-4-3	0154-57-4866
道北地域生活支援センター	096-0011	名寄市西1条南7丁目	01654-9-4365
サポートセンター木馬館	097-0002	稚内市潮見2-18-14	0162-34-8601
遠軽町地域生活支援センター	099-0404	紋別郡遠軽町大通北4-2-95	01584-2-8455
<b>■青森県</b>			
地域生活支援センターすばる	030-0125	青森市四ッ字里見75-2	017-764-2424
ほのぼの寮地域生活支援センター	030-0131	青森市問屋町1-15-10	017-728-8601
向日葵ハウス生活支援センターやましろ	030-1271	青森市六枚橋磯打95-26	017-754-3010
地域生活支援センターhardtステーション	031-0802	八戸市小中野8-14-24	0178-43-5717
ベル・エボック地域生活支援センター	031-0813	八戸市新井田字出口平32-2	0178-30-1100
地域生活支援センター清里	031-0813	八戸市新井田字松山下野場7-9	0178-25-0055
地域生活支援センターあセンドハウス	034-0089	十和田市西23番町5-5	0176-21-1173
大石の里地域生活支援センター	036-1343	岩木町百沢字東岩木山3138-2	0172-93-2110
地域生活支援センターひあす	036-8035	弘前市百石町2-1	0172-31-2731
地域生活支援センターフぐみ	036-8302	弘前市高杉字五反田173-7	0172-99-1155
つがる野工房地域生活支援センター	036-8356	弘前市下白銀町15-18	0172-31-2260
地域生活支援センターすみれ	036-8373	弘前市藤代2-11-6	0172-37-3422
地域生活支援センターラ・プリマベラ	037-0085	五所川原市芭蕉48-2	0173-38-1332
地域生活支援センター翔	038-3503	北津軽郡鶴田町鶴田字押上52	0173-23-1030
地域生活支援センター青明舎	039-1104	八戸市田面木字赤坂35-35	0178-70-2088
<b>■岩手県</b>			
地域生活支援センター滝沢	020-0173	岩手郡滝沢村滝沢字後307-24	019-688-1873
地域生活支援センター一関	021-0821	一関市三閑字小沢68-3	0191-26-5472
地域生活支援センター星雲	022-0004	大船渡市猪川町字下権現堂101-1	0192-21-1305
地域生活支援センター水沢	023-0818	水沢市東町4番地 (ダイコー壹番館2階)	0197-24-8425
地域生活支援センターあけぼの	025-0095	花巻市石神町364	0198-21-1813
地域生活支援センター釜石	026-0053	釜石市定内町1-8-10	0193-21-1156

地域生活支援センターみやこ	027-0096	宮古市大字崎嶺ヶ崎第4地割 字早稻柄1-11	0193-64-7878
地域生活支援センター久慈	028-0021	久慈市門前第1地割151-1	0194-52-8177
地域生活支援センターのぞみ	028-5301	二戸郡一戸町西法寺字諏訪野16-1	0195-32-2921
<b>■宮城県</b>			
ほっとすペーす (仙台市精神障害者地域生活支援センター)	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢12-1	022-225-6551
向日葵ライフサポートセンター	981-1102	仙台市太白区袋原5-17-33	022-741-2880
つるがや地域生活支援センター（ピア☆ハウス）	983-0824	仙台市宮城野区鶴ヶ谷3-21-12	022-388-4388
地域生活支援センターてれんこ	984-0063	仙台市若林区石名坂70	022-716-8152
宮城県精神障害者地域生活支援センター	989-6162	古川市駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2F	0229-21-0267
<b>■秋田県</b>			
地域生活支援センタークローバー	011-0917	秋田市飯島道東2-13-20	018-846-5328
地域生活支援センター松風	012-0055	湯沢市山田字中屋敷15-1	0183-72-5855
地域生活支援センターのぞみ	013-0014	横手市上内町6-39	0182-36-8070
地域生活支援センター和（なごみ）	015-0011	本庄市石脇字田中108	0184-23-6777
<b>■山形県</b>			
地域生活支援センターおーる	990-0827	山形市城南町2-1-41	023-647-4266
精神障害者庄内地域生活支援センター翔（はばたき）	997-0045	鶴岡市西新斎町2-2	0235-29-7088
ライフサポートとまり木	999-2221	南陽市門塚929	0238-40-4055
西村山精神障害者地域生活支援センターういんず	999-3511	西村山郡河北町谷地己8-6	0237-73-3240
<b>■福島県</b>			
地域生活支援センタースペースけやき	970-8026	いわき市平字北目町39-11	0246-35-0799
地域生活支援センターAI・キャン	963-0102	郡山市安積町笛川字四角坦59-7	024-945-1100
地域生活支援センターウェーブ	963-0201	郡山市大槻町字御前5	024-962-1220
地域生活支援センタージョイ	965-0876	会津若松市山鹿町4-3	0242-29-1106
地域生活支援センターウィズビア	966-0902	喜多方市松山町村松字北原3634-1	0241-21-1066
<b>■茨城県</b>			
ほびき園地域生活支援センター	300-0213	新治郡霞ヶ浦町牛渡5513-1	029-898-3661
地域生活支援センターカーヤ	300-2645	つくば市上郷7563-67	0298-47-8000
いなしきハートフルセンター	301-0902	稲敷郡新利根町上根本3551	0297-87-0022
煌（きらめき）	306-0414	猿島郡境町内門718-1	0280-81-3152
水戸市精神障害者地域生活支援センターかさはら	310-0852	水戸市笠原町1370-1	029-305-5851
支援センター「風（FOO）」	310-0902	水戸市渡里町2844-5	029-302-5385
ふわり	311-1231	ひたちなか市柳沢2831	029-264-1500
地域生活支援センターディライトホーム	311-4163	水戸市加倉井町104	029-254-7815
地域生活支援センターKUINA	312-0017	ひたちなか市長堀町3-13-1	029-276-0300
ライトハウス	319-1221	日立市大みか町2-28-5 (なぎさ会館3F)	0294-52-8682
メンタルサポートステーションきらり	319-3526	久慈郡大子町大子841	02957-2-5933
<b>■栃木県</b>			
地域生活支援センター宇都宮	320-0834	宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2121
地域生活支援センターみゆき	321-0983	宇都宮市御幸本町4646	028-661-5116
県東ライフサポートセンターほっと「CHA」	321-3303	芳賀郡芳賀町稻毛田1532	028-687-0311
地域生活支援センターせいわ	322-0002	鹿沼市千渡1598	0289-64-0070
地域生活支援センターおやま	323-0014	小山市喜沢6601	0285-20-0280
ふるさとセンター那須	324-0414	那須郡湯津上村片府田1301-59	0287-98-3003

地域生活支援センターゆずり葉	325-0055	黒磯市宮町2-14	0287-63-7777
地域生活支援センターハートランド	326-0338	足利市福居町587-1	0284-70-0811
地域生活支援センターあしかが	326-0808	足利市本城1-1547	0284-41-2643
地域生活支援センターさの	327-0843	佐野市堀米町3923-15	0283-22-7741
ハートピアきつれ川地域生活支援センター(ブチトマト)	329-1412	塩谷郡喜連川町喜連川5633-2	028-686-0337
<b>■群馬県</b>			
地域生活支援センターソスター	370-0857	高崎市上佐野町796-1	027-350-5550
みのり支援センター	370-2455	富岡市神農原559-1	0274-89-2014
くわのみハウス	370-3516	群馬郡群馬町大字稻荷台 字東金尾境153-2	027-350-3500
精神障害者地域生活支援センターよしおか	370-3603	北群馬郡吉岡町陣馬101-1	0279-55-6625
伊勢崎地域生活支援センター	372-0001	伊勢崎市波志江町720-4	0270-20-5055
地域生活支援センターバセリ	372-0001	伊勢崎市波志江町571-1	0270-40-6462
地域生活支援センターふらっと	373-0033	太田市西本町35-8	0276-32-4180
支援センターあじさい	377-0023	渋川市明保野3641-6	0279-25-3377
地域生活支援センターヌア・リーベ	379-0115	安中市中宿124-15	027-380-5385
<b>■埼玉県</b>			
やどかりの里浦和生活支援センター	330-0073	さいたま市浦和区元町1-7-8 ハイツ元町304	048-881-7898
やどかりの里大宮中部生活支援センター	330-0834	さいたま市大宮区天沼町1-404-1 星野第2ビル201	048-643-2624
地域生活支援センターベルベッキオ	331-0812	さいたま市北区宮原町3-219-1-1F	048-661-7092
ハートフル川口	332-0021	川口市西川口6-17-46	048-256-1117
やどかりの里大宮東部生活支援センター	337-0042	さいたま市見沼区南中野467-1 スガヤハイツ205	048-687-0492
生活支援センター来夢	338-0007	さいたま市中央区円阿弥1-3-15	048-840-5626
地域生活支援センターあけぼの	340-0800	八潮市大字鶴ヶ曽根1130	048-998-0852
地域生活支援センターバティオ	341-0018	三郷市早稲田3-26-3	048-950-7312
地域生活支援センター有朋	343-0851	越谷市七左町4-100-4	048-985-6666
地域生活支援センターたけさと	344-0021	春日部市大字大場1564-1	048-733-6872
地域生活支援センター杉戸ふれんだむ	345-0003	北葛飾郡杉戸町木野川134-42	0480-36-7036
地域生活支援センター宮代ふれんだむ	345-0821	南埼玉郡宮代町中央2-4-28 田口ビル2F	0480-36-2600
地域生活支援センターベルベール	346-0024	久喜市北青柳1331-7	0480-25-2755
地域生活支援センターのぞみ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷682	049-276-2088
かわごえ生活支援センター	350-1124	川越市新宿町4-7-5	049-242-1735
地域生活支援センターあすみーる	355-0005	東松山市大字松山2183	0493-21-5593
比企地域生活支援センター	355-0008	東松山市大谷4160-2	0493-39-2584
地域生活支援センター向陽	360-0816	熊谷市石原519-5	048-599-2020
メンタルサポートハウス杜の家	362-0015	上尾市緑丘2-2-27	048-778-3531
地域生活支援センター夢の実	365-0038	鴻巣市本町5-2-41	048-543-7321
地域生活支援センターみさと	367-0101	児玉郡美里町小茂田889-1	0495-76-3646
地域生活支援センター武甲の森	368-0056	秩父市寺尾1449	0494-24-5553
<b>■千葉県</b>			
市川市南八幡メンタルサポートセンター	272-0023	市川市南八幡5-20-3	047-376-6466
船橋市地域生活支援センターオアシス	273-0005	船橋市本町3-6-3 小島ビル3F	047-423-3126
地域生活支援センターゆりの木	283-0062	東金市家徳97-1	0475-58-9005

地域生活支援センターゆりの木〈出張所〉	283-0068	東金市東岩崎1-13 オキビル1F	0475-50-4545
成田地域生活支援センター	286-0118	成田市本三里塚226-1	0476-35-7771
地域生活支援センターサザンカの里	287-0216	香取郡大栄町南敷461-5	0478-73-4695
地域生活支援センター友の家	289-2513	旭市野中3820-15	0479-60-0608
地域生活支援センターいすきあ	294-0038	館山市上真倉2383	0470-25-3088
安房地域生活支援センター	294-0813	安房郡三芳村谷向166-2	0470-36-4888
ケアセンターさつき	299-0246	袖ヶ浦市長浦駅前4-2-2	0438-60-1501
パンブキンハウス	299-3211	山武郡大網白里町細草3221-4	0475-77-6511
<b>■東京都東部</b>			
あせび会支援センター	113-0021	文京区本駒込6-5-19 ネスト本駒込102	03-3945-2195
支援センターきらきら	114-0032	北区中十条1-2-18 障害者福祉センター1F	03-3905-7201
支援センターアゼリア	116-0012	荒川区東尾久5-45-11	03-3819-3113
足立区地域生活支援センターふれんどりい	121-0813	足立区竹ノ塚6-18-12	03-3883-7177
すみだ地域生活支援センター「友の家」	130-0012	墨田区太平1-5-11 マッハ50ビル2F	03-3626-6164
地域生活支援センターえどがわ	132-0021	江戸川区中央4-20-5	03-5678-8607
地域生活支援センターこかげ	170-0004	豊島区北大塚3-34-7	03-3949-1990
地域生活支援センタースペースピア	174-0072	板橋区南常盤台2-1-7	03-3554-3081
<b>■東京都中部</b>			
こうじや生活支援センター	144-0033	大田区東糀谷1-14-14	03-5705-0738
かまた生活支援センター	144-0051	大田区西蒲田4-4-1-3F	03-5700-6761
精神障害者地域生活支援センターさわやかるーむ	151-0053	渋谷区代々木1-20-8	03-3299-0100
地域生活支援センターセサミ	153-0065	目黒区中町2-44-13 中町二丁目共同ビル2F	03-5773-5594
三軒茶屋地域生活支援センター ブリズム	154-0004	世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ2F	03-3795-0753
サポートセンターきぬた	157-0072	世田谷区祖師谷3-36-26 生活の森ビル3F	03-3483-2471
地域生活支援センターせせらぎ	164-0001	中野区中野5-68-7 中野区社会福祉会館6F	03-3387-0993
杉並区地域生活支援センターオブリガード	167-0051	杉並区荻窪5-20-1	03-3391-1976
生活支援センター「まど」	169-0075	新宿区高田馬場1-15-6	03-3200-9376
<b>■東京都多摩</b>			
ライフサポートMEW（みゅう）	180-0013	武藏野市西久保1-6-25-401	0422-36-3830
精神障害者地域生活支援センターゆー・あい	181-0012	三鷹市上連雀4-1-8 三鷹市福祉コアかみれん2F	0422-43-9047
地域生活支援センター希望ヶ丘	182-0007	調布市菊野台1-24-41	0424-43-9232
地域生活支援センタープラザ	183-0055	府中市府中町3-3-9 ウェルス桜通りA号室	042-358-2288
地域生活支援センターそら	184-0004	小金井市本町2-8-15 ジョイベル2-3F	042-304-1401
地域生活支援センタープラッツ	185-0021	国分寺市南町3-4-4	042-329-2440
地域生活支援センターなびい	186-0003	国立市富士見台1-17-4	042-575-5916
地域生活支援センターあさやけ	187-0031	小平市小川東町4-2-1 (小平元気村小川東) 1F	042-345-1741
地域生活支援センターはーモニー	188-0012	西東京市南町3-4-10	0424-51-6566
地域生活支援センターふれあいの郷	189-0002	東村山市青葉町3-30-7	042-397-6400

地域生活支援センターパティオ	190-0023	立川市柴崎町2-10-16 オオノビル1F	042-526-1459
地域生活支援センターゆうき	191-0031	日野市高幡864-15	042-591-6321
地域生活支援センターあくせす	192-0065	八王子市新町9-11ボニーヒル1F	0426-31-1022
さるびあ生活支援センター	194-0013	町田市原町田4-24-6 セリガや会館4F	042-722-0713
虹のセンター25	196-0025	昭島市旭町3-7-18	042-549-7733
生活支援センターFILE	190-0814	あきる野市二宮670-5 秋川健康会館2F	042-559-0368
青梅市地域生活支援センタースペースあい	198-0036	青梅市河辺町5-16-8 グレース5	0428-21-7218
東久留米市地域生活支援センターめるくまーる	203-0053	東久留米市本町2-3-21	0424-76-1335
地域生活支援センターどんぐり	204-0004	清瀬市野塙4-230-1	0424-95-5110
多摩市障がい者支援センターのーま	206-0011	多摩市閔戸4-19-5 市立健康センター4F	042-311-2300
稲城市精神障害者地域生活支援センター	206-0804	稲城市百村7 稲城市福祉センター内	042-370-2480
地域生活支援センターウエルカム	207-0015	東大和市中央3-912-3	042-564-0891
武蔵村山市精神障害者地域生活支援センター お伊勢の森	208-0003	武蔵村山市中央2-118	042-567-7256
<b>■神奈川県</b>			
川崎市地域生活支援センターカシオペア	211-0035	川崎市中原区井田3-16-1 リハビ リテーション医療センター内	044-754-4557
横浜市神奈川区生活支援センター	221-0825	横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川4F	045-322-2907
地域生活支援センターカミング	229-0006	相模原市淵野辺4-15-6 ヴィーナス2F	042-759-5117
横浜市港南区生活支援センター	233-0003	横浜市港南区港南4-2-7 (3階)	045-842-6300
よこすか精神障害者地域生活支援センター アメグスト	238-0022	横須賀市公郷町5-32	046-852-3743
横浜市保土ヶ谷区生活支援センター	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも4F	045-333-6111
地域生活支援センターコンバス	242-0017	大和市大和東3-1-6 JMビル4F	046-260-1027
横浜市栄区生活支援センター	247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷3-32-12	045-896-0483
鎌倉市地域生活支援センターとらいむ	248-0014	鎌倉市由比ヶ浜2-11-18 NTT東日本鎌倉ビル2F	0467-61-3205
地域生活支援センターあしがら	250-0105	南足柄市関本403-2 りんどう会館2F	0465-71-0117
藤沢市地域生活支援センターおあしす	251-0052	藤沢市藤沢1063 新倉ビル3・4F	0466-55-1399
地域生活支援センター元町の家	253-0043	茅ヶ崎市元町16-3	0467-82-1685
地域生活支援センターはたの	259-1303	秦野市三屋127-3	0463-75-3962
地域支援センターはたの602	257-0051	秦野市今川町2-15 リバーサイド小泉602	0463-83-8855
<b>■新潟県</b>			
地域生活支援センターサンスマイル	940-2035	長岡市関原町1丁目字中原3195	0258-21-0355
地域生活支援センターこまくさ	941-0058	糸魚川市南寺町1-1-8	0255-53-2318
つくしセンター	943-0823	上越市高土町3-2-12	0255-21-2860
地域生活支援センターゆきぐに北魚沼	946-0216	北魚沼郡守門村大字須原1370-5	025-797-2335
支援センターエンゼル妻有	948-0082	十日町市辰甲333-1 (本町2丁目)	0257-50-7180
夕映えの郷地域生活支援センター	949-3116	中剣城郡大潟町大字犀潟410-5	025-534-3100

越路ハイム地域生活支援センター	949-5406	三島郡越路町大字浦5041-1	0258-92-5104
精神障害者地域生活支援センターみなみうおぬま	949-6609	南魚沼郡六日町大字八幡115-4	025-770-1331
地域生活支援センターはなす	958-0024	村上市瀬波中町10-1	0254-50-7104
地域生活支援センターやすらぎ	959-0242	西蒲原郡吉田町大保町25-15	0256-94-7486
地域生活支援センターぐみの郷	959-2655	北蒲原郡中条町大字本郷544-1	0254-43-4400
<b>■富山県</b>			
和敬会生活支援センター	930-0103	富山市北代5200	076-434-8100
あすなろセンター	930-0173	富山市野口南部132	076-427-1115
ゆりの木の里	930-0887	富山市五福474-2	076-433-4500
地域生活支援センターひまわり	932-0836	小矢部市埴生字北反畠1476	0766-67-7340
あしつきふれあいの郷	933-0935	高岡市博労本町4-1	0766-29-3335
サポート新川	937-0016	魚津市立石205-2	0765-23-0009
フィールドラベンダー	939-8073	富山市大町3-4	076-495-1555
<b>■石川県</b>			
ライフワーク金沢生活支援センター	920-0205	金沢市大浦町ホ24-1	076-238-7800
地域生活支援センターいしひき	920-0935	金沢市石引2-1-2	076-231-3316
地域生活支援センターあるふあ	921-8025	金沢市増泉1-20-17	076-280-9147
生活支援センターののいち	921-8834	石川郡野々市町中林4-120	076-248-6565
地域生活支援センターかが	922-0831	加賀市幸町2-60	0761-72-7779
地域生活支援センターなごみ	923-0851	小松市北浅井町り123	0761-23-7232
ピアサポートのと	926-0021	七尾市本府中町ワ部34	0767-54-0808
<b>■福井県</b>			
地域生活支援センターおくえつ	912-0021	大野市中野56-1-1	0779-66-7711
はあとぼーとさくらヶ丘	914-0144	敦賀市桜ヶ丘町8-8	0770-24-4848
地域生活支援センターアップ	915-0082	武生市国高2-42-6	0778-21-5400
地域生活支援センターやすらぎ	916-0021	鯖江市三六町1-2-5-1	0778-53-0002
精神障害者地域生活支援センタートウモロー	917-0075	小浜市南川町8-1-2	0770-52-1201
精神障害者地域生活支援センターあゆみ	919-0317	福井市北山町22字馬洗1-1	0776-41-8338
地域生活支援センターさかい	919-0631	あわら市高塙41字向山13	0776-73-2800
<b>■山梨県</b>			
地域生活支援センターみさき	400-0007	甲府市美咲1-8-5	055-251-7611
きがる館	400-0405	南アルプス市下宮地421	055-282-4004
すみよし生活支援センター	400-0851	甲府市住吉4-11-5	055-221-0071
塩山市精神障害者地域生活支援センター	404-0042	塩山市上於曽977-5 塩山市保健福祉センター内	0553-32-0285
<b>■長野県</b>			
希来里（きらり）	380-0911	長野市稲葉147-5	026-267-5685
ライフサポートりんどう	381-0041	長野市徳間3222	026-239-7077
地域生活支援センター皆神ハウス	381-1223	長野市皆神台157	026-278-7466
長野市地域生活支援センターはばたき	381-2226	長野市川中島町今井1387-5	026-285-5304
やすらぎ	386-0002	上田市大字住吉167-1	0268-25-2000
燐メンタルクラブ	390-8648	松本市城西1-9-2	0263-39-4624
南信地域生活支援センター	395-0054	飯田市箕瀬町2-2561-4	0265-56-8732
<b>■岐阜県</b>			
地域生活支援センターふなぶせ	500-8211	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168
地域生活支援センターザールせいすい	501-1106	岐阜市石谷字池田1330-1	058-235-6080
地域生活支援センター鶴飼	501-1128	岐阜市洞1026	058-239-5838
かざぐるま	501-3932	関市稻口774-1	0575-21-5566

地域生活支援センターすいせい	501-4193	郡上郡美並村大字大原298-1	0575-79-2304
せせらぎ	503-0022	大垣市中野町1-10	0584-81-8521
グリーンヒル	503-0401	海津郡南濃町津屋1491-1	0584-55-2501
地域生活支援センターひびき	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3555	0574-25-1294
やまびこ	509-4124	吉城郡国府町村山251-1	0577-72-5023
<b>■静岡県</b>			
地域生活支援センターきさらぎ	410-0317	沼津市石川828-3	055-967-5952
地域生活支援センターきさらぎサテライト	410-0057	沼津市高沢町4-39	055-929-9656
地域生活支援センターあゆみ橋	410-0801	沼津市大手町4-3-35	055-954-2735
地域生活支援センターなかせ	410-0811	沼津市中瀬町17-11	055-935-5680
田方・ゆめワーク	410-2315	田方郡大仁町田京1259-294	0558-75-5600
やまいも俱楽部	412-0046	御殿場市保土沢1080-78	0550-80-0557
地域生活支援センターいとう	414-0028	伊東市銀座元町6-21 市川ビル4F	0557-32-5680
精神障害者地域生活支援センターゆうゆう	417-0801	富士市大渕2815-1	0545-35-2911
地域生活支援センターおさだ	421-0113	静岡市下川原5-36-60	054-257-5605
はーとばる	424-0934	静岡市清水村松原3-14-8	0543-37-1746
地域生活支援センターナルド	431-1304	引佐郡細江町中川7220-7	053-437-4609
はまかぜ	432-8063	浜松市小沢渡町2760	053-415-0770
だんだん	433-8101	浜松市三幸町201-4	053-420-0802
サポートセンターほるた	434-0037	浜北市沼265-6	053-584-6307
地域生活支援センターさわや家	436-0033	掛川市篠場779-2	0537-22-2312
生活支援センターいろいろ	438-0026	磐田市西貝塚3781-2	0538-39-6377
<b>■愛知県</b>			
精神障害者地域生活支援センターボレボレ	442-0863	豊川市平尾町諫訪下10	0533-88-7968
生活支援センター山中	444-3511	岡崎市舞木町字小井沢4-1	0564-48-1955
親愛の里そよかぜ	453-0053	名古屋市中村区中村町9-66	052-419-3166
地域生活支援センターやすらぎ	463-0073	名古屋市守山区守牧町128	052-791-2170
支援センター柏葉（はくよう）	470-0151	愛知郡東郷町諸輪字中木戸西276	0561-72-8800
サン・クラブ	470-0344	豊田市保見町横山100	0565-48-3058
地域生活支援センターエボレ	470-1215	豊田市広美町郷西73-1	0565-25-0125
ひろば わっばる	470-2531	知多郡武豊町富貴字小桜176-1	0569-73-1739
キャンバス	474-0037	大府市半月町3-293	0562-45-5585
尾張北部地域生活支援センター	484-0094	犬山市大字塔野地字大畔216	0568-63-0221
<b>■三重県</b>			
地域生活支援センターソシオ	510-0885	四日市市日永5039	0593-45-9016
地域生活支援センターアジサイ	511-0426	いなべ市北勢町其原1953	0594-72-6768
四季の里・地域生活支援センターHANA（はな）	512-1111	四日市市山田町向山836-1	0593-28-1940
夢の郷・アンダンテ	514-0818	津市城山1-8-16	059-238-0303
地域生活支援センターこだま	515-0043	松阪市下村町覚部2203-1	0598-20-1213
<b>■滋賀県</b>			
支援センター風（ふう）	520-2433	野洲郡中主町八夫1318	077-589-8784
地域生活支援センターふらっと	523-0891	近江八幡市鷹飼町52	0748-37-6195
支援センターそら	526-0835	長浜市室町396-2	0749-68-2255
地域生活支援センターしろやま	528-0031	甲賀郡水口町本町2-2-27	0748-62-8181
ステップアップ21	529-1168	犬上郡豊郷町八目49	0749-35-0333
地域生活支援センターわたむきの里	529-1642	蒲生郡日野町上野田805	0748-52-6032
<b>■京都府</b>			
地域生活支援センターなごやかサロン	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1-15	075-315-2240

ねっこの郷地域生活支援センターふれあいサロン	613-0903	京都市伏見区淀本町231-40	075-631-0505
西京地域生活支援センター	615-8262	西京区山田四ノ坪町12-8 小島ビル	075-392-1051
アンサンブル	617-0844	長岡市調子2-5-7	075-956-2543
障害者地域生活支援センターいづみ	619-1143	相楽郡加茂町大字觀音寺小字石部8	0774-76-0076
支援センターふきのとう	620-0928	福知山市字奥野部小字三ノ宮252	0773-24-1417
障害者地域生活支援センターほのぼの屋	625-0007	舞鶴市大字大波下小字滝ヶ浦 202-56	0773-66-7707

## ■大阪府

こころの相談室リーフ	533-0031	大阪市東淀川区西淡路1-13-25 日之出障害者会館2F	06-6815-8975
すいすい	537-0024	大阪市東成区東小橋1-8-12	06-6977-0114
もくれん	546-0023	大阪市東住吉区矢田6-8-29	06-6694-9021
ふらっと めいじ	550-0012	大阪市西区立売堀1-12-8	06-6541-6668
サワサワ（にしなりWing）	557-0061	大阪市西成区北津守3-6-4	06-4392-8700
ふれあいの里	557-0063	大阪市西成区南津守1-4-46	06-6659-2672
地域生活支援センタークム	561-0803	豊中市城山町1-10-9	06-6865-0533
地域生活支援センターる～ぶ	561-0814	豊中市豊南町東2-6-4	06-6332-8866
バオみのお	562-0026	箕面市外院3-7-35	072-726-7800
咲笑	563-0042	池田市宇保町8-30 ジェムトレンド101	072-750-3230
すいた以和貴	564-0028	吹田市昭和町2-1	06-6318-2600
シード	564-0041	吹田市泉町5-9-6-1F	06-6190-6694
高槻地域生活支援センター	569-0023	高槻市松川町25-5	072-662-8130
シュポール	570-0005	守口市八雲中町3-13-17	06-6780-1190
門真市地域生活支援センターあん	571-0062	門真市宮野町2-20	072-885-1144
枚方市精神障害者地域生活支援センター陽だまり	573-1161	枚方市交北2-7-15	072-809-0015
あーす	574-0027	大東市三住町2-1	072-874-9900
地域生活支援センターふう	577-0809	東大阪市永和2-6-33	06-6722-5531
花園地域生活支援センター	578-0941	東大阪市岩田町3-14-51 関西マンション2F	06-6730-2947
地域生活支援センターそうそう	580-0006	松原市大堀3-10-19	072-331-4081
ちのくらぶ	581-0025	八尾市天王寺屋6-59	0729-49-5740
かしわら	582-0026	柏原市旭ヶ丘4-672	0729-78-6073
わっこ	583-0027	藤井寺市岡2-12-6 進和ビル3F	0729-30-0609
アンダンテ	590-0014	堺市田出井町8-20	072-225-0850
む～ぶ	591-8021	堺市新金岡町5丁1-4 堀市北支所5F	072-258-6646
和泉精神障害者地域生活支援センターふれあい	594-0002	和泉市上町42	0725-40-1827
岸和田精神障害者地域生活支援センターかけはし	596-0825	岸和田市土生町2-30-39	0724-31-3878
精神障害者地域生活支援センターみづま	597-0104	貝塚市水間516-1-1	0724-46-6510
地域生活支援センターすずらん	598-0071	泉佐野市鶴原2806	0724-64-9884
ゆい	599-8235	堺市深井東町3134	072-277-9555

## ■兵庫県

中央地域生活支援センター	651-0076	中央区吾妻通4-1-16 コミスタこうべ内（北棟2F）	078-262-7511
ひだまり小倉	651-1243	北区山田町下谷上字西丸山20-30	078-582-5544
地域生活支援センター虹の里	651-2235	神戸市西区櫛谷町長谷字渋谷83-26	078-993-1667
夢野地域生活支援センター	652-0063	神戸市兵庫区夢野町4-3-13	078-511-3273
ヨハネ地域生活支援センター	654-0015	神戸市須磨区奥山畠町2	078-737-6936

ハーモニー垂水	655-0024	垂水区御靈町6-10	078-704-3340
淡路精神障害者生活支援センター	656-0015	洲本市上加茂7	0799-26-0525
ほっこ	669-2314	篠山市東沢田240-1	079-554-2073
けいふう	670-0061	姫路市西今宿5-3-8	0792-91-4315
ほほえみ	674-0068	明石市大久保町ゆりのき通1-5-6	078-934-1201
<b>■奈良県</b>			
地域生活支援センターコスモールいこま	630-0257	生駒市元町1-9-17 ホリディビル2F	0743-73-7000
夢	630-8044	奈良市六条西4-6-3	0742-52-2900
精神障害者地域支援センター歩っこ	630-8244	奈良市三条町512-3 カーサフムラ202	0742-20-5988
ウイング	631-0818	奈良市西大寺赤田町1-7-1	0742-45-2272
ウイング・サテライト・ステーション	631-0817	奈良市西大寺北町3-5-3	0742-53-2520
地域生活支援センターむく	634-0063	橿原市久米町652-2 橿原商工経済会館2F	0744-51-1100
なっつ	635-0014	大和高田市三和町2-17 大和高田分庁舎1F	0745-23-7214 (代)
精神障害者地域生活支援センターふらっこ	639-1042	大和郡山市小泉町73-1	0743-54-8112
<b>■和歌山県</b>			
和歌山生活支援センター	640-8123	和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
地域生活支援センター 櫻	641-0054	和歌山市塙屋3-6-2	073-444-2468
紀南障害者地域生活支援センター	646-0025	田辺市神子浜2-23-12	0739-23-3667
麦の郷・岩出生活支援センター	649-6224	那賀郡岩出町山崎254	0736-61-0615
<b>■鳥取県</b>			
地域生活支援センターサマーハウス	680-0007	鳥取市湯所町1-131	0857-36-1151
中部地域生活支援センター	682-0023	倉吉市山根43	0858-26-2346
地域生活支援センター翼	683-0841	米子市上後藤3-5-1	0859-29-8899
<b>■島根県</b>			
ビ・フレンディング	690-0033	松江市大庭町1461-3	0852-23-4111
アクティブよめしま	690-0047	松江市嫁島町4-29	0852-26-2222
ステップ	692-0011	安来市安来町927-2	0854-23-0357
地域生活支援センターふあっこ	693-0014	出雲市武志町693-1	0853-25-0130
亀の子ライフサポートセンター	694-0041	大田市長久町長久口267-6	0854-82-3077
オアシス	697-0052	浜田市港町285-1	0855-22-8115
エスティーム	699-0501	簸川郡斐川町大字学頭1625-27	0853-72-7085
そよかぜ館	699-1311	飯石郡三刀屋町大字古城45-6	0854-45-0020
益田市障害者福祉センターあゆみの里	699-5132	益田市横田町2087-1	0856-31-5100
<b>■岡山県</b>			
県立内尾センター	701-0212	岡山市内尾739-1	086-298-2111
支援センター・コンドル	702-8026	岡山市浦安本町208-6	086-261-7228
ばる・おかやま	703-8256	岡山市浜475-5	086-270-3322
地域生活支援センターこころの里	706-0011	玉野市宇野1-8-8	0863-33-5151
地域生活支援センターネクスト津山	708-0884	津山市津山口308-5	0868-22-1177
東備地域生活支援センター	709-0451	和気郡和気町和気702	0869-92-9123
御津地域生活支援センター	709-3111	御津郡建部町福渡834-2	0867-22-5200
勝田郡地域生活支援センター虹	709-4311	勝田郡勝央町岡1338	0868-38-0161
倉敷市児島障害者支援センター	711-0921	倉敷市児島駅前4-83-2	086-472-3855
倉敷市玉島障害者支援センター	713-8121	倉敷市玉島阿賀崎2-1-10	086-525-7867

■広島県			
ひだまり	720-1147	福山市駅家町向永谷304-1	084-977-1200
地域生活支援センターるり	722-0042	尾道市久保町1714-1	0848-20-8123
地域生活支援センターさ・ボート	723-0017	三原市港町3-19-16	0848-62-1736
地域生活支援センター365	725-0012	竹原市下野町2402-1	0846-22-7655
ふらっと	729-4101	甲奴郡甲奴町本郷1215-1	0847-67-5052
清風会支援センター	731-0511	安芸高田市吉田町竹原920	0826-47-2092
精神障害者地域生活支援センターいつかいち	731-5127	広島市佐伯区五日市1-5-39	082-943-5562
ぬくもりのサロン	732-0034	広島市東区温品町字森垣内510-1	082-289-6088
地域生活支援センターふれあい	734-0001	広島市南区出汐3-2-20	082-250-7830
みどりの風	737-0001	吳市阿賀北1-15-12	0823-75-2255
地域生活支援センターふたば	737-0143	吳市広白石4-7-22	0823-76-4855
ハートフルセンターツブミ	737-0817	吳市上二河町5-12	0823-29-3033
モルゲンロート	739-0323	広島市安芸区中野東4-5-35	082-892-3050
地域生活支援センターみらい	739-0656	大竹市玖波町向田1160	0827-59-0223
地域生活支援センターまほろば	739-2105	東広島市高屋町檜山267-1	082-493-8751
■山口県			
リフレ地域生活支援センター	742-0313	玖珂郡玖珂町大坪1887	0827-82-0018
地域生活支援センターウイング	745-0833	周南市泉原町10-1	0834-21-4573
地域生活支援センターやまぐち	747-1221	山口市大字鎌銭司3347-2	083-986-2832
地域生活支援センターヒエダ	751-0856	下関市稗田中町8-18	0832-51-6161
生活支援センターふなき	757-0216	厚狭郡楠町大字船木833-21	0836-67-2464
支援センター歩社	759-6311	豊浦郡豊浦町大字吉永 字野田浜627-2	0837-75-4171
■徳島県			
地域生活支援センター清風	770-0862	徳島市城東町2-7-9	088-602-0202
地域生活支援センター虹の里	771-1203	板野郡藍住町奥野字矢上前32-1	088-692-2312
地域生活支援センターことじ	771-1342	板野郡上板町佐藤塚字東179-7	088-694-6606
地域生活支援センターせせらぎ	771-4261	徳島市丈六町行正19-1	088-645-2866
地域生活支援センターオリーブの木	772-0011	鳴門市撫養町大桑島字北の浜53	088-685-5524
県南地域生活支援センターとみた	779-2306	海部郡日和佐町西河内字月輪35	0884-77-1230
■香川県			
クリマ	761-0123	木田郡牟礼町原883-16	087-845-0335
ほっと	761-0443	高松市川島東町1914-1	087-840-3770
オリーブ	761-4301	小豆郡池田町池田2519-7	0879-75-2310
ライブサポートセンター	761-8047	高松市岡本町字上新開60-1	087-815-7877
中譜地域生活支援センター	762-0023	坂出市加茂町700-13	0877-56-3200
地域生活支援センターはなぞの	763-0073	丸亀市柞原町116	0877-21-5712
ありあけ	768-0040	観音寺市柞田町甲1340-4	0875-57-5501
■愛媛県			
まごころの会	792-0864	新居浜市東雲町3-4-10	0897-35-2223
ときめき	794-0032	今治市天保山町2-2-1	0898-34-3081
地域生活支援センターくじら	796-8010	八幡浜市大字五反田1-106	0894-24-6750
柿の木	798-0027	宇和島市柿原1128-1	0895-20-0901
地域生活支援センターいろり	798-4102	南宇和郡御荘町平山7	0895-70-4012
■高知県			
地域生活支援センターこうち	780-0053	高知市駅前町3-13	088-871-7583
てく・とこ・瀬戸	780-0252	高知市瀬戸東町3-109	088-841-2144

広場そよかぜ	781-8121	高知市葛島4-3-3 高知市東部健康福祉センター1F	088-880-3233
高幡広域地域生活支援センター	785-8601	須崎市山手町1-7	0889-43-2825
かけはし	788-0051	宿毛市押ノ川字野中1052-1	0880-63-3053
かけはし サテライト	787-0025	中村市一条通4-1-6 松岡第2ビル1F北	0880-35-4853
<b>■福岡県</b>			
地域生活支援センターひこうき雲	802-0001	北九州市小倉北区浅野2-16-38 北 九州市立浅野社会復帰センター内	093-513-2570
中間市地域生活支援センター バルハウスぼちぼち	809-0018	中間市通谷1-36-3	093-243-3387
地域生活支援センターピアひがし	811-0213	福岡市東区和白丘3-2-18	092-607-1158
地域生活支援センターかけはし みどり	811-2243 811-3295	福岡県糟屋郡志免町志免東4-1-2 宗像郡福間町花見ヶ浜1-5-1	092-937-2831 0940-34-9750
地域生活支援センター希望 ピアツツア桜台	815-0082 818-0066	福岡市南区大楠1-35-17 筑紫野市大字常松456-2	092-524-4151 092-919-2055
精神障害者地域生活支援センターゆう ピアくるめ	826-0042 830-0027	田川市大字川宮1524-8 久留米市長門石1-1-32	0947-46-2678 0942-36-5321
のぞえ「風と虹」 ゆうゆうハイツ	830-0053 834-0006	久留米市藤山町1730-3 八女市吉田1169-1	0942-51-8555 0943-23-5304
地域生活支援センター潮（うしお） ふれあいの森・あじさい	836-0004 836-0862	大牟田市大字手鎌1978-2 大牟田市原山町1-6	0944-41-8733 0944-55-8555
<b>■佐賀県</b>			
ぷらっと	849-0915	佐賀市兵庫町藤木1006-1 ほほえみ館3F	0952-34-4866
<b>■長崎県</b>			
和みの里	851-3214	西彼杵郡琴海町大平郷2076	095-840-7132
地域生活支援センターワン	855-0001	島原市中野町丙237	0957-65-0230
大村市地域生活支援センターラム とよたけ	856-0832 856-0847	大村市本町413-2 大村市西部町1019-1	0957-52-0690 0957-53-7581
ふれんず ハートピア青空	857-0053 859-6408	佐世保市常磐町8-8 富士ビル4F 北松浦郡世知原町栗迎免1-5	0956-23-5389 0956-73-3230
<b>■熊本県</b>			
地域生活支援センターこころ 地域生活支援センターなでしこ	860-0083 861-0142	熊本市大窪2-6-7 鹿本郡植木町鎧田1025	096-278-7780 096-272-7214
地域生活支援センターアントニオ	861-2233	上益城郡益城町惣領1530 益城病院内	096-286-3611
熊本きぼう生活支援センター 熊本県あかね生活支援センター	861-4106 862-0983	熊本市南高江7-8-77 熊本市戸島西3-4-155	096-358-0570 096-365-2988
ウィズ ふれあい	862-0970 865-0048	熊本市渡鹿5-1-37 玉名市小野尻5	096-362-6736 0968-73-1022
地域生活支援センターすまいる うきうき生活支援センター	866-0895 869-0416	八代市大村町720-1 宇土市松山町1843-1	0965-32-2333 0964-22-2510
きくよう地域生活支援センター	869-1102	菊池郡菊陽町原水字下中野5587	096-232-8518
<b>■大分県</b>			
博愛地域生活支援センター きぼう21	870-0868 870-1141	大分市野田818 大分市大字下宗方760-1	097-549-0858 097-586-1271

精神障害者地域生活支援センター「三角ベース」	873-0222	東国東郡安岐町大字下山口字延吉9-2	0978-64-7533
ラム	877-0078	日田市大字友田2413-1	0973-27-5477
わかば園	879-0463	宇佐市中原573-2	050-3365-1907
とよみ園	879-2476	津久見市長目119-1	0972-82-7653
<b>■宮崎県</b>			
芳明館地域生活支援センター	880-0933	宮崎市大坪町草葉崎2088-1	0985-59-5505
日向地域生活支援センターはまゆう	883-0021	日向市大字財光寺1225	0982-54-3115
サンシャイン	887-0021	日南市中央通1-3-13	0987-31-0567
<b>■鹿児島県</b>			
地域生活支援センターひだまり	891-0111	鹿児島市小原町8-1	099-260-5865
地域生活支援センターかけはし	891-0144	鹿児島市下福元町6088-3	099-261-5100
指宿ライフサポート	891-0304	指宿市東方7558	0993-24-5055
サポートやすらぎ	891-1205	鹿児島市犬迫町7749	099-238-0600
ソーバーハウス	892-0873	鹿児島市下田町1919	099-220-5085
あゆみ	893-0014	鹿屋市寿4-1-43	0994-52-1322
ゆらい	894-0035	名瀬市塩浜町13-1	0997-57-7417
あけぼの	895-2507	大口市大田132	0995-23-0569
にじの途	897-0221	川辺郡川辺町田部田3535	0993-56-1900
集（つどい）	899-0204	出水市麓町30-68	0996-62-7399
オレンジの里	899-4501	姶良郡福山町福山1078-3	0995-54-7890
<b>■沖縄県</b>			
地域生活支援センターなんくる	900-0024	那覇市古波蔵4-7-7	098-836-6970
糸満市地域生活支援センターひかり	901-0362	糸満市真栄里870	098-994-5100
地域生活支援センターてるしの	901-1104	島尻郡南風原町字宮平206-1	098-888-5658
地域生活支援センターあおぞら	901-2103	浦添市仲間1-1-2	098-879-6644
沖縄市精神障害者地域生活支援センターおきなわ	904-2171	沖縄市高原7-35-1	098-930-1703
地域生活支援センターウェーブ	905-0017	名護市大中2-2-4	0980-53-1173
地域生活支援センターひらら (ふれあいプラザ宮古)	906-0012	平良市西里1472-160	0980-72-6668
地域生活支援センターまる	907-0012	石垣市美崎町1-9	0980-84-1341

\*精神障害者地域生活支援センターの一覧は、平成15年度までに開設されたセンターについて、各都道府県・政令都市の精神保健センターのご協力によって委員会が独自調査してまとめたものです。その後に開設されたセンターについては、もよりの精神保健福祉センター等にお問い合わせ下さい。

## 2 全国障害者就業・生活支援センター一覧

センター名	〒	所在地	電話番号
札幌障害者就業・生活支援センターサポートinサッポロ	060-0807	北海道札幌市北区北七条西2-6-37 山京ビル516	011-738-2000
津軽障害者就業・生活支援センター	036-1321	青森県中津軽郡岩木町大字熊嶋 字龜田184-1	0172-82-4524
胆江障害者・生活支援センター	023-0824	岩手県水沢市泉町9-1 ときわ寮内	0197-25-3523
石巻地域障害児(者)支援センター	986-0016	宮城県石巻市八幡町2-4-23	0225-93-2924
秋田県南障害者就業・生活支援センター サンワーク六郷	019-1402	秋田県仙北郡六郷町野中 字下村55番地	0187-84-3809
置賜障害者就業・生活支援センターサポートセン ターおきたま	993-0085	山形県長井市高野町2-3-1 置賜総合支庁西庁舎内	0238-88-5357
いわき障害者就業・生活支援センター	970-8003	福島県いわき市平下平窪字熊ヶ平6	0246-23-1903
水戸地区障害者就業・生活支援センター	311-4141	茨城県水戸市赤塚1-1ミオスビル2F	029-309-6630
とちぎ障害者就業・生活支援センター	321-0201	栃木県下都賀郡壬生町安塚2032	0282-86-8917
群馬西部地区障害者就業・生活支援センター	370-3106	群馬県群馬郡箕郷町東明屋676	027-371-8666
障害者就業・生活支援センターZAC	355-0013	埼玉県東松山市小松原町17-19	0493-24-5658
障害者就業・生活支援センターあかね園	275-0024	千葉県習志野市茜浜3-4-5	047-452-2715
障害者就業・生活支援センターワーキング・トライ	174-0072	東京都板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
障害者就業・生活支援センターこじじ	949-5406	新潟県三島郡越路町大字浦4712-1	0258-92-5163
富山障害者就業・生活支援センター	939-2298	富山県新川郡大沢野町3110	076-467-0679
金沢障害者就業・生活支援センター	920-0864	石川県金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
福井障害者就業・生活支援センターふっとわーく	910-3623	福井県丹生郡清水町島寺67-30 若越ひかりの村	0776-98-3747
障害者就業・生活支援センター陽だまり	407-0263	山梨県韮崎市穴山村6319	0551-25-1012
上小地域障害者就業・生活支援センターSHAKE	386-0012	長野県上田市中央3-5-1 上田市ふれあいセンター2F	0268-27-2039
岐阜障害者就業・生活支援センター	500-8309	岐阜県岐阜市都通2-23	058-252-2482
障害者就業・生活支援センター〔明和会〕	437-0021	静岡県袋井市広岡4296	0538-42-3228
豊橋障害者就業・生活支援センター	440-0022	愛知県豊橋市岩崎町字利兵72-2	0532-61-2062
四日市障害者就業・生活支援センター	510-0085	三重県四日市市諏訪町2-2	0593-54-2550
障害者雇用生活支援センター（甲賀）	528-0012	滋賀県甲賀郡水口町曉3-44	0748-63-5830
障害者就業・生活支援センター	603-8234	京都府京都市北区紫野下若草町12	075-414-1301
大阪市障害者就業・生活支援センター	547-0026	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55	06-4302-8977
加古川障害者就業・生活支援センター	675-0002	兵庫県加古川市山手1-11-10	0794-38-8728
障害者就業・生活支援センターイーズ	636-0351	奈良県磯城郡田原本町松本160-4	07443-3-0510
紀南障害者就業・生活支援センター	646-0025	和歌山县田辺市神子浜2-13-20	0739-23-3667
とっとり障害者就業・生活支援センター	683-0064	鳥取県米子市道笑2-126桑元ビル1F	0859-37-2140
島根西部障害者就業・生活支援センターレント	697-0027	島根県浜田市殿町75-8	0855-22-4141
岡山障害者就業・生活支援センター	703-8555	岡山県岡山市祇園地先	086-275-5697
みどりの町 障害者就業・生活支援センター	729-1322	広島県賀茂郡大和町 大字箱川1470-2	0847-34-1375
光栄会 障害者就業・生活支援センター	755-0077	山口県宇部市中村3-12-52	0836-32-4371
障害者就業・生活支援センター「わーくわく」	771-0214	徳島県板野郡松茂町満 字満穂開拓50-5	088-699-4143

障害者就業・生活支援センター共生 えひめ障害者就業・生活支援センター	769-2702 790-0843	香川県東かがわ市松原1400-1 愛媛県松山市道後町2-12-11	0879-25-1188 089-917-8516
障害者就業・生活支援センター「ラポール」	787-0010	高知県中村市古津賀1409	0880-34-6673
北九州市障害者就業・生活支援センター	804-0064	福岡県北九州市戸畠区沖台2-4-8	093-871-0073
社会福祉法人たしばな会障害者就業・生活支援セ ンター	849-1422	佐賀県藤津郡塩田町 大字谷所甲1388	0954-66-9093
長崎障害者就業・生活支援センター	854-0001	長崎県諫早市福田町357-1	0957-22-2203
障害者就業・生活支援センター大分プラザ	870-0029	大分県大分市高砂町2-50	097-514-3300
みやざき障害者就業・生活支援センター	880-0007	宮崎県宮崎市原町2番22号	0985-25-4692
かごしま障害者就業・生活支援センター	899-2503	鹿児島県日置郡伊集院町 妙円寺1-1-1	099-259-3939
障害者就業・生活支援センターティーダ&チムチム	905-0011	沖縄県名護市宮里1-22-14	0980-54-8181

### 3 全国障害者雇用支援センター一覧

指定法人名、支援センター名	〒	所在地	電話番号
美唄地域障害者雇用支援センター (社)美唄地域人材開発センター運営協会	072-0803	北海道美唄市東明1条1-2-1	01266-3-4219
茨城県南部障害者雇用支援センター (社)茨城県障害者雇用開発協会	300-0053	茨城県土浦市真鍋新町1-14	0298-27-1104
埼玉県西部地域障害者雇用支援センター (社)埼玉県雇用開発協会	350-1122	埼玉県川越市脇田町32-3 三豊川越ビル3F	0492-44-5125
杉並区障害者雇用支援センター (財)杉並区障害者雇用支援事業団	167-0041	東京都杉並区善福寺1-11-11	03-5382-2081
長野県松本障害者雇用支援センター (社)長野県雇用開発協会	339-0011	長野県松本市寿北7-1-37	0263-85-1820
静岡県西遠地域障害者雇用支援センター (社)静岡県障害者雇用促進協会	430-0933	静岡県浜松市鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階	053-413-2532
名古屋市障害者雇用支援センター (社)愛知県授産事業振興センター	456-0073	愛知県名古屋市熱田区千代田町 20-26	052-676-3333
滋賀県障害者雇用支援センター (財)滋賀県障害者雇用支援センター	525-0032	滋賀県草津市大路2-11-15	077-563-4004
箕面市障害者雇用支援センター (財)箕面市障害者事業団	562-0015	大阪府箕面市稻1-11-2	0727-23-8801
姫路市障害者雇用支援センター (財)姫路市障害者職業自立センター	670-0074	兵庫県姫路市御立西5-6-26	0792-91-6504
広島地域障害者雇用支援センター (社)広島県手をつなぐ育成会	730-0045	広島県広島市中区鶴見町9-16	082-240-2577
福岡県障害者雇用支援センター (社)福岡県障害者雇用促進協会	839-0861	福岡県久留米市合川町2423-3 久留米リサーチセンタービル	0942-34-4400
熊本障害者雇用支援センター (社)熊本県障害者雇用促進協会	861-1101	熊本県菊池郡西合志町合生4300	096-242-1681
宮崎障害者雇用支援センター (社)宮崎県障害者雇用促進協会	880-0824	宮崎県宮崎市大島町北ノ原1030-1	0985-22-9121

## 4 全国地域障害者職業センター一覧

センター名	〒	所在地	電話番号
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北24条西5丁目1-1 札幌サンプラザ5F	011-747-8231
旭川支所	070-0034	旭川市4条通8丁目右1号ツジビル5F	0166-26-8231
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230
茨城障害者職業センター	309-1703	西茨城郡友部町鯉淵6528-66	0296-77-7373
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080
東京障害者職業センター	170-6008	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 (8F)	03-3989-9651
多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F	042-529-3341
神奈川障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台13-1	042-745-3131
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市大山2-13-1	025-271-0333
富山障害者職業センター	931-8443	富山市下飯野新田70-4	076-438-5285
石川障害者職業センター	921-8836	石川郡野々市町末松2-244	076-246-2210
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F	054-652-3322
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル2F	052-452-3541
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27 UFJつばさ証券豊橋ビル6F	0532-56-3861
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-224-4726
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る 東油小路町803	075-341-2666
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4F	06-6261-7005
南大阪支所	591-8025	堺市長曾根町130-23 堺商工会議所5F	072-258-7137
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5284
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260

島根障害者職業センター	690-0877 松江市春日町532	0852-21-0900
岡山障害者職業センター	700-0952 岡山市平田407	086-243-6955
広島障害者職業センター	732-0052 広島市東区光町2-15-55	082-263-7080
山口障害者職業センター	747-0803 防府市岡村町3-1	0835-21-0520
徳島障害者職業センター	770-0823 徳島市出来島本町1-5	088-611-8111
香川障害者職業センター	760-0055 高松市觀光通2-5-20	087-861-6868
愛媛障害者職業センター	790-0808 松山市若草町7-2	089-921-1213
高知障害者職業センター	781-5102 高知市大津甲770-3	088-866-2111
福岡障害者職業センター	810-0042 福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5F	092-752-5801
北九州支所	802-0066 北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521
佐賀障害者職業センター	840-0851 佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030
長崎障害者職業センター	852-8104 長崎市茂里町3-26	095-844-3431
熊本障害者職業センター	862-0971 熊本市大江6-1-38-4F	096-371-8333
大分障害者職業センター	874-0905 別府市上野口町3088-170	0977-25-9035
宮崎障害者職業センター	880-0014 宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226
鹿児島障害者職業センター	890-0063 鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240
沖縄障害者職業センター	900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5F	098-861-1254

## 5 全国精神保健福祉センター一覧

センター名	単独 同の別	〒	所在地	電話番号
<b>■北海道・東北</b>				
北海道立精神保健福祉センター	単独	003-0027	札幌市白石区本通16丁目北6-34	011-864-7121
札幌市精神保健福祉センター	合同	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011-622-2561
青森県立精神保健福祉センター	単独	038-0031	青森市大字三内字沢部353-92	017-787-3951
岩手県精神保健福祉センター	合同	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9617
宮城県精神保健福祉センター	単独	989-6117	古川市旭5-7-20	0229-23-0021
仙台市精神保健福祉総合センター (はあとぼーと仙台)	単独	980-0845	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191
秋田県精神保健福祉センター	合同	019-2413	仙北郡協和町上淀川字五百刈田352	018-892-3773
山形県精神保健福祉センター	単独	990-0021	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217
福島県精神保健福祉センター	合同	960-8012	福島市御山町8-30 福島県保健衛生合同庁舎5F	024-535-3556
<b>■関東</b>				
茨城県精神保健福祉センター	合同	310-0852	水戸市笠原町993-2	029-243-2870
栃木県精神保健福祉センター	単独	329-1104	河内郡河内町下岡本2145-13	028-673-8785
群馬県こころの健康センター	単独	379-2166	前橋市野中町368	027-263-1166
埼玉県立精神保健総合センター	合同	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-1111
さいたま市こころの健康センター	合同	338-0003	さいたま市中央区本町東4-4-3	048-851-5665
千葉県精神保健福祉センター	単独	260-0801	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891
千葉市こころの健康センター	単独	261-0003	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582
東京都立中部総合精神保健福祉センター	単独	156-0057	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	単独	206-0036	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111
東京都立精神保健福祉センター	単独	110-0004	台東区下谷1-1-3	03-3842-0948
神奈川県立精神保健福祉センター	単独	233-0006	横浜市港南区芹が谷2-5-2	045-821-8822
横浜市こころの健康相談センター	合同	231-0017	横浜市中区港町1-1	045-681-2525
川崎市精神保健福祉センター	合同	211-0035	川崎市中原区井田3-16-1	044-754-4555
<b>■中部</b>				
新潟県精神保健福祉センター	単独	951-8133	新潟市川岸町1-57-1	025-231-6111
富山県心の健康センター	合同	939-8222	富山市龜川459-1	076-428-1511
石川県こころの健康センター	合同	920-8201	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
福井県精神保健福祉センター	合同	910-0846	福井市四ツ井2-12-1	0776-53-6767
山梨県立精神保健福祉センター	合同	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8644
長野県精神保健福祉センター	合同	380-0928	長野市若里1570-1	026-227-1810
岐阜県精神保健福祉センター	合同	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館内	058-273-1111
静岡県精神保健福祉センター	合同	422-8031	静岡市有明町2-20 静岡総合庁舎別館	054-286-9245
愛知県精神保健福祉センター	合同	460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1 東大手庁舎	052-962-5377
名古屋市精神保健福祉センター	合同	453-0024	名古屋市中村区名楽町4-7-18	052-483-2095
<b>■近畿</b>				
三重県こころの健康センター	合同	514-1101	久居市明神町2501-1	059-255-2151
滋賀県立精神保健総合センター	合同	525-0072	草津市笠山8-4-25	077-567-5001

京都府立精神保健福祉総合センター	単独	612-8416	京都市伏見区竹田流池町120	075-641-1810
京都市こころの健康増進センター	合同	604-8845	京都市中京区壬生東高田町1-15	075-314-0355
大阪府立こころの健康総合センター	単独	558-0056	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6691-2811
大阪市こころの健康センター	単独	545-0051	大阪市阿倍野区旭町1-2-7-401 あべのメディクス4F	06-6636-7870
兵庫県立精神保健福祉センター	合同	652-0032	神戸市兵庫区荒田町2-1-29	078-511-6581
神戸市こころの健康センター	単独	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-2-300 健康ライフプラザ3F	078-672-6500
奈良県精神保健福祉センター	単独	633-0062	桜井市粟殿1000	0744-43-3131
和歌山県精神保健福祉センター	合同	640-8319	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2F	073-435-5194

#### ■中国・四国

鳥取県立精神保健福祉センター	合同	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-21-3031
島根県立精神保健福祉センター	合同	690-0882	松江市大輪420	0852-21-2885
岡山県精神保健福祉センター	合同	703-8278	岡山市古京町1-1-10-101	086-272-8835
広島県立総合精神保健福祉センター	単独	731-4311	安芸郡坂町北新地2-3-77	082-884-1051
広島市精神保健福祉センター	合同	730-0043	広島市中区富士見町11-27	082-245-7731
山口県精神保健福祉センター	合同	755-0241	宇部市東岐波東小沢4004-2	0836-58-3480
徳島県精神保健福祉センター	単独	770-0855	徳島市新蔵町3-80	088-625-0610
香川県精神保健福祉センター	合同	760-0068	高松市松島町1-17-28	087-831-3151
愛媛県精神保健福祉センター	合同	790-0023	松山市末広町1-1	089-921-3880
高知県立精神保健福祉センター	合同	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 保健衛生総合庁舎内	088-823-8609

#### ■九州・沖縄

福岡県精神保健福祉センター	合同	816-0804	春日市原町3-1-7 南側2F	092-582-7500
北九州市立精神保健福祉センター	単独	802-8560	北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8729
福岡市精神保健福祉センター	合同	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-1	092-737-8825
佐賀県精神保健福祉センター	単独	845-0001	小城郡小城町178-9	0952-73-5060
長崎県精神保健福祉センター (ゆうハートながさき)	単独	856-0825	大村市西三城町12	0957-54-9124
熊本県精神保健福祉センター	単独	860-0844	熊本市水道町9-16	096-356-6401
大分県精神保健福祉センター	単独	870-1155	大分市大字玉沢字平石908	097-541-6290
宮崎県精神保健福祉センター	合同	880-0032	宮崎市霧島1-1-2 宮崎県総合保健センター4F	0985-27-5663
鹿児島県精神保健福祉センター	単独	890-0065	鹿児島市郡元3-3-5	099-255-0617
沖縄県立総合精神保健福祉センター	単独	901-1104	島尻郡南風原町字宮平212-3	098-888-1443

(合計 60都道府県・指定都市 62施設)

\* 合同……他の機関と事務所やフロアが一緒になっている所がありますので、ご利用の際にはご注意下さい。

## 6 全国ハローワーク一覧

名称	〒	住所	電話番号
<b>■北海道</b>			
ハローワーク札幌	064-8609	札幌市中央区南10条西14丁目	011-562-0101
北三条出張所（両立支援ハローワーク）	060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル5F	011-242-8689
ハローワーク函館	040-8609	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-26-0735
ハローワーク八雲	049-3102	山越郡八雲町東町232	01376-2-2509
ハローワーク江差	043-8609	檜山郡江差町字姥神町167 江差地方合同庁舎	01395-2-0178
ハローワーク旭川	070-0902	旭川市春光町10-58	0166-51-0176
ハローワークふらの	076-8609	富良野市緑町9-1	0167-23-4121
ハローワーク帯広	080-8609	帯広市西5条南5丁目2	0155-23-8296
ハローワーク池田	083-0022	中川郡池田町西2条2丁目10	01557-2-2561
ハローワーク北見	090-0018	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157-23-6251
ハローワーク美幌	092-0004	網走郡美幌町仲町1-44	01527-3-3555
ハローワーク遠軽	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目	01584-2-2779
ハローワーク紋別	094-8609	紋別市南ヶ丘町7-72-5	01582-3-5291
ハローワークおたる	047-8609	小樽市色内1-10-15	0134-32-8689
ハローワークよいち	046-0004	余市郡余市町大川町2-26	0135-22-3288
ハローワーク滝川	073-0023	滝川市緑町2-5-1	0125-22-3416
ハローワーク深川	074-0004	深川市4条16-26	0164-23-2148
ハローワーク砂川	073-0166	砂川市西6条北5丁目	0125-54-3147
ハローワーク釧路	085-0832	釧路市富士見3-2-3	0154-41-1201
ハローワークむろらん	051-0022	室蘭市海岸町1-20-28	0143-22-8689
ハローワーク伊達	052-0025	伊達市網代町5-4	0142-23-2034
ハローワーク岩見沢	068-8609	岩見沢市5条東15 岩見沢地方合同庁舎	0126-22-3450
ハローワーク美唄	072-0801	美唄市東7条北1丁目	01266-3-2195
ハローワーク稚内	097-8609	稚内市末広4-1-25	0162-34-1120
ハローワーク岩内	045-8609	岩内郡岩内町字相生199-1	0135-62-1262
ハローワーク俱知安	044-0003	虻田郡俱知安町北3条東4-2-4	0136-22-0248
ハローワーク留萌	077-0048	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0388
ハローワーク名寄	096-8609	名寄市西5条南10丁目	01654-2-4326
ハローワーク土別	095-8609	土別市東4条3	01652-3-3138
ハローワーク浦河	057-0033	浦河郡浦河町堺町東1-5-21	01462-2-3036
ハローワーク静内	056-0024	静内郡静内町山手町5-10-8	01464-2-1734
ハローワーク夕張	068-0403	夕張市本町5-5	01235-2-4411
ハローワークあばしり	093-8609	網走市大曲1-1-3	0152-44-6287
ハローワーク苫小牧	053-8609	苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144-32-5221
ハローワークねむろ	087-8609	根室市幸町1-8	0153-23-2161
ハローワーク中標津	086-1002	標津郡中標津町東2条南2-1-1 中標津経済センター	01537-2-2544
ハローワーク札幌東	062-8609	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	011-853-0101
ハローワーク千歳	066-8609	千歳市東雲町4丁目2-6	0123-24-2177
ハローワークえべつ	067-0014	江別市4条1丁目	011-382-2377

ハローワーク札幌北	065-8609	札幌市東区北16条東4丁目	011-743-8609
<b>■青森県</b>			
ハローワーク青森	030-0822	青森市中央2-10-10	017-776-1561代)
ハローワーク八戸	039-1166	八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎	0178-22-8609代)
ハローワーク三戸	039-0112	三戸郡三戸町大字梅内字城の下38	0179-22-2163
ハローワーク弘前	036-8502	弘前市大字南富田町5-1	0172-38-8609
ハローワークむつ	035-0063	むつ市若松町10-3	0175-22-1331
ハローワークのへじ	039-3128	上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609
ハローワーク五所川原	037-0067	五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
ハローワーク鰹ヶ沢	038-2753	西津軽郡鰹ヶ沢町大字本町233-2	0173-72-3141
ハローワーク三沢	033-0012	三沢市平畠1-1-28	0176-53-4178
ハローワーク十和田	034-0081	十和田市西十三番町2-20	0176-23-5361
ハローワーク黒石	036-0383	黒石市緑町1-123	0172-53-8609
<b>■岩手県</b>			
ハローワーク盛岡	020-0885	盛岡市紺屋町7-26	019-651-8811
ハローワーク沼宮内	028-4301	岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3	0195-62-2139
ハローワーク釜石	026-0043	釜石市新町6-55	0193-23-8609
ハローワーク遠野	028-0524	遠野市新町2-7	0198-62-2842
ハローワーク宮古	027-0038	宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎	0193-63-8609
ハローワーク花巻	025-0098	花巻市材木町27-10	0198-23-5118
ハローワーク一関	021-0877	一関市城内4-8	0191-23-4135
ハローワーク千厩	029-0803	東磐井郡千厩町千厩字石堂20-3	0191-53-2099
ハローワーク水沢	023-8502	水沢市東中通り1-5-35	0197-24-8609
ハローワーク北上	024-0091	北上市大曲町5-17	0197-63-3314
ハローワーク大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字赤沢17-3 大船渡合同庁舎	0192-27-4165
ハローワーク陸前高田	029-2205	陸前高田市高田町字館の沖156	0192-55-3061
ハローワーク二戸	028-6103	二戸市石切所字狼穴33-1 二戸合同庁舎	0195-23-3341
ハローワーク久慈	028-0051	久慈市川崎町2-15	0194-53-3374
<b>■宮城県</b>			
ハローワーク仙台	983-0852	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル	022-299-8811代)
ハローワーク大和	981-3626	黒川郡大和町吉岡南2-3-15	022-345-2350
ハローワーク情報プラザ仙台	980-0021	仙台市青葉区中央2-11-1 オルタス仙台ビル4階	022-266-8609
ハローワーク石巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎	0225-95-0158
ハローワーク塩釜	985-0001	塩釜市新浜町3-18-1	022-362-3361
ハローワーク古川	989-6143	古川市中里6-7-10 古川合同庁舎	0229-22-2305
ハローワーク大河原	989-1202	柴田郡大河原町字高砂町2-23	0224-53-1042
ハローワーク築館	987-2252	栗原郡築館町薬師2-2-1 築館合同庁舎	0228-22-2531
ハローワーク迫	987-0511	登米郡迫町佐沼字内町42-10	0220-22-8609
ハローワーク気仙沼	988-0034	気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎	0226-22-6720
ハローワーク志津川	986-0763	本吉郡志津川町汐見町120	0226-46-2765
ハローワーク白石	989-0229	白石市字銚子ヶ森37-8	0224-25-3107
<b>■秋田県</b>			
ハローワーク秋田	010-0065	秋田市茨島1-12-16	018-864-4111代)
ハローワーク男鹿	010-0511	男鹿市船川港船川字新浜町1-3	0185-23-2411～2
ハローワーク能代	016-0851	能代市緑町5-29	0185-54-7311～3
ハローワーク大館	017-0046	大館市清水1-5-20	0186-42-2531～3

ハローワーク鷹巣	018-3331	北秋田郡鷹巣町鷹巣字東中岱26-1	0186-60-1586
ハローワーク大曲	014-0034	大曲市住吉町33-3	0187-63-0335~6
ハローワーク角館	014-0314	仙北郡角館町岩瀬字小館32-3	0187-54-2434
ハローワーク本荘	015-0011	本荘市石脇字田尻野18-1	0184-22-3421~2
ハローワーク横手	013-0033	横手市旭川1-2-26	0182-32-1165~6
ハローワーク湯沢	012-0033	湯沢市清水町4-4-3	0183-73-6117~9
ハローワーク鹿角	018-5201	鹿角市花輪字荒田82-4	0186-23-2173
<b>■山形県</b>			
ハローワークやまがた	990-0813	山形市檜町2-6-13	023-684-1521代)
ハローワーク米沢	992-0012	米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎内	0238-22-8155代)
ハローワーク酒田	998-8555	酒田市上安町1-6-6	0234-27-3111代)
ハローワーク鶴岡	997-0013	鶴岡市道形町1-13	0235-25-2501代)
ハローワーク新庄	996-0011	新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎内	0233-22-8609代)
ハローワーク長井	993-0051	長井市幸町15-5	0238-84-8609代)
ハローワーク村山	995-0034	村山市橋岡五日町14-30	0237-55-8609代)
ハローワークさがえ	991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	0237-86-4221代)
<b>■福島県</b>			
ハローワーク福島	960-8589	福島市狐塚17-40	024-534-4121
ハローワーク平	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎1F	0246-23-1421
ハローワーク磐城	971-8111	いわき市小名浜大原字六反田65-3	0246-54-6666
ハローワーク会津若松	965-0877	会津若松市西栄町2-23	0242-26-3333
ハローワーク田島	967-0004	南会津郡田島町大字田島字行司12	0241-62-1101
ハローワーク郡山	963-8609	郡山市方八町2-1-26	024-942-8609
ハローワーク白河	961-8691	白河市字郭内1-136 白河小峰城合同庁舎1F	0248-24-1256
ハローワーク須賀川	962-0865	須賀川市妙見121-1	0248-76-8609
ハローワーク石川	963-7845	石川郡石川町高田270	0247-26-2484
ハローワーク相馬	976-0042	相馬市中村1-12-1	0244-36-0211
ハローワーク原町	975-0032	原町市桜井町1-127	0244-24-3531
ハローワーク二本松	964-0906	二本松市若宮1-328-1	0243-23-0343
ハローワーク喜多方	966-0853	喜多方市千苅8374	0241-22-4111
ハローワーク富岡	979-1111	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	0240-22-3121
ハローワーク浪江	979-1532	双葉郡浪江町大字樋渡字内城87-1	0240-34-2416
ハローワーク勿来	974-8691	いわき市東田町1-28-3	0246-63-3171
<b>■茨城県</b>			
ハローワーク水戸	310-8509	水戸市水府町1573-1	029-231-6221
ハローワーク笠間	309-1613	笠間市石井2026-1	0296-72-0252
ハローワーク日立	317-0063	日立市若葉町2-6-2	0294-21-6441
ハローワーク常陸太田	313-0013	常陸太田市山下町949-9	0294-72-6446
ハローワーク下館	308-0821	下館市大字成田626-1	0296-22-2188~9
ハローワーク下妻	304-0041	下妻市大字古沢34-1	0296-43-3737
ハローワーク土浦	300-0051	土浦市真鍋1-18-19	029-822-5124~6
ハローワーク古河	306-0011	古河市東3-7-23	0280-32-0461
ハローワーク水海道	303-0034	水海道市天満町4798	0297-22-8609
ハローワーク石岡	315-0037	石岡市東石岡5-7-40	0299-26-8141
ハローワーク常陸大宮	319-2215	那珂郡大宮町3083-1	0295-52-3185~6
ハローワーク竜ヶ崎	301-0041	竜ヶ崎若柴町1229-1	0297-60-2727

ハローワーク高萩	318-0033	高萩市本町4-8-5	0293-22-2549
ハローワーク常陸鹿嶋	314-0031	鹿嶋市宮中1995-1 鹿嶋労働合同庁舎1階	0299-83-2318
ハローワーク鉾田	311-1517	鹿島郡鉾田町鉾田1068-2	0291-33-2138~9
<b>■栃木県</b>			
ハローワーク宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎1階	028-638-0369
ハローワーク鹿沼	322-0031	鹿沼市睦町287-20	0289-62-5125
ハローワーク栃木	328-0032	栃木市神田町8-5	0282-22-4135
ハローワーク佐野	327-0014	佐野市天明町2553	0283-22-6260
ハローワーク足利	326-0057	足利市丸山町688-14	0284-41-3178
ハローワーク真岡	321-4305	真岡市荒町5101	0285-82-8655
ハローワーク矢板	329-2162	矢板市末広町3-2	0287-43-0121
ハローワーク大田原	324-0058	大田原市紫塚1-14-2	0287-22-2268
ハローワーク小山	323-0028	小山市若木町1-23-22	0285-22-1524
ハローワーク烏山	321-0622	那須郡烏山町城東4-18	0287-82-2213
ハローワーク今市	321-1272	今市市本町32-1	0288-22-0353
ハローワーク黒磯	325-0027	黒磯市共墾社119-1	0287-62-0144
<b>■群馬県</b>			
ハローワーク前橋	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2111
ハローワーク高崎	370-0065	高崎市末広町262-3	027-327-8609
ハローワーク安中	379-0116	安中市安中1-1-26	027-382-8609
ハローワーク桐生	376-0023	桐生市錦町2-11-14	0277-22-8609
ハローワーク伊勢崎	372-0006	伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎	0270-23-8609
ハローワーク太田	373-0851	太田市飯田町893	0276-46-8609
ハローワーク館林	374-0066	館林市大街道1-3-37	0276-75-8609
ハローワーク沼田	378-0031	沼田市薄根町3167-4	0278-22-8609
ハローワーク富岡	370-2316	富岡市富岡1414-14	0274-62-8609
ハローワーク藤岡	375-0024	藤岡市藤岡827-1	0274-22-8609
ハローワーク渋川	377-0013	渋川市1696-15	0279-22-2636~7
ハローワーク中之条	377-0425	吾妻郡中之条町大字西中之条207	0279-75-2227~8
<b>■埼玉県</b>			
ハローワーク川口	332-0031	川口市青木3-2-7	048-251-2901
ハローワーク熊谷	360-0014	熊谷市箱田5-7-2	048-522-5656
ハローワーク本庄	367-0053	本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
ハローワーク大宮	330-0852	さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609
ハローワーク川越	350-1118	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎1階	049-242-0197
ハローワーク東松山	355-0073	東松山市上野本1088-4	0493-22-0240
ハローワーク浦和	330-0061	さいたま市浦和区常盤5-8-1	048-832-2461
ハローワーク所沢	359-0042	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎	042-992-8609
ハローワーク飯能	357-0021	飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345
ハローワーク秩父	369-1871	秩父市下影森1002-1	0494-22-3215
ハローワーク春日部	344-0036	春日部市下大増新田61-3	048-736-7611
ハローワーク行田	361-0023	行田市長野943	048-556-3151
ハローワーク草加	340-8509	草加市弁天町4-10-7	048-931-6111
ハローワーク朝霞	351-0025	朝霞市三原1-3-1	048-463-2233
<b>■千葉県</b>			
ハローワークちば	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181~4

ハローワーク市川	272-0023	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609
ハローワーク銚子	288-0043	銚子市東芝町5-9	0479-22-7406～7
ハローワーク館山	294-0047	館山市八幡815-2	0470-22-2236
ハローワーク木更津	292-0834	木更津市潮見6-3	0438-36-6228
ハローワーク佐原	287-0002	佐原市北1-3-2	0478-55-1132
ハローワーク茂原	297-0029	茂原市高師1846 茂原地方合同庁舎	0475-25-8609
ハローワーク大原	298-0004	夷隅郡大原町大原8000-1	0470-62-3551～2
ハローワーク松戸	271-0092	松戸市松戸1307-1 松戸ビルディング3階	047-367-8609
ハローワーク野田	278-0027	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181～2
ハローワーク船橋	273-0011	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287～9
ハローワーク成田	286-0036	成田市加良部3-4-2	0476-27-8609
<b>■東京都</b>			
ハローワーク飯田橋（本庁舎）	112-8577	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎1～5階	03-3812-8609(代)
ハローワーク上野	110-8609	台東区東上野4-1-2	03-3847-8609(代)
上野公共職業安定所玉姫労働出張所	111-0022	台東区清川12-23-2	03-3876-3347(代)
ハローワークみなと	108-0022	港区海岸3-9-45	03-3452-8609(代)
ハローワーク五反田	141-8669	品川区上大崎3-13-26	03-3449-8609(代)
ハローワーク大森	143-8588	大田区大森北4-16-7	03-5493-8609(代)
ハローワーク渋谷	150-0041	渋谷区神南1-3-5	03-3476-8609(代)
しぶやワークプラザ	150-0043	渋谷区道玄坂2-29-20 長谷川スカイラインビル5階	03-5489-8609(代)
ハローワーク新宿	160-8489	新宿区歌舞伎町2-42-10	03-3200-8609(代)
高田馬場労働出張所	169-0073	新宿区百人町4-4-1	03-3371-3234(代)
ハローワーク池袋	170-8409	豊島区東池袋3-5-13	03-3987-8609(代)
ハローワーク王子	114-0002	北区王子6-1-17	03-5390-8609(代)
ハローワーク足立	120-8530	足立区千住河原町5-20	03-3870-8609(代)
河原町労働出張所	120-0037	足立区千住河原町19-3	03-3882-1601(代)
ハローワーク墨田	130-8609	墨田区江東橋2-19-12	03-5669-8609
ハローワーク木場	135-8609	江東区木場2-13-19	03-3643-8609
深川労働出張所	135-0004	江東区森下3-5-26	03-3634-9405(代)
ハローワーク八王子	192-0904	八王子市子安町1-13-1	0426-48-8609(代)
ハローワーク立川	190-8509	立川市錦町1-9-21	042-525-8609(代)
曙町労働出張所	190-0012	立川市曙町1-4-14	042-524-3359(代)
ハローワーク青梅	198-0042	青梅市東青梅3-12-16	0428-24-8609(代)
ハローワーク三鷹	181-8517	三鷹市下連雀4-15-18	0422-47-8609(代)
ハローワーク町田	194-0022	町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎1階	042-732-8609(代)
ハローワーク府中	183-0045	府中市美好町1-3-1	042-336-8609(代)
<b>■神奈川県</b>			
ハローワーク横浜	231-0005	横浜市中区本町3-30	045-663-8609(代)
ハローワーク横浜鶴屋町	220-0004	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル1階	045-312-8609(代)
ハローワーク横浜港労働	231-0002	横浜市中区海岸通4-23	045-201-2031(代)
ハローワーク鶴見	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-3-36	045-501-8609(代)
ハローワーク戸塚	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町3722	045-864-8609(代)
ハローワーク川崎	210-0002	川崎市川崎区樺町9-4	044-244-8609(代)
ハローワーク横須賀	238-0013	横須賀市平成町2-14-19	046-824-8609(代)
ハローワーク平塚	254-8578	平塚市松風町2-7	0463-24-8609(代)
ハローワーク小田原	250-0012	小田原市本町1-2-17	0465-23-8609(代)
ハローワーク藤沢	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎	0466-23-8609(代)

ハローワーク相模原	229-0036	相模原市富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階	042-776-8609代)
ハローワーク厚木	243-0003	厚木市寿町3-7-10	046-296-8609代)
ハローワーク松田	258-0003	足柄上郡松田町惣領2037	0465-82-8609代)
ハローワーク横浜南	236-8609	横浜市金沢区寺前1-9-6	045-788-8609代)
ハローワーク川崎北	213-8573	川崎市高津区千年698-1	044-777-8609代)
ハローワーク港北	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎1F	045-474-1221代)
ハローワーク大和	242-0018	大和市深見西3-3-21	046-260-8609代)
<b>■新潟県</b>			
ハローワーク新潟	950-8532	新潟市万代3-4-38	025-244-0131代)
ハローワーク長岡	940-8609	長岡市中沢町字太田500-1	0258-32-1181~2
ハローワーク栃尾	940-0221	栃尾市金町1-1-1	0258-52-2333
ハローワーク上越	943-0803	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎	025-523-6121代)
ハローワーク安塚	942-0411	東頸城郡安塚町大字安塚上川原2549-4	02559-2-2039
ハローワーク大潟	949-3116	中頸城郡大潟町大字犀潟385-4	025-534-5811代)
ハローワーク三条	955-0053	三条市北入蔵1-3-10	0256-38-5431
ハローワーク柏崎	945-8501	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎	0257-23-2140
ハローワーク新発田	957-8506	新発田市大字日渡96 新発田地方合同庁舎	0254-27-6677
ハローワーク新津	956-0864	新津市本町4-18-8 新津労働総合庁舎	0250-22-2233代)
ハローワーク十日町	948-0004	十日町市下川原町43	0257-57-2407
ハローワーク小千谷	947-0028	小千谷市城内2-6-5	0258-82-2441
ハローワーク小出	946-0021	北魚沼郡小出町大字佐梨字沢田682-2	02579-2-8609
ハローワーク糸魚川	941-0067	糸魚川市横町5-9-50	0255-52-0333
ハローワーク巻	953-0041	西蒲原郡巻町大字巻字新道甲4087	0256-72-3155代)
ハローワーク六日町	949-6609	南魚沼郡六日町大字八幡字谷内20-1	025-772-3157代)
ハローワーク両津	952-0011	両津市大字夷宇海方269-8	0259-27-2248
ハローワーク村上	958-0033	村上市緑町1-6-8	0254-53-4141代)
ハローワーク新井	944-0048	新井市下町9-3	0255-73-7611
<b>■富山県</b>			
ハローワーク富山	930-0857	富山市奥田新町45	076-431-8609代)
ハローワーク高岡	933-0902	高岡市向野町3-43-4	0766-21-1515代)
ハローワーク新湊	934-0011	新湊市本町2-10-47	0766-82-3195代)
ハローワーク魚津	937-0801	魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎	0765-24-0365
ハローワークとなみ	939-1363	砺波市太郎丸1-2-5	0763-32-2914代)
ハローワーク氷見	935-0023	氷見市朝日丘9-17	0766-74-0445
ハローワーク滑川	936-0033	滑川市吾妻町358	076-475-0324代)
ハローワークおやべ	932-8508	小矢部市綾子5185	0766-67-0310代)
<b>■石川県</b>			
ハローワーク金沢	920-8609	金沢市鳴和1-18-42	076-253-3030代)
ハローワーク津幡	929-0326	河北郡津幡町字清水ア66-4	076-289-2530
ハローワーク松任	924-0871	松任市西新町235	076-275-8533
ハローワーク小松	923-8609	小松市日の出町11街区1号 小松日の出合同庁舎2階	0761-24-8609
ハローワーク七尾	926-8609	七尾市小島町西部2	0767-52-3255~6
ハローワーク能都	927-0435	鳳至郡能都町字宇出津新港3-2-2	0768-62-1242
ハローワーク珠洲	927-1215	珠洲市上戸町北方2-11	0768-82-0157
ハローワーク加賀	922-8609	加賀市大聖寺菅生イ78-3	0761-72-8609

ハローワーク羽咋	925-8609	羽咋市南中央町キ105-6	0767-22-1241～2
ハローワーク穴水	927-0027	鳳至郡穴水町字川島キ84	0768-52-0168
ハローワーク輪島	928-0079	輪島市鳳至町畠田99-3	0768-22-0325
<b>■福井県</b>			
ハローワーク福井	910-8509	福井市大手2-22-18	0776-23-0174代
ハローワーク武生	915-0814	武生市中央2-8-23	0778-22-4078代
ハローワーク朝日	916-0141	丹生郡朝日町西田中4-501	0778-34-0104代
ハローワーク大野	912-0022	大野市陽明町3-403	0779-66-2408代
ハローワーク勝山	911-0035	勝山市郡町1-2-26	0779-88-1286代
ハローワーク三国	913-0041	坂井郡三国町党善69-1	0776-81-3262代
ハローワーク敦賀	914-8609	敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎1階	0770-22-4220代
ハローワークおばま	917-8544	小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1階	0770-52-1260代
<b>■山梨県</b>			
ハローワーク甲府	400-0851	甲府市住吉1-17-5	055-232-6060
ハローワーク大月	401-0013	大月市大月3-2-17	0554-22-8609
ハローワーク都留	402-0051	都留市下谷3-7-31	0554-43-5141
ハローワーク富士吉田	403-0014	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609
ハローワーク塩山	404-0042	塩山市上於曽1777-1	0553-33-8609
ハローワーク韮崎	407-0014	韮崎市若宮1丁目10-41	0551-22-1331
ハローワーク鰐沢	400-0601	南巨摩郡鰐沢町1215	0556-22-8689
ハローワーク身延	409-2411	南巨摩郡身延町丸滝426	05566-2-1065
<b>■長野県</b>			
ハローワーク長野	380-0935	長野市中御所3-2-3	026-228-1300代
ハローワーク松本	390-0828	松本市庄内3-6-21	0263-27-0111代
ハローワーク岡谷	394-0027	岡谷市中央町1-8-4	0266-23-8609代
ハローワーク上田	386-8609	上田市天神2-4-70	0268-23-8609代
ハローワーク飯田	395-0053	飯田市大久保町2637-3	0265-24-8609代
ハローワーク伊那	396-0011	伊那市大字伊那部字狐島4098-3	0265-73-8609代
ハローワーク篠ノ井	388-8007	長野市篠ノ井布施高田826-1	026-293-8609代
ハローワーク飯山	389-2253	飯山市新町裏186-4	0269-62-8609代
ハローワーク小諸	384-8609	小諸市御幸町2-3-18	0267-23-8609代
ハローワーク木曽福島	397-8609	木曽郡木曾福島町5056-1	0264-22-2233代
ハローワーク佐久	385-8609	佐久市大字原565-1	0267-62-8609代
ハローワーク大町	398-0002	大町市大字大町2715-4	0261-22-0340代
ハローワーク須坂	382-0099	須坂市墨坂2-2-17	026-248-8609代
ハローワーク諏訪	392-0021	諏訪市上川3-2503-1	0266-58-8609代
<b>■岐阜県</b>			
ハローワーク岐阜	500-8157	岐阜市五坪町1450-21 岐阜労働総合庁舎	058-247-3211
ハローワーク大垣	503-0893	大垣市藤江町1-1-8	0584-73-8609
ハローワーク揖斐	501-0605	揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	0585-22-0149
ハローワーク多治見	507-0037	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎	0572-22-3381
ハローワーク高山	506-0055	高山市上岡本町7-478	0577-32-1144
ハローワーク神岡	506-1122	吉城郡神岡町坂富町19-5	0578-2-1174
ハローワーク恵那	509-7203	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎	0573-26-1341
ハローワーク閑	501-3803	閑市西本郷通4-6-10	0575-22-3223
ハローワーク美濃加茂	505-0043	美濃加茂市深田町1-206-9	0574-25-2178

ハローワーク岐阜八幡	501-4235	郡上郡八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎	0575-65-3108
ハローワーク中津川	508-0045	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	0573-66-1337
<b>■静岡県</b>			
ハローワーク静岡	422-8045	静岡市西島235-1	054-238-8609代)
ハローワーク浜松	432-8537	浜松市浅田町50-2	053-457-5151
ハローワーク細江	431-1302	引佐郡細江町広岡312-3	053-522-0165
ハローワーク沼津	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎内	055-931-0145~6
ハローワーク御殿場	412-0039	御殿場市竜字水道1111	0550-82-0540
ハローワーク清水	424-0825	静岡市清水松原町2-15 清水合同庁舎1階	0543-51-8609
ハローワーク三島	411-0033	三島市文教町1-3-112	055-980-1300
ハローワーク熱海	413-0011	熱海市田原本町9-1 热海第1ビル4階	0557-82-3261
ハローワーク伊東	414-0046	伊東市大原1-5-15	0557-37-2605
ハローワーク掛川	436-0073	掛川市金城71	0537-22-4185
ハローワーク富士宮	418-0031	富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128
ハローワーク島田	427-8509	島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎1階	0547-36-8609
ハローワーク榛原	421-0421	榛原郡榛原町細江4138-1	0548-22-0148
ハローワーク磐田	438-0086	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎内	0538-32-6181
ハローワーク天竜	431-3311	天竜市二俣町阿蔵8-5	0539-25-4108
ハローワーク富士	417-8609	富士市南町1-4	0545-51-2151
ハローワーク下田	415-8509	下田市4-5-26	0558-22-0288
ハローワーク焼津	425-0028	焼津市駅北1-6-22	054-628-5155
<b>■愛知県</b>			
ハローワーク名古屋東	465-8609	名古屋市名東区平和が丘1-2	052-774-1115
ハローワーク名古屋中	450-0003	名古屋市中村区名駅南1-21-5	052-582-8171
愛知県立支援ハローワーク	450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル23階	052-581-0821
ハローワーク名古屋南	456-8503	名古屋市熱田区旗屋2-22-21	052-681-1211
ハローワーク名古屋北	462-0823	名古屋市北区東大曾根町上2-956	052-913-8500
ハローワーク豊橋	440-8507	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎	0532-52-7191
ハローワーク岡崎	444-0813	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎1階	0564-52-8609
ハローワーク一宮	491-8509	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎	0586-45-2048
ハローワーク半田	475-8502	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎	0569-21-0023
ハローワーク瀬戸	489-0871	瀬戸市東長根町86	0561-82-5123
ハローワーク豊田	471-8609	豊田市常盤町3-25-7	0565-31-1400
ハローワーク津島	496-0042	津島市寺前町2-3	0567-26-3158
ハローワーク刈谷	448-8609	刈谷市若松町1-46-3	0566-21-5001
ハローワーク碧南	447-0865	碧南市浅間町1-41-4	0566-41-0327
ハローワーク西尾	445-0071	西尾市熊味町小松島41-1	0563-56-3622
ハローワーク犬山	484-8609	犬山市松本町2-10	0568-61-2185
ハローワーク豊川	442-0888	豊川市千歳通1-34	0533-86-3178
ハローワーク新城	441-1384	新城市西入船24-1	0536-22-1160
ハローワーク春日井	486-0807	春日井市大手町2-135	0568-81-5135
ハローワーク蒲郡	443-0034	蒲郡市港町16-9	0533-67-8609
<b>■三重県</b>			
ハローワーク四日市	510-0093	四日市市本町3-95	0593-53-5566

ハローワーク伊勢	516-8543	伊勢市岡本1-1-17	0596-27-8609
ハローワーク津	514-8521	津市島崎町327-1	059-228-9161~3
ハローワーク松阪	515-8509	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	0598-51-0860
ハローワーク桑名	511-0821	桑名市矢田三反長913-3	0594-22-5141
ハローワーク上野	518-0823	上野市四十九町3074-2	0595-21-3221
ハローワーク熊野	519-4324	熊野市井戸町赤坂739-3	0597-89-5351代)
ハローワーク尾鷲	519-3612	尾鷲市林町2-35	0597-22-0327
ハローワーク鈴鹿	513-8609	鈴鹿市神戸9-13-3	0593-82-8609
<b>■滋賀県</b>			
ハローワーク大津	520-0043	大津市中央4-6-52	077-522-3773代)
ハローワーク安曇川	520-1214	高島郡安曇川町末広4-37	0740-32-0047
ハローワーク長浜	526-0032	長浜市南高田町辻村110	0749-62-2030代)
ハローワーク彦根	522-0054	彦根市西今町58-3	0749-22-2500代)
ハローワーク八日市	527-0023	八日市市緑町11-19	0748-22-1020代)
ハローワーク水口	528-0031	甲賀郡水口町本町3-1-16	0748-62-0651代)
ハローワーク草津	525-0027	草津市野村5-17-1	077-562-3720代)
<b>■京都府</b>			
ハローワーク京都西陣	602-8258	京都市上京区大宮通中立売下ル 和水町439-1	075-451-8609代)
京都西陣所二条労働分室	604-8417	京都市中京区西ノ京内畠町18-28	075-811-8609
ハローワーク園部	622-0001	船井郡園部町宮町71	0771-62-0246
ハローワーク京都七条	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803	075-341-8609
京都七条所千本労働分室	600-8841	京都市下京区朱雀正会町1	075-371-5910
京都障害者 職業相談室	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803	075-341-2626
ハローワーク伏見	612-8058	京都市伏見区風呂屋町232	075-602-8609
ハローワーク宇治	611-0021	宇治市宇治池森16-4	0774-20-8609
ハローワーク京都田辺	610-0334	京田辺市田辺中央2丁目1-23	0774-65-8609
ハローワーク木津	619-0214	相楽郡木津町大字木津小字南垣外50-1	0774-73-8609
ハローワーク福知山	620-0933	福知山市字東羽合町37	0773-23-8609
ハローワーク綾部	623-0053	綾部市宮代町宮ノ下23	0773-42-8609
ハローワーク舞鶴	624-0937	舞鶴市字西小字西町107-4	0773-75-8609
ハローワーク峰山	627-0012	中郡峰山町字杉谷小字イバラ山147-13	0772-62-8609
ハローワーク宮津	626-0046	宮津市字中ノ丁2534 宮津地方合同庁舎1階	0772-22-8609
<b>■大阪府</b>			
ハローワーク大阪東	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1F~3F	06-6942-4771
ワークプラザ梅田	530-0047	大阪市北区西天満6-3-16 梅田ステートビル内	06-6367-0991
ハローワーク大阪西	552-0011	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271
ハローワークW-ing(ウィング) (両立支援ハローワーク)	542-0076	大阪市中央区難波4-4-4 難波御堂筋センタービル7階	06-6632-5503
ハローワーク大阪港労働	552-0021	大阪市港区築港1-12-18	06-6572-5191
ハローワーク阿倍野	545-0004	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-6628-5051
ハローワークあいりん労働	557-0004	大阪市西成区萩之茶屋1-3-44 あいりん総合センター内	06-6649-1491

ハローワーク淀川	532-0024	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771
ハローワーク布施	577-8585	東大阪市長栄寺7-6	06-6782-4221
ハローワーク堺	590-0028	堺市三国ヶ丘御幸通152 堺ジョルノビル8階	072-238-8301
ハローワーク岸和田	596-0826	岸和田市作才町1264	0724-31-5541
ハローワーク池田	563-0058	池田市榮本町12-9	072-751-2595
ハローワーク泉大津	595-0025	泉大津市旭町22-9	0725-32-5181
ハローワーク河内柏原	582-0003	柏原市堂島町1-22	0729-72-0081
ハローワーク枚方	573-0027	枚方市大垣内町2-9-21	072-841-3363
ハローワーク泉佐野	598-0007	泉佐野市上町2-1-20	0724-63-0565
ハローワーク茨木	567-0885	茨木市東中条町1-12	072-623-2551
ハローワーク河内長野	586-0025	河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081
ハローワーク門真	571-0045	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館4階	06-6906-6831
<b>■兵庫県</b>			
ハローワーク神戸	650-0025	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-8609(代)
神戸港労働出張所	650-0042	神戸市中央区波止場町6-11	078-351-1671
ハローワーク三田	669-1531	三田市天神1-5-25	079-563-8609
ハローワークなだ	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-8609(代)
ハローワーク三宮	651-0088	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1F	078-231-8609
ハローワーク尼崎	661-0021	尼崎市名神町3-12-2	06-6428-0001(代)
ハローワーク西宮	662-0862	西宮市青木町2-11	0798-75-6711(代)
ハローワーク姫路	670-0947	姫路市北条字中道250	0792-22-8609(代)
ハローワーク加古川	675-0017	加古川市野口町良野1742	0794-21-8609(代)
ハローワーク伊丹	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8609
ハローワーク明石	673-0891	明石市大明石町2-3-37	078-912-2277
ハローワーク豊岡	668-0024	豊岡市寿町8-4	0796-23-3101
ハローワーク香住	669-6544	城崎郡香住町香住字宇津井844-1	0796-36-0136
ハローワーク西脇	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
ハローワーク洲本	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-22-0620
ハローワーク柏原	669-3309	氷上郡柏原町柏原字八之坪1569	0795-72-1070
ハローワーク篠山	669-2341	篠山市郡家403-11	079-552-0092
ハローワーク龍野	679-4167	龍野市龍野町富永字田井屋1005-48	0791-62-0981
ハローワーク相生	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-0920
ハローワーク赤穂	678-0232	赤穂市中広字北907-8	0791-42-2376
ハローワーク八鹿	667-0021	養父郡八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217
ハローワーク和田山	669-5202	朝来郡和田山町東谷字宮ノ下105-2	079-672-2116
ハローワーク姫路南	671-1116	姫路市広畑区正門通4-8	0792-37-6500
ハローワーク西神	651-2273	神戸市西区糀台5-3-8	078-991-1100
<b>■奈良県</b>			
ハローワーク奈良	630-8113	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1601(代)
ハローワーク大和高田	635-8585	大和高田市池田574-6	0745-52-5801(代)
ハローワーク桜井	633-0007	桜井市外山285-4-5	0744-45-0112(代)
ハローワーク大宇陀	633-2116	宇陀郡大宇陀町岩室528	0745-83-0155(代)
ハローワーク下市	638-0041	吉野郡下市町下市2772-1	0747-52-3867(代)
ハローワーク五條	637-0043	五條市新町3-3-1	07472-2-1512~3
ハローワーク大和郡山	639-1161	大和郡山市観音寺町168-1	0743-52-4355(代)

## ■和歌山県

ハローワーク和歌山	640-8331	和歌山市美園町5-4-7	073-425-8609
ハローワーク新宮	647-0044	新宮市神倉4-2-4	0735-22-6285
ハローワーク田辺	646-0027	田辺市朝日ヶ丘24-6	0739-22-2626
ハローワーク御坊	644-0011	御坊市湯川町財部943	0738-22-3527
ハローワーク湯浅	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2430-81	0737-63-1144
ハローワークかいなん	642-0001	海南市船尾186-85	073-483-8609
ハローワーク橋本	648-0072	橋本市東家5-2-2 橋本地方合同庁舎1階	0736-33-8609
ハローワーク串本	649-3503	西牟婁郡串本町串本2000-9	0735-62-0121

## ■鳥取県

ハローワーク鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89	0857-23-2021(代)
ハローワーク米子	683-0052	米子市博労町4-169-1	0859-33-3911(代)
ハローワーク根雨	689-4503	日野郡日野町大字根雨349-1	0859-72-0065
ハローワーク倉吉	682-0816	倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎	0858-23-8609
ハローワーク郡家	680-0463	八頭郡郡家町宮谷200	0858-73-0211
ハローワーク境港	684-0034	境港市昭和町11-18	0859-44-0541

## ■島根県

ハローワーク松江	690-0001	松江市東朝日町76	0852-23-2011
ハローワーク西郷	685-0016	隱岐郡西郷町大字城北町55	08512-2-0161
ハローワーク安来	692-0011	安来市安来町903-1	0854-22-2545
ハローワーク浜田	697-0027	浜田市殿町21-6	0855-22-8609
ハローワーク出雲	693-0023	出雲市塩冶有原町1-59	0853-21-8609
ハローワーク益田	698-0027	益田市あけぼの東町4-6	0856-22-8609
ハローワーク木次	699-1311	大原郡木次町里方514-2	0854-42-0751
ハローワーク石見大田	694-0064	大田市大田町大田口1182-1	0854-82-8609
ハローワーク川本	696-0001	邑智郡川本町大字川本301-2	0855-72-0385

## ■岡山県

ハローワーク岡山	700-0971	岡山市野田1-1-20	086-241-3222(代)
ハローワーク津山	708-8609	津山市山下9-6	0868-22-8341
ハローワーク倉敷中央	710-0834	倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
ハローワーク総社	719-1131	総社市中央3-15-111	0866-92-6001
ハローワークたまの	706-0002	玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
ハローワーク児島	711-0912	倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
ハローワーク和気	709-0451	和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
ハローワーク備前	705-0022	備前市東片上227	0869-64-2340
ハローワーク高梁	716-0047	高梁市段町1004-13	0866-22-2291~2
ハローワーク新見	718-0003	新見市高尾2379-1	0867-72-3151
ハローワーク笠岡	714-0081	笠岡市笠岡5891	0865-62-2147(代)
ハローワーク井原	715-0019	井原市井原町643-2	0866-62-0326
ハローワーク玉島	710-0252	倉敷市玉島爪崎345-3	086-522-8609
ハローワーク美作	707-0041	英田郡美作町林野67-2	0868-72-1351
ハローワーク西大寺	704-8103	岡山市河本町325-4	086-942-3212~3

## ■広島県

ハローワーク広島	730-8513	広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082-223-8609
ハローワーク広島西条	739-0041	東広島市西条町寺家6479-1	0824-22-8609
ハローワーク呉	737-8609	呉市西中央1-5-2	0823-25-8609
ハローワーク呉東	737-0141	呉市広大新開1-1-5	0823-71-8609
ハローワーク尾道	722-0026	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609

ハローワーク因島	722-2324	因島市田熊町4482-4	08452-2-8609
ハローワーク甲山	722-1121	世羅郡甲山町西上原宮田垣内118-2	0847-22-0708
ハローワーク福山	720-8609	福山市東桜町3-12	084-923-8609
ハローワーク三原	723-0004	三原市館町1-6-10	0848-64-8609
ハローワーク三次	728-0013	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609
ハローワーク吉田	731-0501	高田郡吉田町吉田1814-5	0826-42-0605
ハローワーク可部	731-0223	広島市安佐北区可部南3-3-36	082-815-8609
ハローワーク加計	731-3501	山県郡加計町加計3325-1	0826-22-0057
ハローワーク竹原	725-0026	竹原市中央5-2-11	0846-22-8609
ハローワーク庄原	727-0012	庄原市中本町1-20-1	08247-2-1197
ハローワーク府中	726-0005	府中市府中町字永井188-2	0847-43-8609
ハローワーク大竹	739-0614	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609
ハローワーク廿日市	738-0033	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609
ハローワーク広島東	732-0051	広島市東区光が丘13-7	082-264-8609
<b>■山口県</b>			
ハローワーク山口	753-0064	山口市神田町1-75	083-922-0043
ハローワーク下関	751-0823	下関市貴船町3-4-1	0832-22-4031~5
ハローワーク宇部	755-8609	宇部市北琴芝2-4-30	0836-31-0164~6
ハローワーク小野田	756-0806	小野田市中川2-5-39	0836-83-2149
ハローワーク防府	747-0801	防府市駅南町9-33	0835-22-3855~7
ハローワーク萩	758-0074	萩市平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0714~5
ハローワークながと	759-4101	長門市東深川1324-1	0837-22-8609
ハローワーク徳山	745-0866	周南市大字徳山7510-8	0834-31-1950
ハローワーク下松	744-0017	下松市東柳1-6-1	0833-41-0870~1
ハローワーク光	743-0021	光市浅江5-3-11	0833-72-1500
ハローワーク岩国	740-0022	岩国市山手町1-1-21	0827-21-3281~3
ハローワーク柳井	742-0031	柳井市南町2-7-22	0820-22-2661
ハローワーク大島	742-2301	大島郡久賀町大字久賀字竜頭4799-1	0820-72-0298
<b>■徳島県</b>			
ハローワーク徳島	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-622-6305~8
ハローワーク小松島	773-0001	小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎1階	08853-2-3344~6
ハローワーク阿波池田	778-0003	三好郡池田町字マチ2429-10	0883-72-1221~2
ハローワーク脇町	779-3602	美馬郡脇町大字猪尻字東分5	0883-52-8609
ハローワーク阿南	774-0030	阿南市富岡町佃町 540-1	0884-22-2016~7
ハローワーク鴨島	776-0010	麻植郡鴨島町鴨島字中郷388-27	0883-24-2166~7
ハローワーク鳴門	772-0003	鳴門市撫養町南浜字権現12	088-685-2270~2
ハローワーク牟岐	775-0006	海部郡牟岐町大字中村本村52-1	0884-72-1103~4
<b>■香川県</b>			
ハローワーク高松	760-0062	高松市花ノ宮町2-2-3	087-869-8609代)
ハローワーク丸亀	763-0033	丸亀市中府町1-6-38	0877-21-8609代)
ハローワーク坂出	762-0031	坂出市文京町1-4-38	0877-46-5545代)
ハローワーク観音寺	768-0067	観音寺市坂本町7-8-6	0875-25-4521代)
ハローワークさぬき	769-2301	さぬき市長尾東889-1	0879-52-2595代)
ハローワーク東かがわ	769-2601	東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎	0879-25-3167代)
ハローワーク土庄	761-4104	小豆郡土庄町吉ヶ浦6195-3	0879-62-1411代)
<b>■愛媛県</b>			
ハローワーク松山	790-8522	松山市宮田町188-6	089-932-1010

ハローワーク今治	794-0043	今治市南宝来町2-1-6	0898-32-5020
ハローワーク八幡浜	796-0010	八幡浜市大字松柏丙838-1	0894-22-4033
ハローワーク宇和島	798-0036	宇和島市天神町4-7	0895-22-8609
ハローワーク新居浜	792-0025	新居浜市一宮町1-14-16	0897-34-7100
ハローワーク西条	793-0030	西条市大町受315-4	0897-56-3015
ハローワーク伊予三島	799-0405	伊予三島市中央1-16-72	0896-24-5770
ハローワーク大洲	795-0054	大洲市中村長畑210-6	0893-24-3191
<b>■高知県</b>			
ハローワーク高知	780-8560	高知市稻荷町6-20	088-883-2521
ハローワーク土佐山田	782-0033	香美郡土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田町地方合同庁舎1F	0887-53-4171
ハローワーク須崎	785-0012	須崎市西糸町4-3	0889-42-2566
ハローワーク中村	787-0012	中村市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎	0880-34-1155
ハローワーク土佐清水	787-0332	土佐清水市汐見町1-19	0880-82-0151
ハローワーク安芸	784-0001	安芸市矢ノ丸4-4-4	0887-34-2111
ハローワーク伊野	781-2120	吾川郡伊野町枝川1943-1	088-893-1225
<b>■福岡県</b>			
ハローワーク福岡中央	810-8609	福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609
ハローワーク天神	810-0001	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ12階	092-725-8609
ハローワーク飯塚	820-8540	飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609
ハローワーク山田	821-0012	山田市上山田柿ノ木407-10	0948-52-0866
ハローワーク大牟田	836-0047	大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551
ハローワーク八幡	806-8509	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎	093-622-5566
ハローワーク久留米	830-8505	久留米市諫訪野町2401	0942-35-8609
ハローワーク大川	831-0041	大川市大字小保614-6	0944-86-8609
ハローワーク小倉	802-8507	北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609
北九州サポート・ハローワーク (大手町出張所)	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 北九州清和ビル7F	093-522-8609
ハローワーク戸畠	804-0053	北九州市戸畠区牧山1-1-15	093-871-1331
ハローワーク直方	822-0002	直方市大字頓野字正境3334-5	0949-22-8609
ハローワーク田川	826-8609	田川市大字弓削田字大橋184-1	0947-44-8609
ハローワーク行橋	824-0031	行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609
ハローワーク豊前	828-0021	豊前市大字八屋322-70	0979-82-8609
ハローワーク若松	808-0034	北九州市若松区本町1-14-12	093-771-5055
ハローワーク福岡東	813-8609	福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609
ハローワーク門司	800-0004	北九州市門司区北川町1-18	093-381-8609
ハローワーク門司港労働出張所	801-0853	北九州市門司区東港町6-49	093-321-0064
ハローワーク八女	834-0023	八女市大字馬場字水洗514-3	0943-23-6188
ハローワーク甘木	838-0061	甘木市大字菩提寺字中ノ坪480-3	0946-22-8609
ハローワーク福岡南	816-8577	春日市春日公園3-2	092-513-8609
ハローワーク福岡西	819-8552	福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609
<b>■佐賀県</b>			
ハローワーク佐賀	840-0814	佐賀市成章町5-21	0952-24-4361~4
ハローワーク小城出張所	845-0001	小城郡小城町231の2	0952-73-3034
ハローワーク神埼出張所	842-0003	神埼郡神埼町本堀3261-1	0952-52-2966
ハローワーク唐津	847-0817	唐津市熊原町3193	0955-72-8609
ハローワーク武雄	843-0023	武雄市武雄町昭和39-9	0954-22-4155~6

ハローワーク伊万里	848-0027	伊万里市立花町通谷1542-25	0955-23-2131~3
ハローワーク鳥栖	841-0035	鳥栖市東町一丁目1073	0942-82-3108~9
ハローワーク鹿島	849-1311	鹿島市高津原二本松3524-3	0954-62-4168~9
ハローワーク多久	846-0003	多久市北多久町多久原2700	0952-75-3175~6
<b>■長崎県</b>			
ハローワーク長崎	852-8522	長崎市宝栄町4-25	095-862-8609代)
ハローワーク佐世保	857-0851	佐世保市稻荷町2-30	0956-34-8609代)
ハローワーク諫早	854-0022	諫早市幸町4-8	0957-21-8609代)
ハローワーク大村	856-8609	大村市松並1-213-9	0957-52-8609代)
ハローワーク島原	855-0042	島原市片町633	0957-63-8609代)
ハローワーク江迎	859-6101	北松浦郡江迎町長坂免182-4	0956-66-3131代)
ハローワーク松浦	859-4501	松浦市志佐町浦免856-1	0956-72-0117代)
ハローワーク福江	853-0007	福江市福江町7-3	0959-72-3105代)
ハローワーク久留美	817-0013	下県郡嚴原町中村642-2	0920-52-8609代)
ハローワーク壱岐	811-5133	壱岐郡郷ノ浦町本村触620-4 壱岐合同庁舎1階	0920-47-0054
ハローワーク大瀬戸	857-2303	西彼杵郡大瀬戸町瀬戸西浜郷412 合同庁舎2階	0959-22-0033代)
<b>■熊本県</b>			
ハローワーク熊本	862-0971	熊本市大江6-1-38	096-371-8609代)
ハローワーク上益城	861-3206	上益城郡御船町大字辺田見395	096-282-0077
ハローワーク八代	866-0853	八代市清水町1-34	0965-31-8609
ハローワーク菊池	861-1307	菊池市大字片角字西原298-1	0968-24-8609
ハローワーク鹿本	861-0501	山鹿市山鹿970	0968-44-8609
ハローワーク玉名	865-0064	玉名市中1334-2	0968-72-8609
ハローワーク荒尾	864-0003	荒尾市宮内出自上西田216-3	0968-62-8609
ハローワーク天草	863-0002	本渡市本渡町本戸馬場3018番地1 本渡労働総合庁舎1	0969-22-8609
ハローワーク牛深	863-1901	牛深市牛深町字大池田1522-4	0969-73-4011
ハローワーク球磨	868-0014	人吉市下薩摩瀬町字竹原1602-1 人吉労働総合庁舎1F	0966-24-8609
ハローワーク宇城	869-0502	下益城郡松橋町大字松橋266	0964-32-8609
ハローワーク阿蘇	869-2612	阿蘇郡一の宮町大字宮地字九門2318-3 阿蘇労働総合庁舎1F	0967-22-8609
ハローワーク水俣	867-0061	水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609
<b>■大分県</b>			
ハローワーク大分	870-8555	大分市都町4-1-20	097-534-8609
ハローワーク別府	874-0902	別府市青山町11-22	0977-23-8609
ハローワーク中津	871-8609	中津市大字中殿550-21	0979-24-8609
ハローワーク日田	877-0012	日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609
ハローワーク臼杵	875-0041	臼杵市大字臼杵字洲崎72-255	0972-62-8609
ハローワーク佐伯	876-0811	佐伯市鶴谷町1-3-28	0972-24-8609
ハローワーク宇佐	879-0453	宇佐市大字上田1055-1	0978-32-8609
ハローワーク三重	879-7131	大野郡三重町市場1225-9	0974-22-8609
<b>■宮崎県</b>			
ハローワーク宮崎	880-8533	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245代)
ハローワーク延岡	882-0872	延岡市愛宕町2-2300	0982-32-5435代)
ハローワーク高千穂	882-1101	西臼杵郡高千穂町三田井1371-1	0982-72-2436代)

ハローワーク日向	883-0041	日向市北町2-11	0982-52-4131代)
ハローワーク都城	885-0072	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎1階	0986-22-1745代)
ハローワーク日南	889-2536	日南市吾田西1-7-23	0987-23-8609代)
ハローワーク高鍋	884-0006	児湯郡高鍋町大字北高鍋字東畠田 47街区2号	0983-23-0848代)
ハローワーク西都	881-0005	西都市大字三宅9451 宮崎県西都総合庁舎	0983-43-3162代)
ハローワーク小林	886-0004	小林市大字細野字瀬戸ノ口367-5	0984-23-2171代)
<b>■鹿児島県</b>			
ハローワークかごしま	890-8555	鹿児島市下荒田1-43-28	099-250-6060
鹿児島公共職業安定所鹿児島労働分室	892-0835	鹿児島市城南町32-11	099-223-4215~6
ハローワーク川内	895-0063	川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎1階	0996-22-8609
ハローワーク鹿屋	893-0046	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎1階	0994-42-4135~6
ハローワーク国分	899-4332	国分市中央1丁目4番35号	0995-45-5311~3
ハローワーク加世田	897-0002	加世田市武田17835-2	0993-53-5111
ハローワーク枕崎	898-0051	枕崎市中央町6	0993-72-0228
ハローワーク伊集院	899-2521	日置郡伊集院町大田825-3	099-273-3161~2
ハローワーク大口	895-2511	大口市里768-1	09952-2-8609
ハローワーク栗野	899-6207	姶良郡栗野町米永478-1	0995-74-2024
ハローワーク大隅	899-8102	曾於郡大隅町岩川5575-1	0994-82-1265~6
ハローワーク志布志	899-7103	曾於郡志布志町志布志1-8-10	0994-72-0047
ハローワーク出水	899-0201	出水市緑町37-5	0996-62-0685~6
ハローワーク阿久根	899-1626	阿久根市鶴見町167	0996-73-3400
ハローワーク熊毛	891-3101	西之表市西之表9786	09972-2-1318~9
ハローワーク名瀬	894-0036	名瀬市長浜町1-1	0997-52-4611~2
ハローワーク瀬戸内	894-1508	大島郡瀬戸内町古仁屋36-1	09977-2-0331
ハローワーク徳之島	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1	0997-82-1438
ハローワーク指宿	891-0404	指宿市東方9489-11	0993-22-4135~6
ハローワーク宮之城	895-1803	薩摩郡宮之城屋地2035-3	0996-53-0153
<b>■沖縄県</b>			
ハローワーク那覇	900-8601	那覇市おもろ町1-3-25	098-866-8609
ハローワーク沖縄	904-0003	沖縄市住吉1-23-1	098-939-3200
ハローワーク名護	905-0021	名護市東江4-3-12	0980-52-2810
ハローワーク宮古	906-0013	平良市字下里1020	09807-2-3329
ハローワーク八重山	907-0004	石垣市字登野城55-4	09808-2-2327

## あとがき

# テキストから実践へ 働くためのマニュアル誕生！ 「働きたーい！」の思いの実現に向けて

2003年11月にできたテキスト『働きたーい！』は、当事者や熱心な支援者に喜ばれ、全国各地で開かれた研修会でもさまざまな反響がありました。

「自分のやりたいことをあきらめなくていいと思えてきた」高校2年生。

研修会をきっかけにして支部活動に積極的に参加し、新たな人生の扉を開いたご一家。

障害者職業センターやハローワークの有効な活用方法を知り、前向きな求職活動を開始した多数の方々。

それぞれが「①やめない努力が必要、②適材適所の選択が必要、③就職活動は総じて個人の作業（頼れるものは少ない）」ということに気づきつつ、本当の自分を見つめなおすよい機会になったようです。

本企画委員会では、以上のこと踏まえ、より多くの事例や社会資源について検討し、テキストから本格的なマニュアルへ本書を高めよう、ということになりました。

具体的にはテキストで掲載した内容も一部改編して再録し、新たに実践編として、さまざまな就労経験の事例にワンポイントアドバイスをつけて、「働きたーい！」の思いの実現をめざす人たちや関係者のために役立てていただけるように編集しました。

実践編に掲載した事例は、「仕事にはマッチングが必要です」「箱折り作業が気に入って就労をめざしたが」「実力本位の外資系会社で」「作業所で新しい人間関係を築く」「てんかん協会のピアカウンセリングを通して」「7年の空白を資格取得とオープンでの仕事探しで克服」「ボランティア活動で自信回復」「自営業への関心をもてて」などのネーミング（章題）で整理させていただきました。そして、テキストにも掲載していた「先輩からのメッセージ」として、松崎元さん、持山拓也さん、高橋哲郎先生の玉稿、八木和一先生からの事例、現状編の「就労の実態」として、

ファンケルスマイル社の方の事例、企業での就労実態調査結果とあわせ、参考にしていただければ幸いです。お読みいただいているご本人、ご家族、支援されている方、雇用主のみなさんが身近に感じる事例や働き方が必ずどこかに見出せるはずです。

就職活動は総じて個人の作業（頼れるものは少ない）という現状ながら、公的に、あるいは民間で、就労や生活を支えるための相談窓口が少しずつでき始めています。

精神障害者という大きなくくりの中で、手帳を取得して次へ進むというシステムに抵抗がなければ、かなりのサービスが受けられるようになります。しかし、そのことに抵抗がある方であっても道は閉ざされているわけではありません。てんかん協会の支部や障害者職業センター、ハローワーク、小規模作業所など、さまざまなことで悩んでいる方々を支える機関はけっこうあります。自動車の運転免許が一定の条件を満たせば取得できるようになったこととあわせ、少ながらぬ朗報（グッドニュース）を喜んでください。

巻末に掲載した各種社会資源の一覧もお役に立てると思います。

なお、就職活動の前に当マニュアルをじっくりとお読みいただき、さまざまな状況と反応をあらかじめ予想し、思いがけない言葉に戸惑わない準備をしてからお電話することをお勧めします。

前向きな人生の歩みを共に考え続けてゆきましょう。

2004年3月

てんかんがある人々の職業相談を円滑に進める事業企画委員会

## てんかんがある人々の職業相談を円滑に進める事業企画委員会（五十音順）

青木 律子	明治大学非常勤講師
青柳 智夫	神奈川障害者職業センター 日本てんかん協会理事
久保田英幹	国立療養所静岡神経医療センター 日本てんかん協会常任理事
向後 礼子	職業能力開発総合大学校福祉工学科講師
下川 悅治	さざなみ福祉会理事長 日本てんかん協会副会長
平野 廉治	日本てんかん協会常任理事
福井 典子	日本てんかん協会常務理事
八木 和一【委員長】	国立療養所静岡神経医療センター名誉院長

### 【事務局】

宇田川哲雄	日本てんかん協会事務局長
富田 明子	日本てんかん協会事務局員
加藤 景子	スタッフ

「働きたーい！」の思いを実現するために——てんかんのある人の就労マニュアル

2004年3月15日発行

編著者 てんかんがある人々の職業相談を円滑に進める事業企画委員会  
発行者 鶴井 啓司  
発行所 社団法人日本てんかん協会  
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8 全国財團ビル内  
TEL. 03(3202)5661 FAX. 03(3202)7235  
e-mail nami@scan-net.ne.jp

表紙デザイン・イラスト——咲ちひろ  
本文組編集——小国文男

製作協力——クリエイツかもがわ  
印刷・製本——新日本プロセス株

## 社団法人日本てんかん協会の案内

# 「日本てんかん協会」は 市民であるあなたがつくる、 あなたの会です。

日本てんかん協会は、てんかんについての正しい知識を広め、てんかんのある人々とその家族に生活や医療・教育などについてのアドバイスを与え、いろんな調査や研究をすることによって、てんかんのある人々とその家族の苦しみを少なくしていこうという目的をもっています。

日本てんかん協会は、会員によって構成されている全国単一組織の福祉団体です。てんかんのある患者本人やその家族を中心に、専門医、専門職、そして一般市民によって構成される開かれた市民団体です。

会の趣旨に賛同された16歳以上の方は、どこにすんでいても、いつでもだれでも入会できます。会員のプライバシーは守られ、名簿は公開されません。会からの郵便物は、会長などの個人名で送られます。

「てんかん」を分かり易くビデオ・テキスト化

## シリーズ『援助の実際』(1)

ビデオ/VHS (20分) テキスト/A5判・32頁～144頁

### ■Vol.0/てんかん発作の介助と観察



- \*テキスト監修／国立療養所静岡東病院（てんかんセンター）院長 清野昌一
  - \*ビデオ監修・出演／国立療養所静岡東病院（てんかんセンター）副院長 八木和一
  - \*医療・教育・福祉の分野で、てんかんをめつ人々と日常的に接する専門職のために企画したビデオです。
- 1.てんかんとは 2.発作の種類 3.介助と観察について説明し、発作記録帳の記入例も提示します。

### ■Vol.2/てんかんの診断と治療



- \*ビデオ・テキスト監修・出演／国立療養所寺泊病院（てんかんセンター）院長 梶鎮夫
- \*協力・出演／河村ちひろ（社団法人日本てんかん協会理事）
- \*脳の慢性疾患であるてんかんは、専門的な治療が不可欠であり、その前提は正しい診断です。各種検査方法や発作分類等を説明しながら、初診から治療終了までの流れをおいます。

### ■Vol.4/てんかんと共に生きる



- \*テキスト監修・出演／国立療養所宇多野病院（関西てんかんセンター）副院長 河合逸雄
- \*協力・出演／高橋哲郎（龍谷大学教授・協会前会長）と奥様。
- \*大学教授として多忙な生活を送る高橋前会長が、病名告知、就職、結婚、日常生活について40年の自らの体験を語ります。テーマは、生活・健康・結婚・就労の4つ。

### ■Vol.6/なかまの輪ー(社)日本てんかん協会



- \*ビデオ監修・ナレーション・テキスト執筆／社団法人日本てんかん協会常務理事 松友了
- \*協力・出演／協会役員・会員の方々、19回全国大会参加者の皆さん。
- \*会には、さまざまな人が集います。多くの本人と家族が、自分の悩みと考え、喜びと希望を、仲間に語りかけます。そして、会の活動と展望をご案内します。あなたは独りではありません。

- ビデオ価格案内…ビデオは全てテキスト付です。(送料・税別)  
• Vol.0,1,2,3,4,6 本体価格@6500円  
• Vol.5 本体価格@7500円  
• Vol.7 本体価格@7100円  
• Vol.8,9 本体価格@6796円  
• Vol.10,11,12,13,14,15 本体価格@6800円

### ■Vol.1/おさむくんの世界ー「てんかん」ってな～に？



- \*ビデオ監修・出演／香川医科大学精神神経科講師 久郷敏明
- \*協力／鶴井おさむくん（愛媛県松山市・小学校6年生）とご両親、弟さん
- \*おさむくんは、どこにでもいる元気な小学校6年生。ただ、毎日薬を飲まなくてはならないのが憂うつです。主治医の久郷先生が、病のこと・薬のことを分かりやすく説明してくれます。テキストQ&A方式

### ■Vol.3/てんかんを持つ子どものくらし



- \*テキスト監修・出演／国立療養所釜石病院（北東北てんかんセンター）院長 伊東宗幸
- \*協力・出演／三島弘太郎くん（岩手県盛岡市・小学校6年生）とご家族
- \*障害児学級へ通う弘太郎くんの生活を通じ、日常生活の過ごし方について、ご両親や同じ仲間の悩みを浮き彫りにしました。1.生活 2.健康 3.家族以外とのつきあい 4.学校 等の4つからまとめてみました。

### ■Vol.5/てんかんの外科治療



- \*ビデオ監修・出演・テキスト執筆／東京都神経病院脳神経外科医長 清水弘之
- \*協力／東京都立神経病院
- \*近年急速に進歩した脳神経外科治療について、治療の原理、方法、検査など、わが国的第一級の専門医が分かりやすく説明します。テキストは先生の完全書き下ろしで、ビデオにより詳しく説明し、ビデオを補完します。

### ■Vol.7/てんかんの薬物治療



- \*ビデオ監修・出演・テキスト執筆／てんかん専門病院・ペーテル(宮城県岩沼市)院長 曽我孝志
- \*協力・出演／ペーテルの入院・外来患者の皆さん
- \*様々な検査から、診断、薬の選び方、副作用への対応、薬をきちんと飲み続けることの重要性まで、長い治療の道すじを、一日で納得できるように解説しています。テキストは、図・表などが豊富に挿入された具体的な実践書です。

### ○テキスト価格案内 (税込・送料別)

- Vol.0,1,2,3,4,6,8,9,10,11,12,13,14,15 本体価格@4900円
- Vol.5 本体価格@1500円
- Vol.7 本体価格@1000円

### ○テキスト大量購入割引 (10部以上の場合) (税・送料別)

- 1部@300円 (同時にビデオ購入があれば@200円)  
(Vol.5,7のテキストを除く)

「てんかん」を分かり易くビデオ・テキスト化

## シリーズ『援助の実際』(2)

ビデオ/VHS (20分) テキスト/A5判・32頁～144頁

### ■Vol.8/てんかんの検査



- \*監修・出演／国立精神・神経センター武蔵病院 外来部長 大沼悌一
- \*てんかん治療には欠かせない検査について、第一線の専門家である武蔵病院の各先生方が詳しく説明を加えたもので、最新の技術も分かりやすく解説されております。これ一つで、てんかん診療についての検査が全てわかります。
- \*ビデオを具体的により詳しく理解するために、テキスト（小冊子）がついています。

### ■Vol.10/てんかんと療育



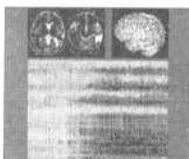
- \*編著・出演／横浜市保土ヶ谷保健所所長・三宅捷太
- \*療育とは何かを明らかにし、てんかんと他の障害を併せ持つ子の療育を取り上げた初めてのビデオ。障害を併せ持つ子のいのちの輝き（QOL）を高めるためにはどうしたらよいかを分かり易く解説した。ビデオを具体的により詳しく理解するために、テキストが付いています。

### ■Vol.12/成人の難治てんかん



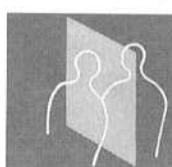
- \*編著・出演／国立療養所静岡東病院（てんかんセンター）院長・八木和一
- \*成人の難治てんかん患者に適切な医学的治療が必要なのは言うまでもないですが、成人の患者には医学的な面の他に「自立」「就労」「結婚」「妊娠・出産」といった問題も待ちかまえています。このような問題の解決を含め、成人難治てんかん患者への援助方法を分かりやすく解説しました。

### ■Vol.14/後遺症・合併症としてのてんかん



- \*監修・出演／国立療養所新潟中央病院（てんかんセンター）臨床研究部長・亀山茂樹
- \*てんかんはさまざまな病気やケガの後遺症・合併症として発病する場合があります。このビデオはまずテキストでこれら「後遺症・合併症」として発病するてんかんを詳細に解説し、ビデオでこれらのてんかんを診断、治療するための最新の医療機器や診断方法などを解説いたしました。

### ■Vol.9/てんかんと教育



- \*監修・出演／国立特殊教育総合研究所 病弱教育研究部長 原仁
- \*就学時の進路選択をはじめ生活管理指針を明かにし、てんかんをもつ子どもにとっての教育の実際と対応について詳しく解説します。教育に関わるすべての人々に必見のビデオです。
- \*ビデオを具体的により詳しく理解するために、テキストが付いています。

### ■Vol.11/小児期の難治てんかん



- \*監修・出演／岡山大学医学部小児神経科教授・岡鎌二
- \*難治の小児てんかんをもつ子どもに関する全ての人のために、小児期の難治てんかんの実態、原因、治療法などの他に、遭遇するであろう事態への対処法までをも網羅した、難治てんかんを持つ子どものQOLを向上させる為に必携のビデオです。

### ■Vol.13/発作があっても仕事がしたいーてんかんと作業所ー



- \*監修・出演／(社)日本てんかん協会副会長・さざなみ福祉会代表 下川悦二
- \*1994年福岡市に日本で初めてのてんかんを持つ人の作業所「あかり」が解説されました。なぜ既存の作業所では無理だったのか。てんかん故の様々な問題に対しての取り組みなどを紹介します。今現在てんかんを持つ利用者がいる作業所の方、父母の方、養護学校の教諭など、てんかんにかかるすべての方にご覧戴きたいビデオです。

### ■Vol.15/てんかんの薬物療法



- \*監修・出演／東京女子医科大学小児科助教授・小国弘量
- \*てんかん治療の根本は薬物治療、つまり抗てんかん薬です。抗てんかん薬は投与量や薬剤選択を誤ると副作用の発現や発作の抑制が困難となる場合があります。このビデオでは現在日本で使用されている抗てんかん薬について取り上げ、その適応する発作型や、薬理学的動態や副作用などを、解説いただきました。

●お申し込み・お問合わせ

法人 日本てんかん協会 〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2-2-8 「全国財團」ビル内 TEL.03-3202-5661 FAX.03-3202-7235

●(社)日本てんかん協会「事務局」一覧 2004年3月1日現在●

都道府県	代表名	〒	事務局住所	T E L	F A X	設立年月日
本部		162-0051	新宿区西早稲田2-2-8 「全国財団」ビル4F	03-3202-5661	03-3202-7235	
北海道	近藤 彰孝	064-0804	札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター内	011-854-1267	011-854-1267	1978.10.1
青森		030-0903	青森市栄町2-7-3 ワーク・あかり気付	090-2952-7950		1988.6.26
岩手	千葉 祐子	020-0812	盛岡市川目6-93-4 (社福)いきいき牧場 矢羽々京子気付	019-666-2322	019-666-2324	1974.12.8
宮城	萩原せつ子	983-0021	仙台市宮城野区田子1-21-6 松崎幸司方	022-259-6040	022-259-6013	1980.2.24
秋田	我妻 清明	019-1522	仙北郡千畠町金沢東根下村85 田口晴彦方	0187-84-2575	0187-84-3230	1987.9.27
山形	工藤 昭二	992-0832	西置賜郡白鷹町荒砥乙2881 工藤昭二方	0238-85-4288	0238-85-4288	1990.7.8
福島	吉田 大二	962-0813	須賀川市大字和田字立石30-1 吉田寿美方	0248-75-1964	0248-75-1964	1989.6.25
茨城	鈴木 宏哉	311-1125	水戸市大場2330-4 鈴木宏哉方	029-269-4084	029-269-4084	1988.11.20
栃木	鈴木 陽一	320-0074	宇都宮市細谷町684-18 鈴木勇二方	028-627-9006	028-627-9006	1987.6.28
群馬	清水 信三	371-0034	前橋市昭和町2-16-24 岡田則子方	027-234-0253	027-231-6904	1990.5.27
埼玉	新井 勝	363-0027	桶川市川田谷6655 新井佐代子方	048-787-3445	048-787-3445	1984.4.8
千葉	永島 武	279-0043	浦安市富士見2-3-17 大塚晴美方	047-353-7080	047-353-7080	1980.12.14
東京	三上 伸	162-0051	新宿区西早稲田2-2-8 「全国財団」ビル4F	03-3204-0874	03-5272-6078	1977.3.21
神奈川	森 敏一	222-0035	横浜市港北区烏山町1752横浜ラボール3F団体交流室内	045-475-2360	045-475-2064	1977.5.21
山梨	葛西ヨリ子	400-0856	甲府市伊勢3-1-4 寺沢郁夫方	055-235-0806	055-227-7216	1999.6.26
新潟	鈴木 守男	953-0015	西蒲原郡巻町松野尾3262 矢部日出海方	0256-73-4308	0256-73-4308	1977.5.29
富山	平井 道子	930-0881	富山市安養坊680 あかりハウス内	076-441-1488	076-441-1488	1990.11.25
石川	今村 俊一	921-8025	金沢市増泉2-8-5 旭ハウス11号 石黒喜美子方	076-245-7533	076-245-7533	1988.6.19
福井	土山 敏則	918-8003	福井市毛矢2丁目5-6 後藤勇一方	0776-33-0444		1986.10.25
長野	小林 真人	381-0405	下高井郡山ノ内町夜間瀬2491-15 塚田一男方	0269-33-0984	0269-33-0984	1987.5.23
岐阜	秋山 敦子	502-0911	岐阜市北島7-1-12 望月方	058-233-6307	058-233-6307	1988.6.19
静岡	木川 誠	420-0036	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館2F	054-255-0853	054-273-3240	1978.4.9
愛知	桙原 勝子	463-0027	名古屋市守山区弁天が丘506 朝妻清方	052-798-1084		1987.5.22
三重	渕脇 隆広	510-0874	四日市市河原田町2073-1-105 米田拓也方	0593-48-0591	0593-48-0591	1987.5.17
滋賀	中村 建	520-0027	大津市錦織1-18-47 白崎ハイツ1-B 中村建方	077-525-0885	077-525-0885	1989.11.19
京都	平田 孝雄	602-8143	京都市上京区堀川丸太町下ル 京都社会福祉会館4F京都難病団体連絡協議会内	075-822-7881	075-822-7881	1988.4.10
大阪	河本 文子	553-0006	大阪市福島区吉野4-29-20 大阪NPOプラザ201号大阪NPOセンター内	06-6468-1206	06-6468-1206	1974.3.10
兵庫	中村 栄一	622-0916	西宮市戸町3-5-401 岩宮冬樹方			1985.10.13
奈良	和田智恵子	639-1042	大和郡市小泉町246-3 Com.きらめき内	0743-54-1430	0743-54-1430	1989.11.26
和歌山	森 啓子	640-8461	和歌山市船所28-1 土橋登世子方	073-453-1291	073-453-1293	1987.11.22
鳥取	北川 達也	683-0851	米子市夜見町3066-17 渡部恵子方	0859-29-4371	0859-29-4371	1990.12.16
島根	竹下 久由	693-0011	出雲市大津町426-9 伊藤由美方	0853-22-9741	0853-22-9741	1995.11.26
岡山	岡 錠次	700-0916	岡山市西之町4-113 西本康裕方	086-241-5659	086-241-5659	1990.7.1
広島	岩崎 學	730-0051	広島市中区大手町5-16-18	082-242-6540	082-242-6540	1986.10.26
山口	林 隆	753-0091	山口市天花1-11-10 石川信子方	083-925-2202	083-925-2202	1998.5.2
香川	北谷 光	761-0301	高松市林町387-2 山本千明方	087-888-6215	087-888-6215	1991.4.21
徳島	森川シマエ	770-8051	徳島市沖浜町大木256 吉田啓子方	088-656-2197	088-656-2197	1996.9.20
愛媛	鶴井 啓司	791-8067	松山市古三津3-7-35 鶴井善子方	089-952-1095	089-952-1164	1987.11.15
高知	北村 富代	780-8063	高知市朝倉丙1752-8 浅野淳子方	088-840-7964	088-840-7964	1988.11.20
福岡	熊丸 恵子	814-0133	福岡市城南区七隈2-2-2	092-801-2958	092-801-2958	1980.4.13
佐賀	柴田 和子	840-0801	佐賀市駅前中央1丁目8-32 スクエアビル3F レターケース43番	090-5747-0262		2002.3.10
長崎	下村 洋	852-8104	長崎市茂里町2-41 長崎市障害福祉センター	095-848-9605	095-848-9605	1990.4.1
熊本	黒田チズ子	862-8005	熊本市龍田陣内4-23-8 ふれあいワーク内	096-368-0324	096-368-0324	1988.4.24
大分	安部 綾子	870-0128	大分市森679-6 リフォーム夢舎内	097-527-5443	097-527-5443	1987.2.15
宮崎		880-0837	宮崎市村角町天神田1762-21 木許宏美方	0985-29-2693	0985-29-2693	1992.6.27
鹿児島		891-0112	鹿児島市魚見町108-8 原田秀逸方	099-267-1854	099-267-1854	1989.12.17
沖縄	上門トシ子	901-1117	島尻郡南風原町字津嘉山526 嘉数清美方	098-889-2299		1990.11.18